

第3次青森県子ども・若者育成支援  
推進計画（案）

令和5年 月

青森県



## 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	1
4 計画の対象 .....	2
<b>第2章 子ども・若者をめぐる現状と課題</b> .....	3
1 社会環境と子ども・若者 .....	3
2 困難を有する子ども・若者 .....	18
3 家庭・地域と子ども・若者 .....	36
<b>第3章 計画の基本的考え方</b> .....	44
1 基本理念 .....	44
2 基本目標 .....	44
3 施策体系 .....	47
<b>第4章 施策の方向と展開</b> .....	52
<b>基本目標Ⅰ 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援</b>	
重点目標1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します .....	52
重点目標2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します .....	54
<b>基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援</b>	
重点目標3 ニート等に対する支援の充実を図ります .....	57
重点目標4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります .....	57
重点目標5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります .....	58
重点目標6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります .....	60
重点目標7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります .....	61
重点目標8 子どもの貧困対策を推進します .....	62
重点目標9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります ..	63
重点目標10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します ..	65
<b>基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成</b>	
重点目標11 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します ..	65

**基本目標Ⅳ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり**

重点目標 12 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します 67

重点目標 13 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを  
推進します …………… 68

重点目標 14 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します …… 69

**基本目標Ⅴ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成**

重点目標 15 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します …………… 71

**第5章 計画の推進に向けて …………… 72**

1 県の推進体制 …………… 72

2 関係機関等との連携・協働 …………… 72

3 計画の進行管理 …………… 73

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

次代の青森県を担う子ども・若者が、夢や希望を持ちながら、心身ともに健やかに成長していくこと、そして、次代を担う自立した人財として活躍し、活力に満ちた地域社会が創り上げられていくことは、県民すべての願いです。

県では、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備などを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」及び国の「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針として、「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、各種施策を展開してきました。

しかしながら、近年の新型コロナウイルス感染症の流行(以下「コロナ禍」という。)をはじめ、子ども・若者を取り巻く経済社会構造は、少子高齢化や核家族化等に加え、情報化、国際化等の影響により大きく変化しており、こうしたことを背景に、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、有害情報の氾濫などの環境の悪化が見られます。多くの子ども・若者は、生まれてから現在に至るまでの生育環境において、例えば不登校、いじめ、不登校、貧困、子ども虐待等相互に影響し合う様々な問題に直面し、不安を高め、孤独・孤立の問題を深めるなど、状況は更に深刻さを増しています。

こうした中、国においては、新たな課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

本計画は、これらの状況、未来を生きる子ども・若者に深く関係するSDGs(持続可能な開発目標)の考え方等を踏まえ、これまでの計画の見直しを行うとともに、本県における取組を更に推進するために策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

#### 4 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者としませんが、施策によっては40歳未満の者も対象とします。

なお、「子ども・若者」に係る呼称・年齢区分は、法令等により様々であることから、施策によっては、「青少年」、「少年」、「児童生徒」などの用語を使用しています。

##### ○ 本計画における「子ども・若者」に係る呼称について

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※ 学童期は、小学生の者

※ 思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

※ 思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、「子ども」「若者」それぞれに該当する場合があります。

※ 青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

※ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

※ このほか、法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合には、その用語を使用しています。

##### ○ 本計画における「人財」の表記について

青森県では、“人は青森県にとっての「財（たから）」である”という基本的考え方から、「人」「人材」などを「人財」と表しており、本計画でも「人財」という言葉で統一しています。

## 第2章 子ども・若者をめぐる現状と課題

### 1 社会環境と子ども・若者

#### (1) 子ども・若者を取り巻く社会環境

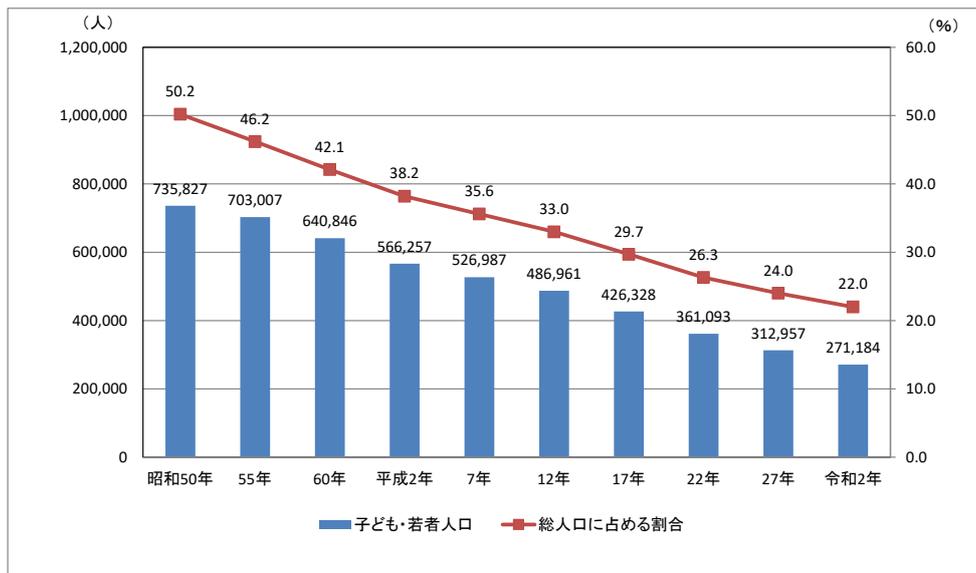
##### ① 子ども・若者人口の推移

総務省の「国勢調査」(令和2年)によると、令和2年10月1日現在の青森県の総人口は、123万8千人となっており、このうち、子ども・若者(0～30歳未満)人口は約27万1千人で、総人口の約22%を占めています。

子ども・若者人口はほぼ一貫して減少しており、総人口に占める子ども・若者の割合も、昭和55年の国勢調査で初めて50%を下回り、その後も低下を続けています。【図表1】

この状況は、出生率の低下、平均寿命の伸長などに起因しますが、加えて、大学への進学や就職などによる子ども・若者の県外流出も要因の一つとなっています。

図表1 子ども・若者人口及び割合の推移(青森県)



資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

##### ② 少子化・核家族化の進行

厚生労働省の「人口動態統計」によると、本県における令和3年の出生数は6,513人で、前年の6,837人を下回り、全国の状況と同様に出生数は減少傾向にあります。

また、令和3年の合計特殊出生率(15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が一生の間に産むと推定される子どもの数の平均)は、全国平均より0.01ポイント多い1.31となっていますが、人口が増えも減りもしない状態を維持するために必要な合計特殊出生率の水準(人口置換水準:2.07程度)を大きく下回っています。【図表2】

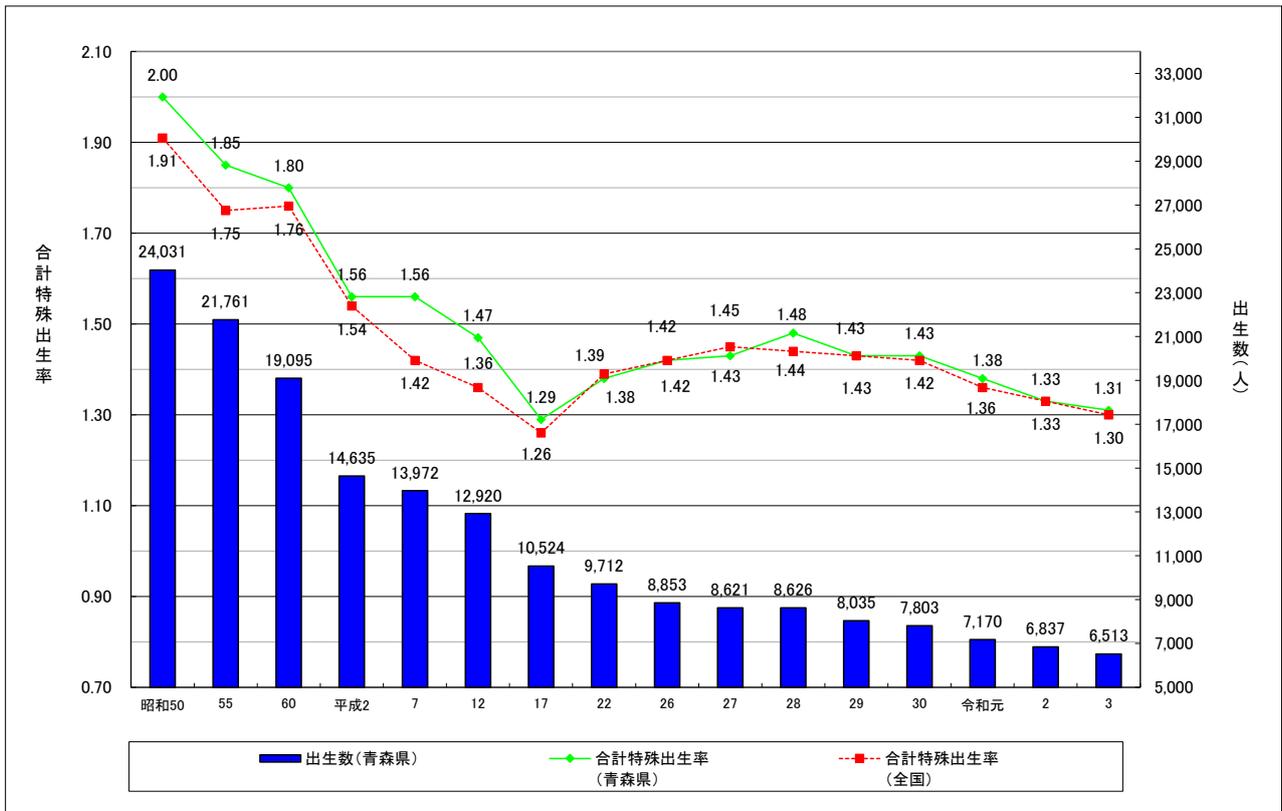
さらに、全国の状況として、児童のいる世帯に占める核家族世帯の割合は上昇の

傾向にあり、逆に三世帯世帯の割合は減少の傾向にあります。【図表 3】

このような状況から、核家族世帯では、子育て・教育に自らの父母等の助力を得ることが難しくなっており、特にひとり親家庭にあつては、配偶者の助力もなく、より負担感を高め、孤立感を深めやすくなっています。

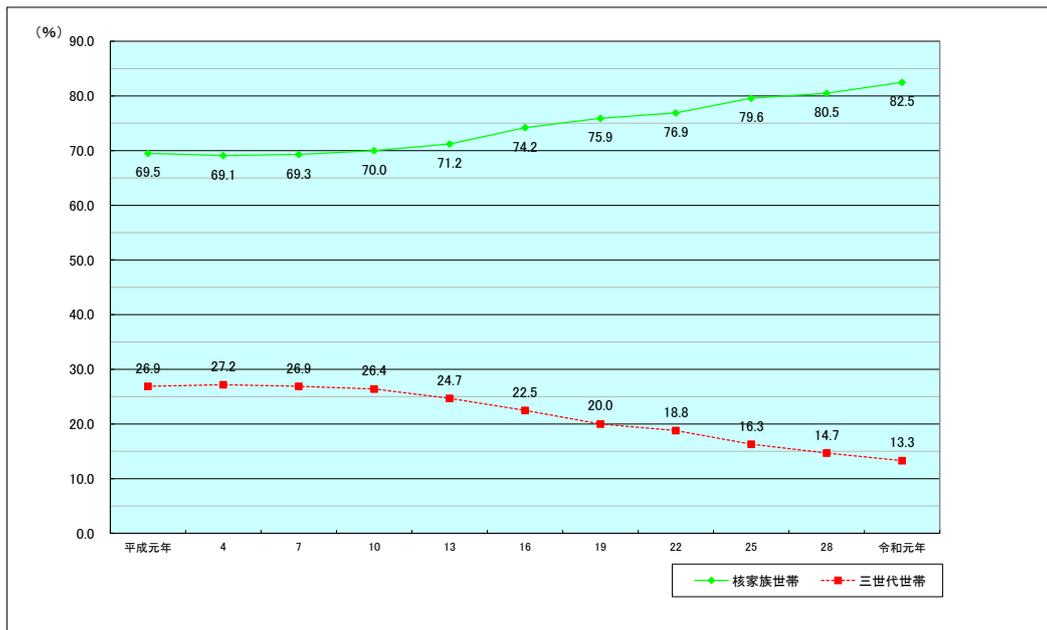
加えて、本来健やかに生まれ、成長・活躍の機会を存分に与えられるべき子ども・若者が、父母や他の家族等の介護が必要になった場合には、ケアを十分に受けられず、さらには、介護者（ヤングケアラー等）とならざるを得ない状況も見受けられます。

図表 2 出生数と合計特殊出生率の推移（青森県・全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和3年）

図表3 児童のいる世帯に占める核家族世帯、三世帯世帯の割合（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元年）

### ③ 情報化社会の進展

総務省の「通信利用動向調査」（令和3年）によると、全国におけるインターネットの人口普及率は82.9%となっています。【図表4】

また、青森県の「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）によると、自分専用の携帯電話・スマートフォンを所持している本県の児童生徒の割合は、小学生で94.1%、中学生で95.3%、高校生では99.8%となっています。【図表5】【図表6】

警察庁の発表（令和4年3月）によると、令和3年にインターネットを利用して被害に遭った児童は、コミュニティサイトに起因する被害では1,812人で、過去最多となった令和元年以降、減少傾向が続いています。【図表7】

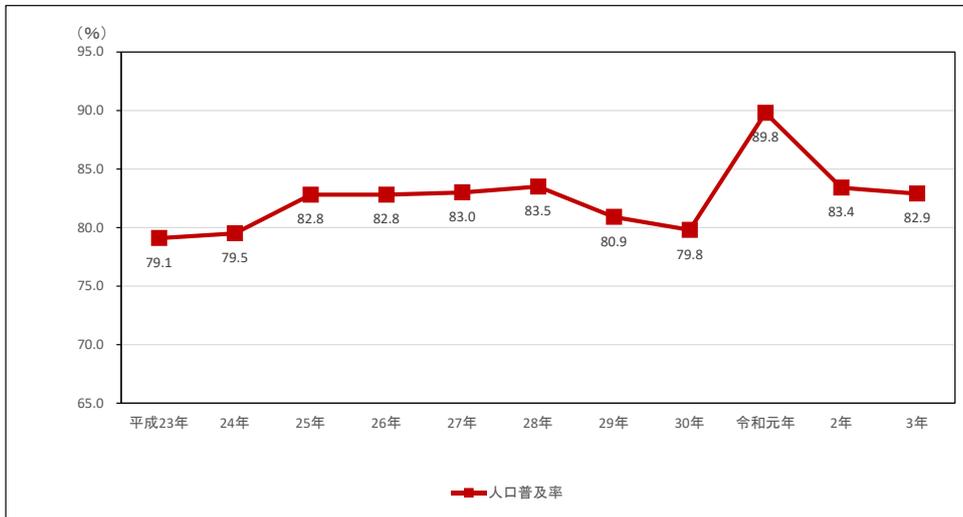
外出自粛を余儀なくされたコロナ禍は、インターネットの重要性を更に強く認識させました。

インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等を乗り越え、必要な知識やスキルを身につけたり、防災情報を含め最新の情報を入手したり、世界中の人々とコミュニケーションをとったりすること等が容易になります。生活の利便性を向上させるとともに、新たな産業などを創造することが期待される反面、子ども・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化やゲーム依存の問題が顕在化しています。違法で、青少年の健全な育成にとって有害な情報や虚偽情報があふれており、利用方法によっては、青少年がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に起因する犯罪の被害者や、誹謗中傷、いじめ等、加害者となるおそれがあります。

このことから、多様化・複雑化する子ども・若者の個々の状況に応じて、リアルとバーチャル両面の最適な組み合わせによりインターネット利用の利点を拡大し、

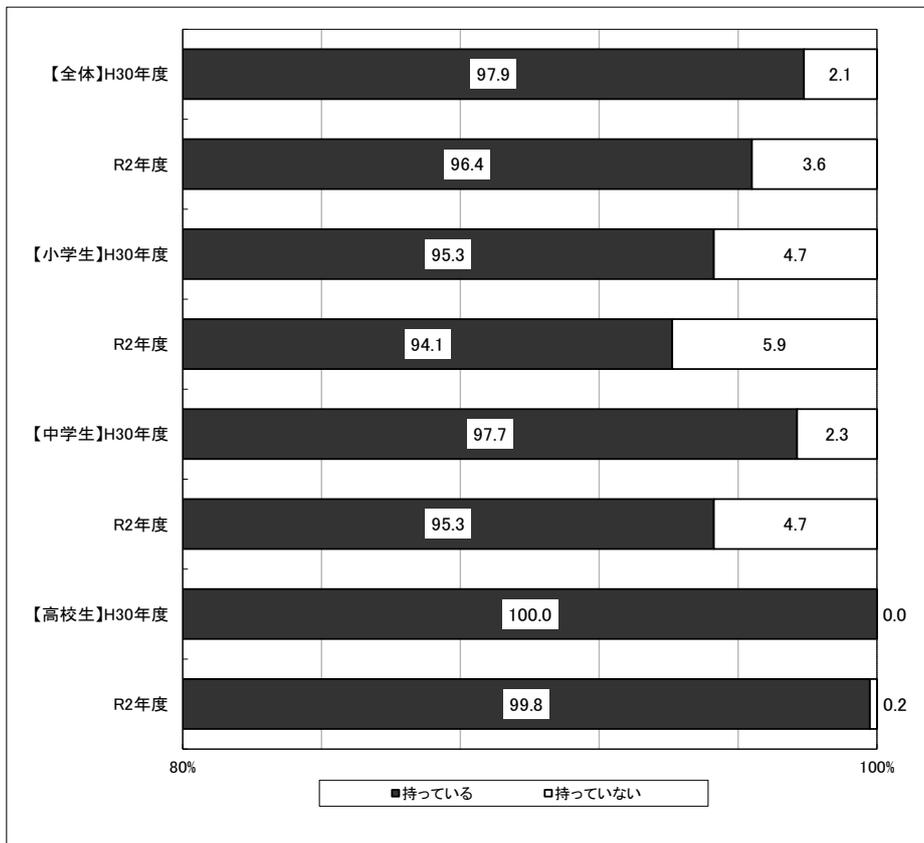
弊害を縮小しながら、家庭・学校・地域の連携により、社会全体で青少年を有害環境から守る取組を推進していくとともに、次代を担う子ども・若者をバランスよく育成していくことが求められています。

図表4 インターネット人口普及率の推移（個人・全国）



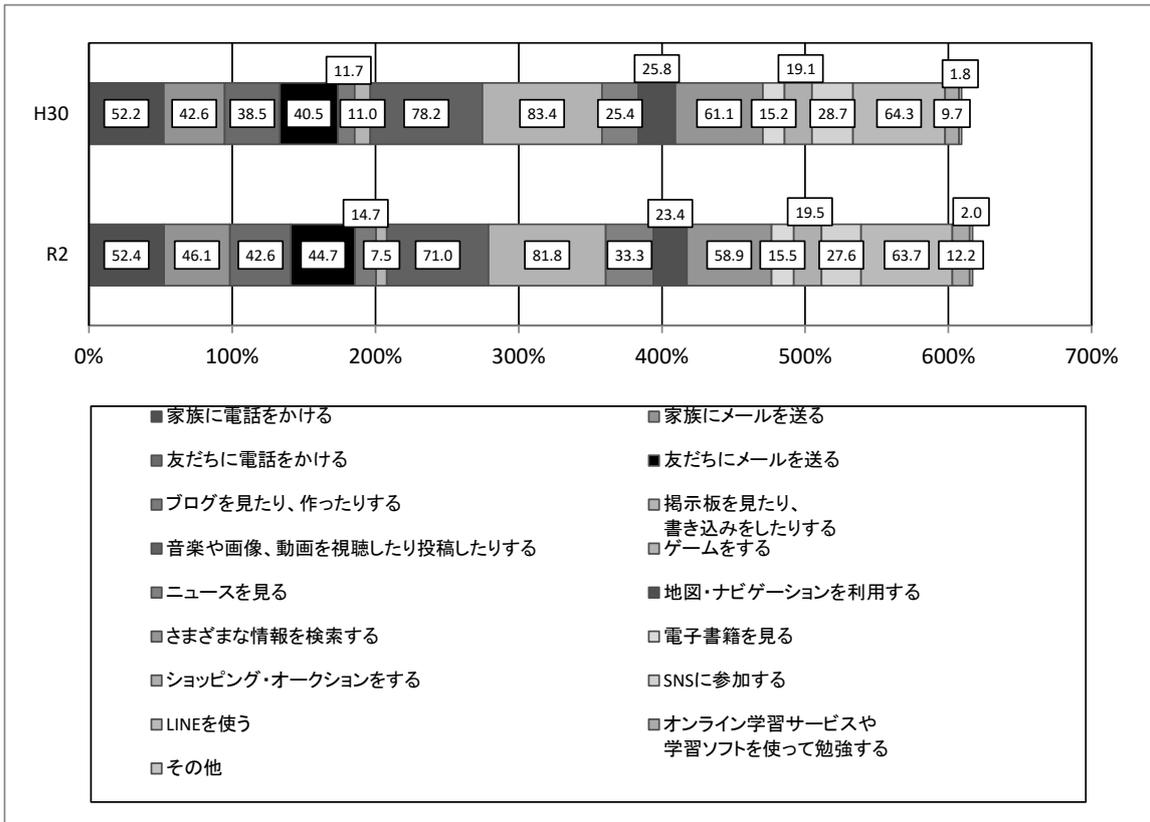
資料：総務省「通信利用動向調査」（令和3年）

図表5 自分専用の携帯電話・スマートフォンを所持している児童生徒の割合（青森県）



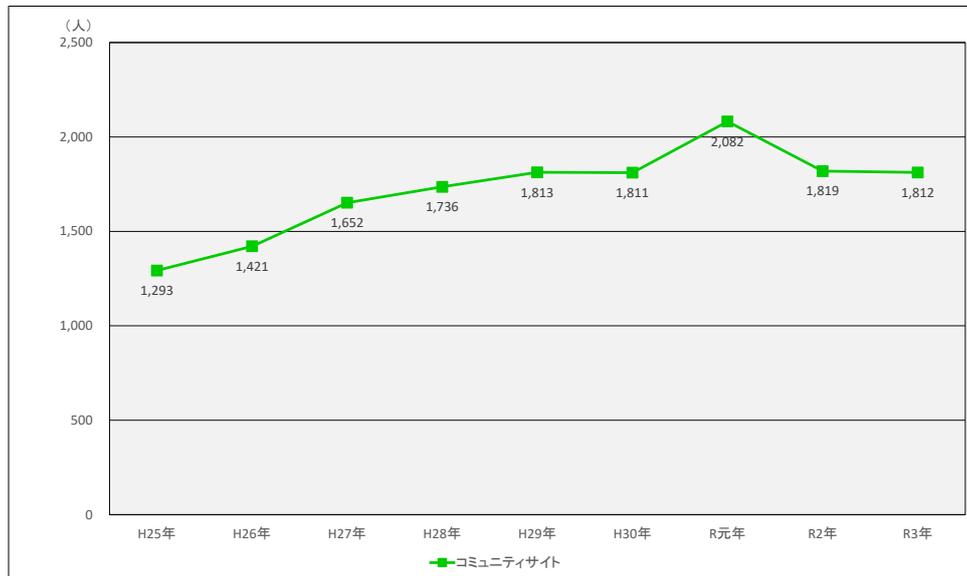
資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

図表6 インターネットにつながる機器の使用目的



資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

図表7 コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）



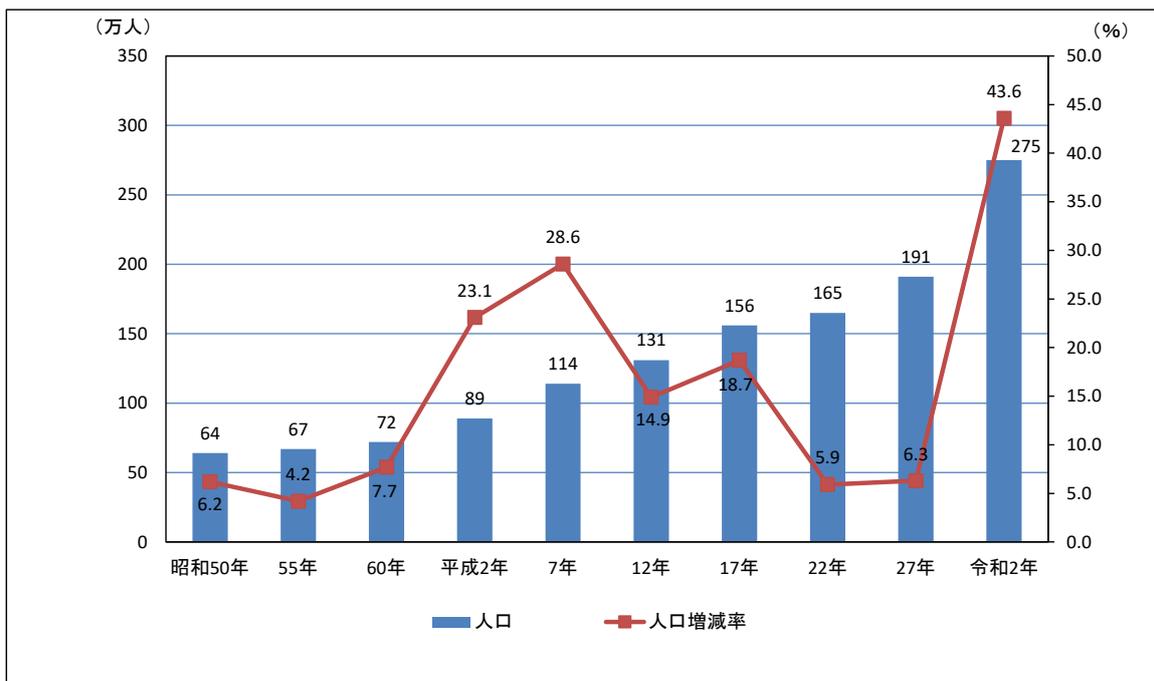
資料：警察庁「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」（令和4年3月）

- ④ 多様性と包摂性ある社会の形成(ダイバーシティ&インクルージョン(D&I))  
 子ども・若者をはじめ、人々の意識や興味・関心、生き方・働き方等はますます

多様化するとともに、交通やICT（情報通信技術）の発達、貿易の自由化の拡大により、国境を越えた資本の移動、外国人労働者や外国人留学生を含む人の交流が活発化しています。社会がグローバル化する一方で、「みんなと同じでなくてはならない」という同調圧力は、地域、学校、職域等によらず、社会に根強く存在しており、そのことが生きづらさ、息苦しさを増幅させているとの指摘もあります。【図表8】【図表9】

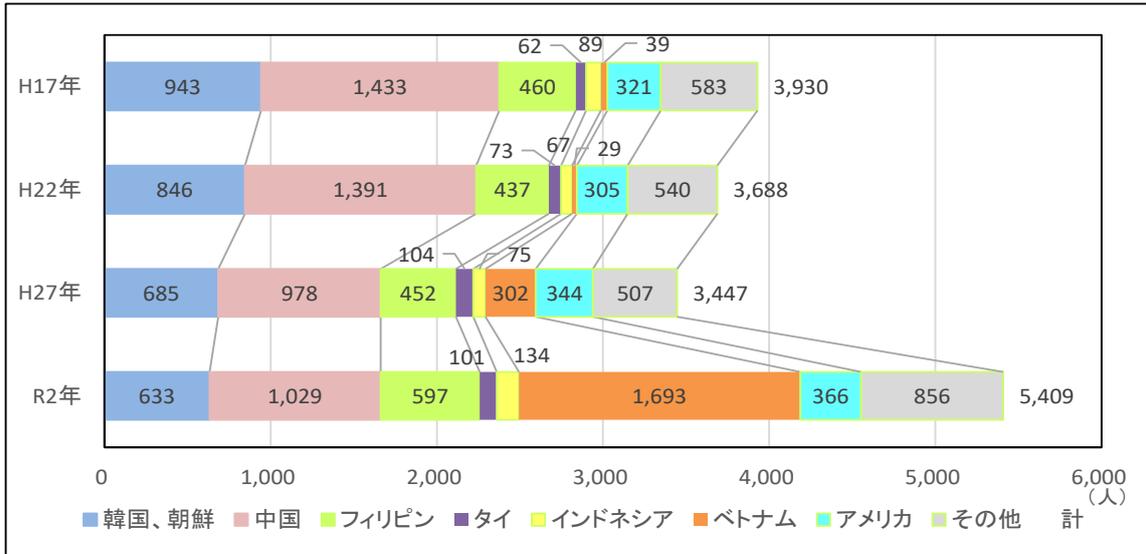
言語や文化のみならず、思想・信条、人種、国籍、性別、性的指向・性自認（性同一性）、心身の状況等個々の違いを認め、尊重しつつ協働していくこと、すなわち多様性と包摂性（ダイバーシティ&インクルージョン（D&I））ある社会を目指していくことは、持続可能な社会の実現や、新たな価値の創出による経済発展等の観点から重要です。我が国の伝統・文化に関する深い理解とともに、異文化に対する理解を深め、多様性と包摂性の視点から考え、行動できる子ども・若者を育成するための取組が求められています。

図表8 外国人人口及び外国人人口増減率の推移（全国）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

図表9 国籍別外国人人口の推移（青森県）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

### ⑤ 環境・エネルギー問題の深刻化とSDGsの推進

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済システムは、科学技術の進歩や社会生活の発展をもたらした一方で、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題や資源エネルギー問題を引き起こしています。

こうした地球環境問題など人類全体で取り組まなければならない問題が深刻化する中、子どものうちから、県民一人ひとりが環境に対する意識を高め、廃棄物や温室効果ガスの排出削減などに配慮し、持続可能な脱炭素・循環型社会を形成していく必要があります。

SDGsは、令和12（2030）年までに、持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17の目標はいずれも、未来を生きる子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身もSDGs推進の担い手として期待されています。

SDGsに対する社会の関心の高まりを活かしつつ、SDGsの各目標との関連をより一層意識しながら、子ども・若者育成支援施策を推進していくことが求められています。

### ⑥ 成年年齢の引下げ等への円滑な対応

平成27（2015）年には選挙権年齢が18歳へと引き下げられ、令和4（2022）年には成年年齢が18歳へと引き下げられた一方、飲酒、喫煙が可能となる年齢等については変更ありません。

若者に関する制度的扱いが18歳、19歳、20歳等でそれぞれ異なることとなる中、これらの制度改正によって期待される効果（自立した活動の促進等）を最大限にし、子ども・若者の意見表明の機会の確保、政策形成過程への参画を促進するとともに、懸念される影響（消費者被害の発生等）を最小限にとどめられるよう、広報啓発や家庭・学校・地域・職域における教育等、円滑な対応が求められています。

## (2) 子ども・若者自身の意識等

### ① 子ども・若者の自己形成

青森県の「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）において、本県の児童生徒に自分の性格について尋ねたところ、小学生・中学生・高校生全体で62.4%が「好き」「どちらかといえば好き」と回答しており、小学生は全体の数値を上回る66.9%が、中学生、高校生もそれぞれ6割前後が「好き」「どちらかといえば好き」と回答しています。【図表10】

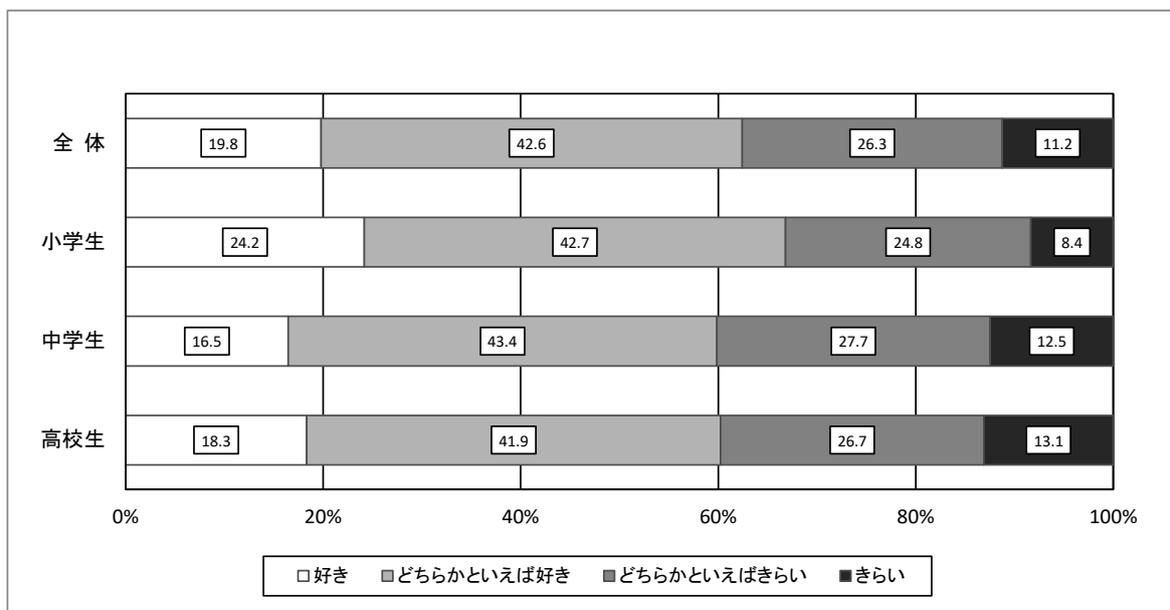
また、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」（令和3年度）によると、本県の小学生及び中学生は、「自分にはよいところがある」と思える自尊心を持つ割合は、概ね全国平均を上回っています。「地域の行事に参加している」などの地域と関わっている割合は、「どちらかといえば当てはまる」では全国平均を下回っていますが、「当てはまる」では全国平均を上回っています。

一方、青森県の「学校保健統計調査」（令和2年度）及び「体格、体力、ライフスタイル調査」（令和3年度）をもとに、平成23年度と令和3年度における本県の児童生徒の体格の状況を年齢別・性別で比較すると、13歳女子の身長は低下し体重は変化がなく、16歳男子の体重が減少しているほかは、増加しています。【図表11】

体力については、スポーツテストの体力合計点の平均が少しずつ向上しており、持久走、シャトルラン、50m走を中心に全国平均を上回る種目が見られます。

また、文部科学省の「全国学力・学習状況調査」（平成30～令和4年度実施）における、本県の児童生徒の学力の状況を見ると、すべての教科で、平均正答率が全国を上回るか同程度であり、概ね良好な状況にあります。【図表12】

図表10 自分自身のことが好きか（青森県）



資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

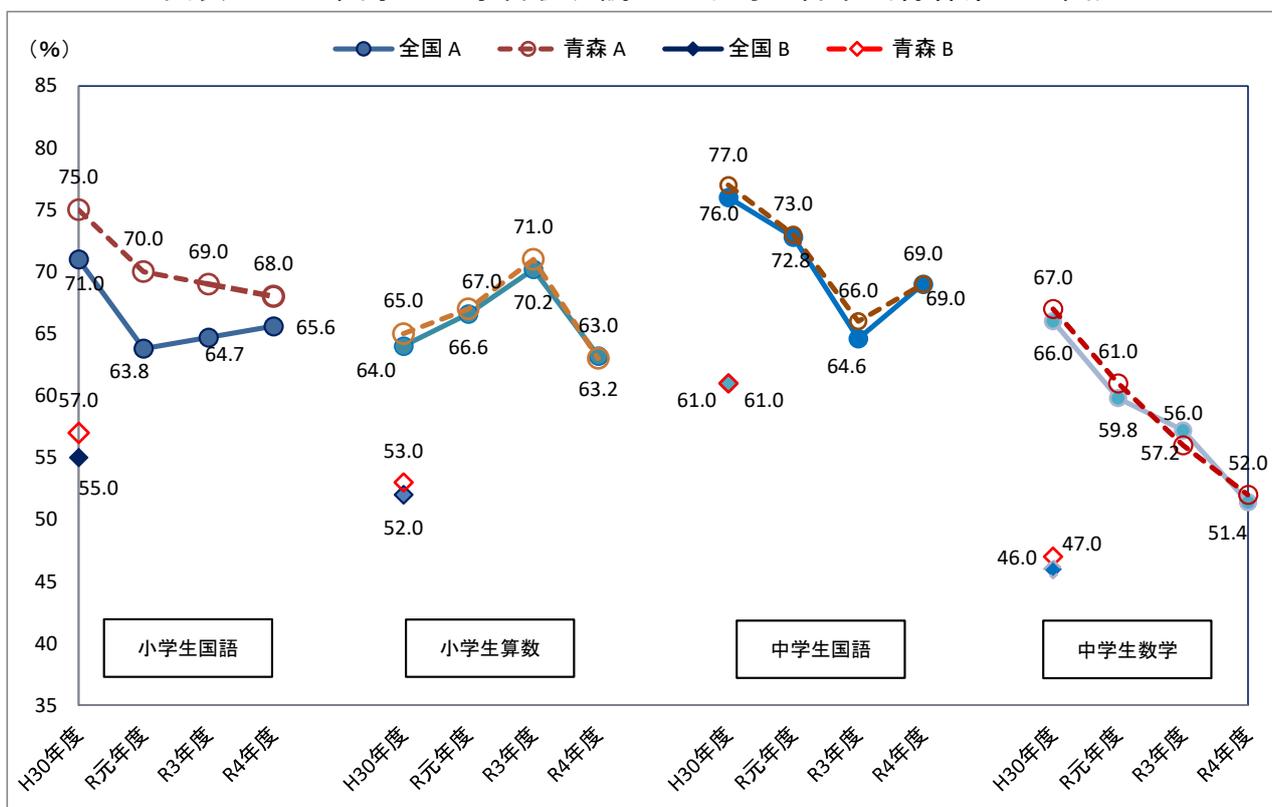
図表 11 子どもの体格（性別、年齢別身長・体重の平均値 青森県）

(身長：cm 体重：kg)

			①令和3年度	②平成23年度	①-②
11歳	男子	身長	147.2	146.6	0.6
		体重	41.7	40.6	1.1
	女子	身長	148.5	148.3	0.2
		体重	41.5	41.4	0.1
13歳	男子	身長	161.8	161.2	0.6
		体重	52.1	51.6	0.5
	女子	身長	155.5	155.7	△ 0.2
		体重	49.0	49.0	0.0
16歳	男子	身長	170.5	170.2	0.3
		体重	63.0	63.4	△ 0.4
	女子	身長	158.0	157.9	0.1
		体重	53.1	53.0	0.1

資料：青森県統計分析課「学校保健統計調査」（令和2年度）、  
青森県スポーツ健康課「体格、体力、ライフスタイル調査」（令和3年度）

図表 12 全国学力・学習状況調査の平均正答率（青森県・全国）



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（平成30～令和4年度）

## ② 子ども・若者の社会参加活動

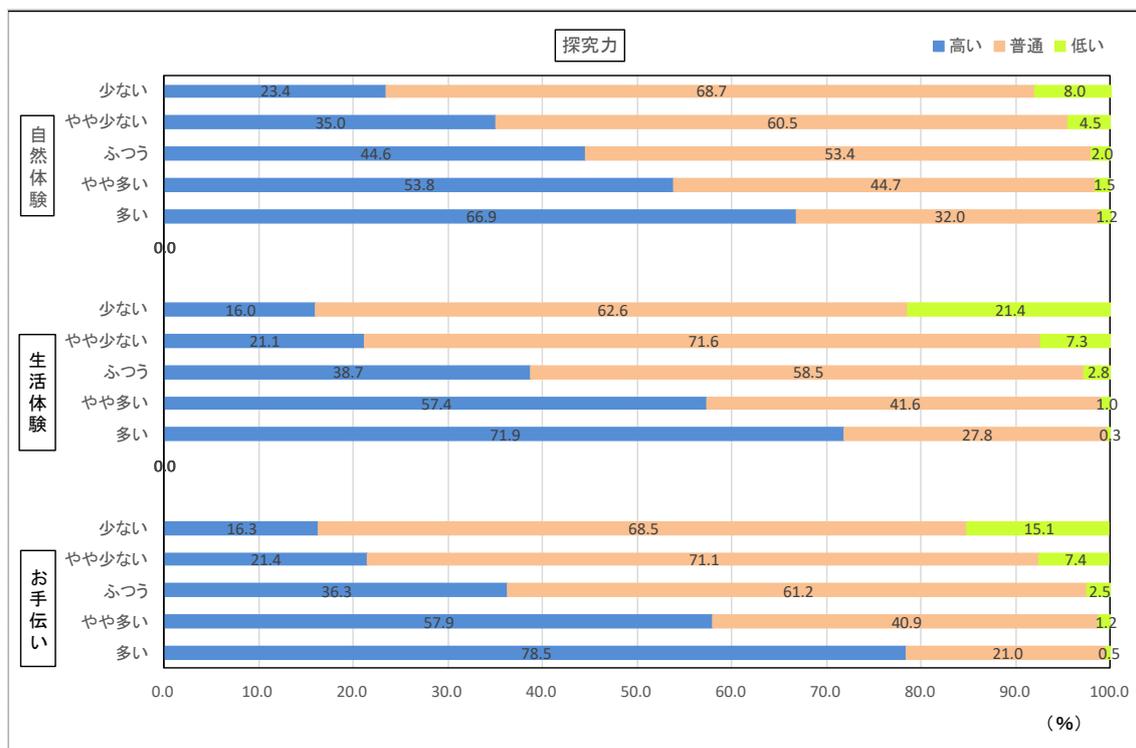
独立行政法人国立青少年教育振興機構の「青少年の体験活動等に関する意識調査」(令和元年度)において、「学びに向かう力・人間性等」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」の基礎となる探求に関わる資質・能力を探究力として捉え、探究力が身に付いているほど「学校・地域がよりよくなるよう自ら進んで考え行動する」という「望まれる総合的な人間像」が示されることを予想の上、青少年の体験と探究力の関係について調査したところ、自然体験、生活体験が豊富な子供ほど、また、お手伝いをよくする子供ほど、探究力が身に付いていることが明らかになっています。【図表 13】

しかし、同調査によると、学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験活動への小学生の参加状況は 50.0%であり、平成 22 年度の 54.7%に比べ減少しています。個々の体験活動についても、「キャンプをしたこと」や「海や川で泳いだこと」などの自然体験をほとんどしたことがない児童生徒の割合は、平成 21 年度と比較した場合、令和元年度は全項目で減少していますが、経年変化で見た場合、平成 24 年度に大きく減少した後、ほとんどの項目で増加傾向が見られます。【図表 14】

また、青森県の「青少年の意識に関する調査」(令和 2 年度)によると、本県の児童生徒のボランティア活動状況については、「よく活動している」小学生は 8.8%、中学生は 6.0%、高校生は 3.8%にとどまっています。【図表 15】

このような調査結果などを踏まえ、子ども・若者の体験活動や地域貢献活動をはじめとした社会参加を推進していく必要があります。

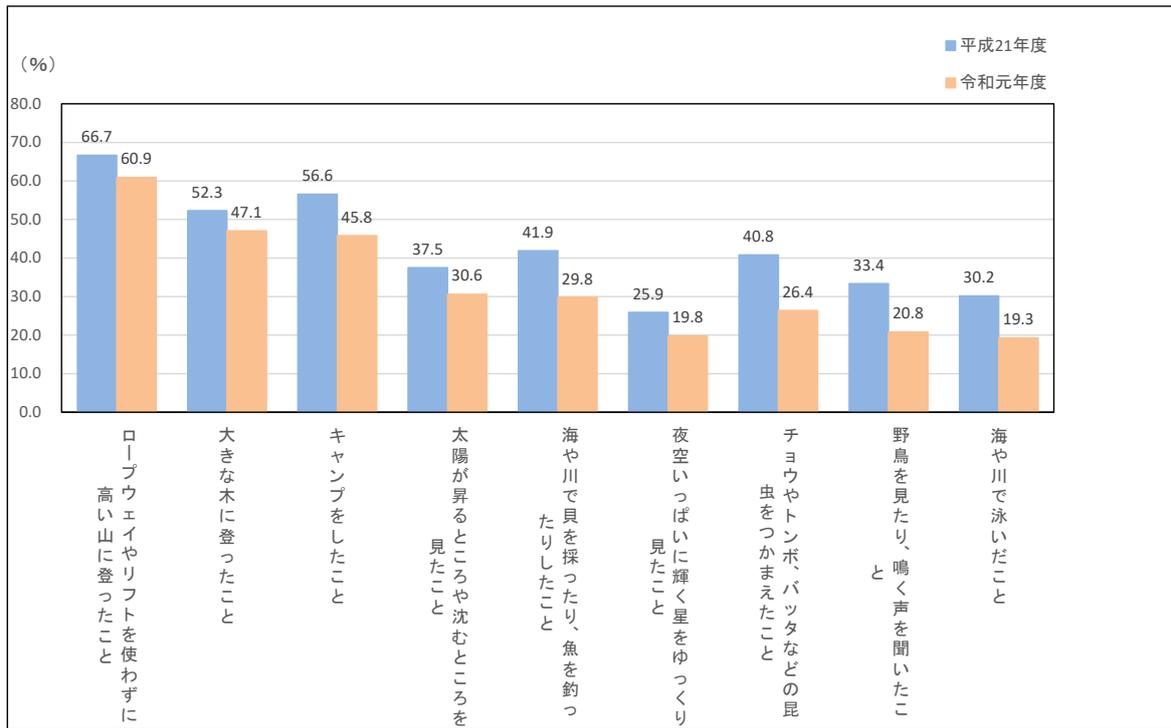
図表 13 自然体験、生活体験、お手伝いと探究力の関係 (全国)



資料：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」(令和元年度)

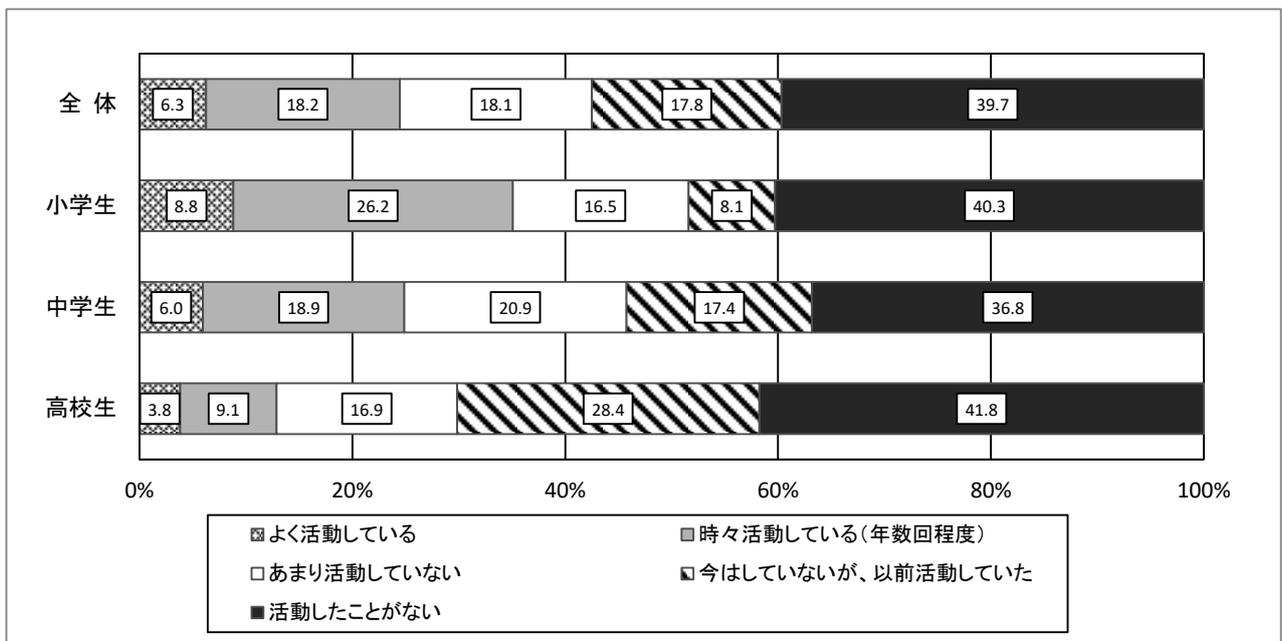
図表 14 児童生徒の自然体験への取組状況（全国）

次の自然体験について「ほとんどしたことがない」の割合



資料：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査」（令和元年度）

図表 15 ボランティア活動の状況（青森県）



資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

### ③ 子ども・若者の就労状況と意識

総務省の「労働力調査」（令和3年平均）によると、全国の若者失業率は、概ね全年齢計よりも高い状態が続いています。平成23年以降は低下傾向にありましたが、令和元年以降は増加に転じており、全年齢を合わせた失業率との差も広がる傾向が見られます。【図表 16】

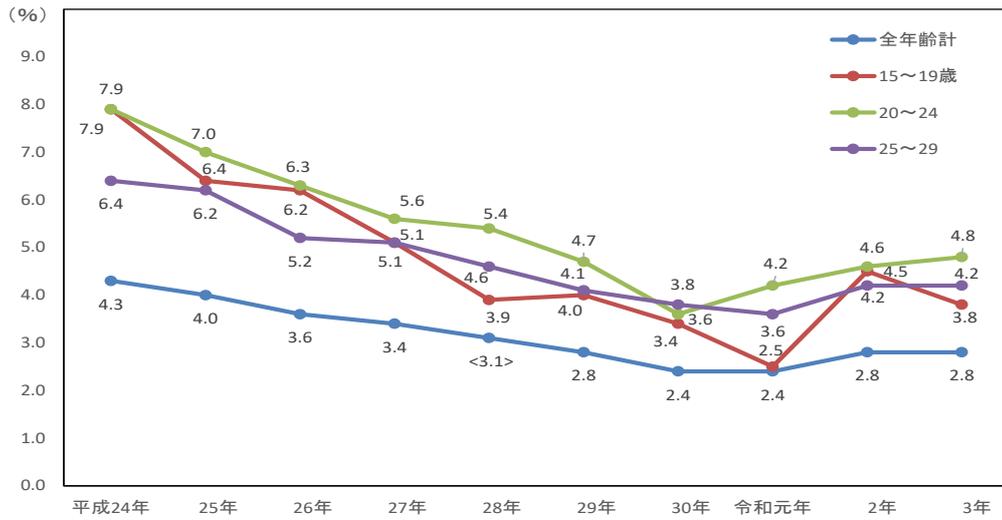
また、同調査によると、全国における15歳から24歳までの就業者のうち、非正規雇用者（正規の職員・従業員以外の雇用者）の比率は25.0%前後と高止まりで推移しており、15歳から34歳までの就業者のうち、フリーターとして働いている若者は全国で約137万人に上っています。【図表 17】【図表 18】

これに対し、本県の令和4年3月新規高等学校卒業者の就職率（令和4年6月末）は99.9%と、100%を達成した平成10年3月卒以来の高水準となっています。さらに、令和4年3月新規大学卒業予定者の就職内定率（令和4年3月末）は97.2%となっており、過去最高だった平成30年3月の97.8%には及ばないものの高い水準を維持しています。【図表 19】

しかしながら、厚生労働省の「新規学卒就職者の離職状況」（令和3年10月）によると、全国の新規学卒就職者の3年以内の離職率は、高等学校卒業生では36.9%、大学卒業生では31.2%となっていますが、青森労働局によると、本県においては、高等学校卒業生では40.2%、大学卒業生では35.2%と全国に比較して高い水準となっています。【図表 20】

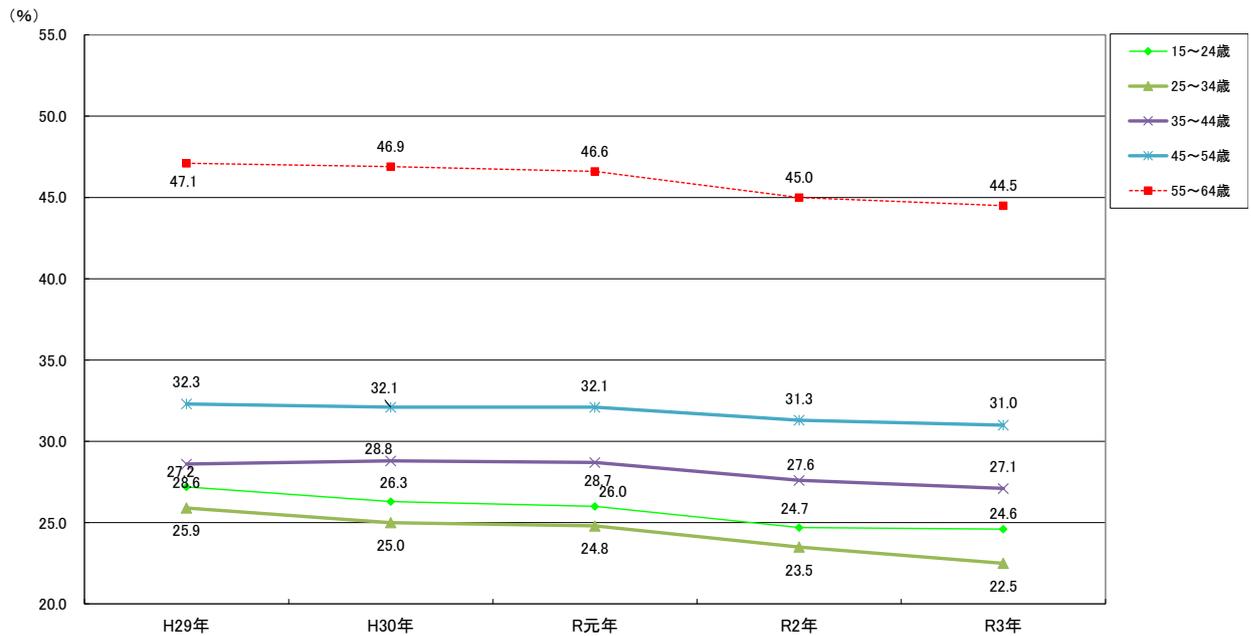
青森県の「若者自立支援のための実態把握調査」（令和3年度）によると、子ども・若者が日常生活や就職活動に関して、悩んだり困ったりしていることについて、働いていない人では、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が最多で40.3%、次いで「希望する職種に求人がない」が35.3%となっています。一方、働いている人では、これらの項目がそれぞれ17.5%となり、「金銭的に生活にゆとりがない」が最多で33.3%、また、「進学したり、資格・技能・技術を身につけるなどもっと自分を磨きたいが、お金がない」が14.0%となっていることから、本県の働いていない若者は、人とのコミュニケーションや希望する職種に問題を抱えており、働いている若者は、金銭的な問題を重要視していることが推測されます。【図表 21】

図表 16 若者失業率の推移（全国）



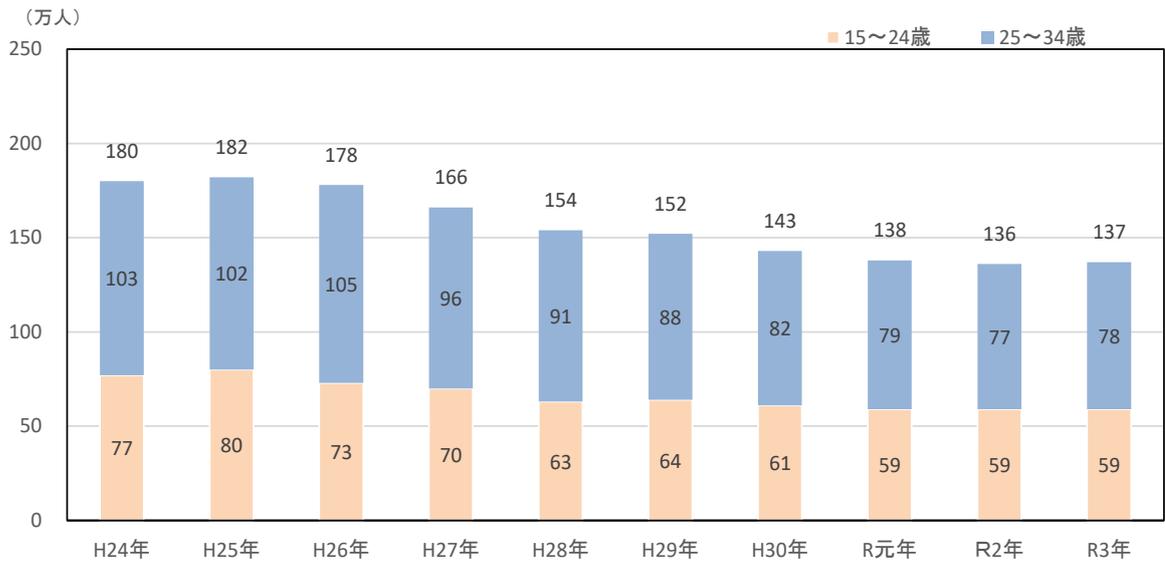
資料：総務省「労働力調査」（令和3年平均）

図表 17 正規の職員・従業員を除いた雇用者（在学者を除く）の比率の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」（令和3年平均）

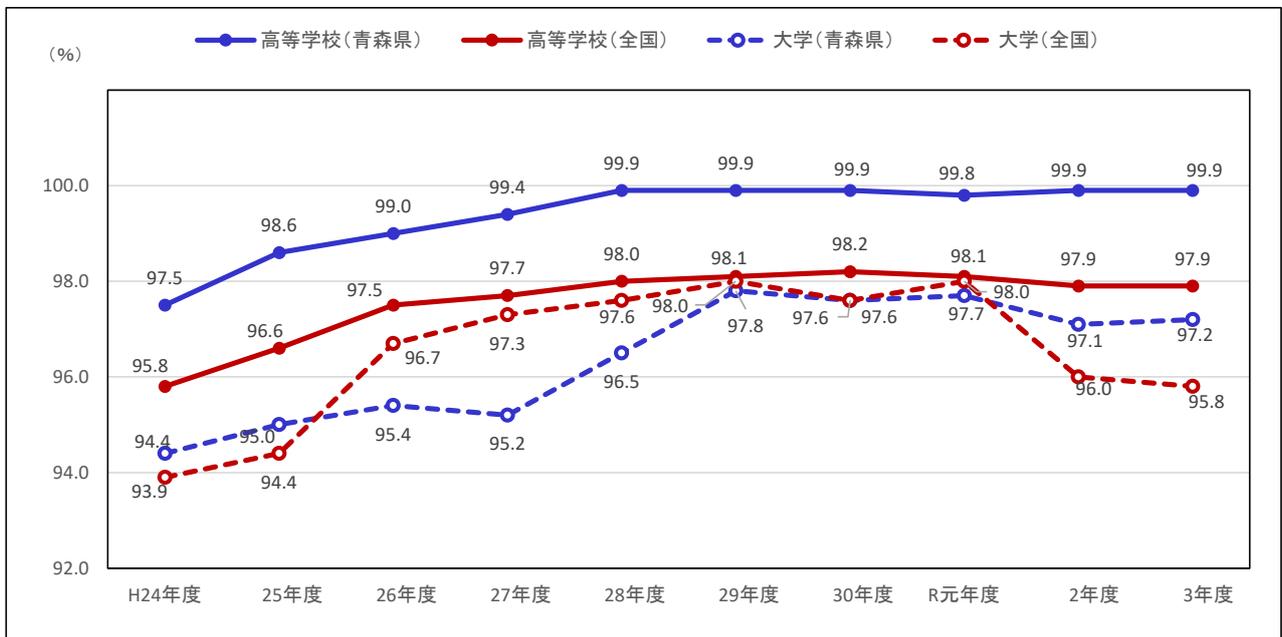
図表 18 フリーターの人数の推移（全国）



(注) ここでいう「フリーター」とは、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としている。

資料：総務省「労働力調査」（令和3年平均）

図表 19 新規高等学校卒業者の就職率及び新規大学卒業予定者の就職内定率の推移（青森県・全国）



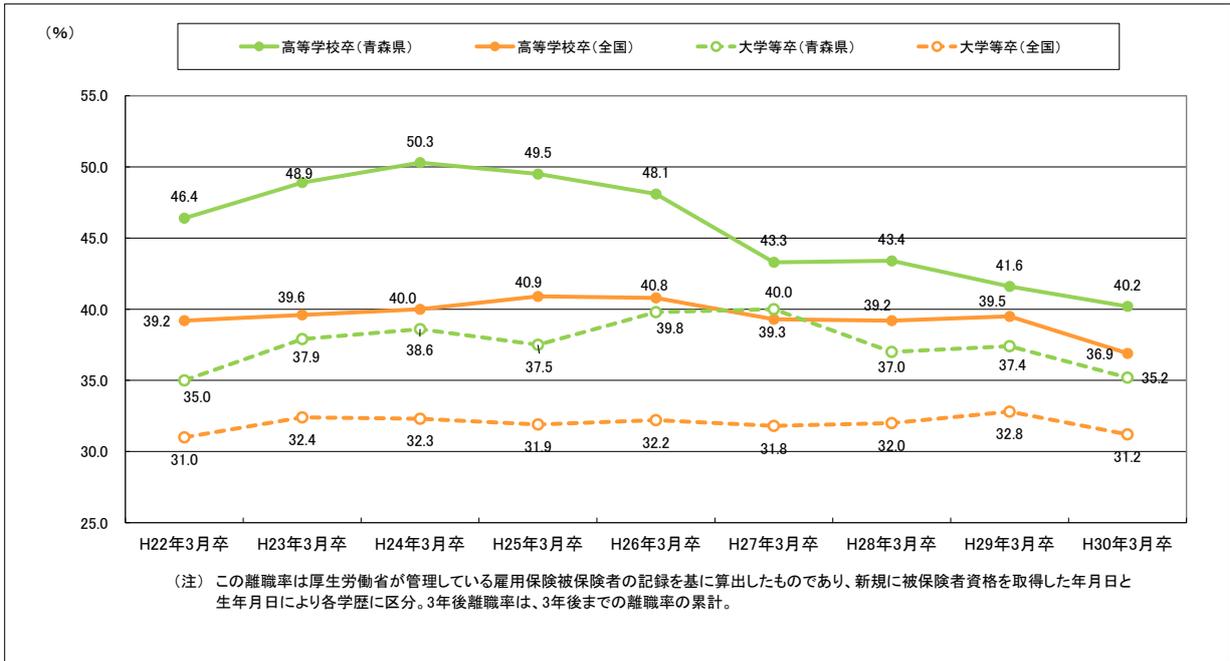
資料：厚生労働省「大学等卒業者の就職状況調査」（令和4年）

文部科学省「新規高等学校卒業者の就職状況に関する調査」（令和4年）

青森労働局「新規大学等卒業予定者就職内定状況」（令和4年）

「新規高等学校卒業生職業紹介状況」（令和4年）

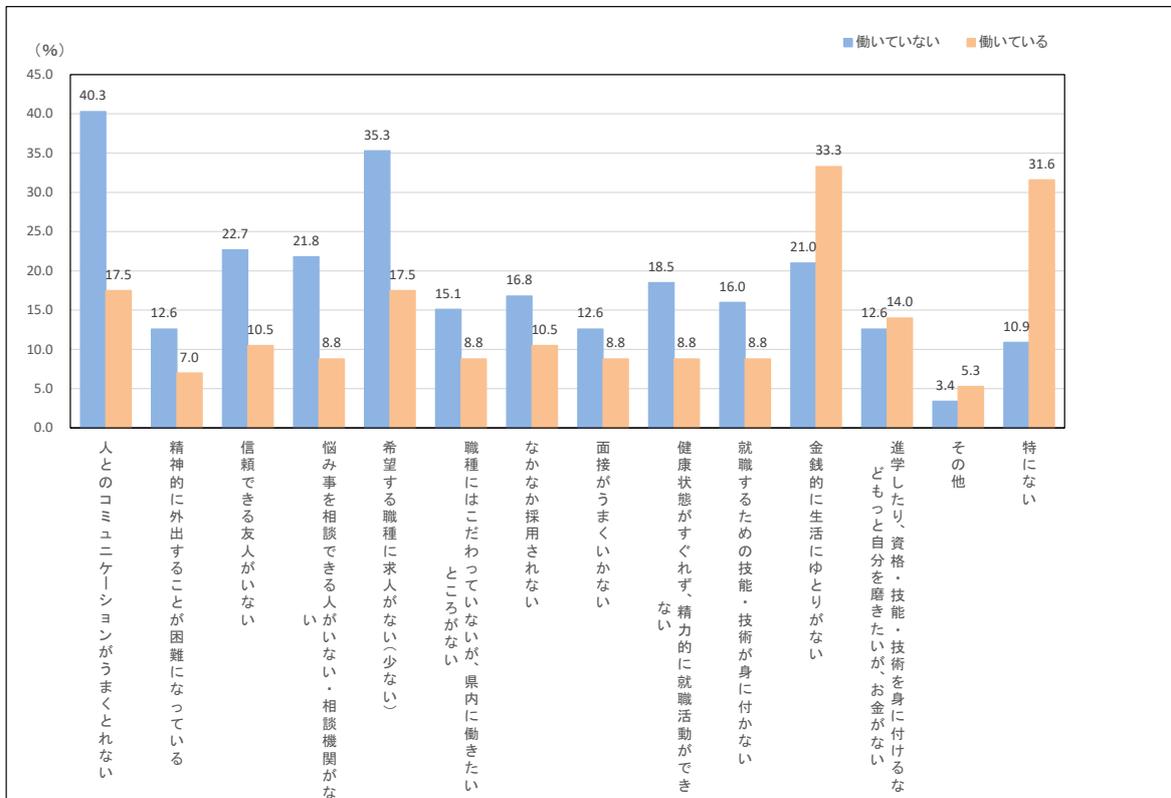
図表 20 新規学卒（高等学校・大学等）就職者の3年後離職率の推移（青森県・全国）



資料：厚生労働省「新規学卒就職者の離職状況を公表します」（令和3年）

青森労働局「新規学卒者就職率と就職後3年以内離職率【青森県】」（令和4年）

図表 21 子ども・若者が日常生活や就職活動に関して、悩んだり困っていること（青森県）



資料：青森県青少年・男女共同参画課「若者自立支援のための実態把握調査」（令和3年度）

## 2 困難を有する子ども・若者

### (1) 若年無業者（ニート）

総務省の「労働力調査」（令和3年平均）によると、若年無業者（ニート）は全国で約75万人いるとされており、日本経済が緩やかな回復基調をたどる中でもなお、高止まりの状況にあります。【図表22】【図表23】

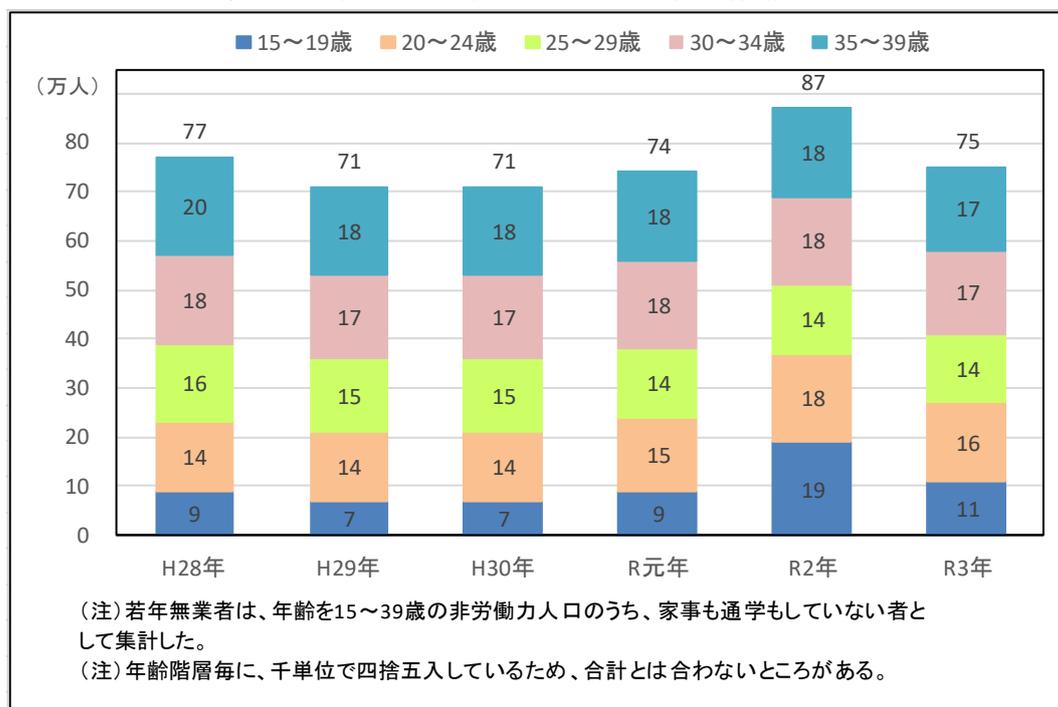
なお、総務省の「就業構造基本調査」（平成29年）によると、15～34歳の年齢階層で見た場合、本県の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者は6,100人（男性：3,900人、女性：2,200人）であり、前回調査（平成24年）の7,100人（男性：4,500人、女性：2,600人）からは減少しています。

ニートについては、勤労観・職業観の形成を図るとともに、相談支援の充実や、職場適応・定着化に向けた取組を推進する必要があります。

#### ○「若年無業者（ニート）」の定義

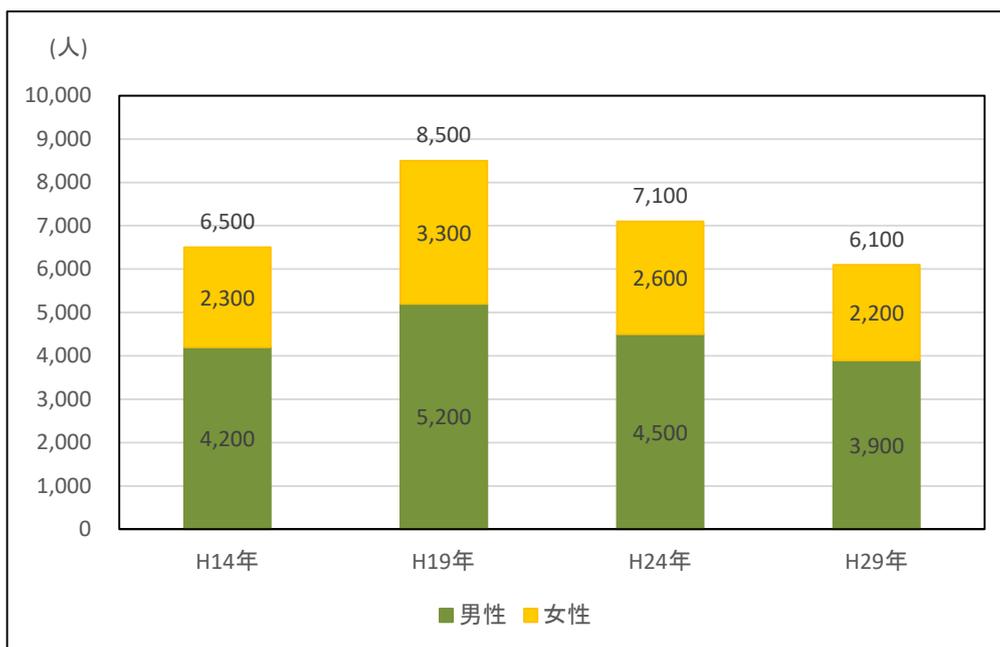
「Not in Employment, Education or Training（教育を受けておらず、労働や職業訓練もしていない）」の頭文字からとった造語で、学校を卒業し、未婚で、家事・通学をしていない人、学籍はあるが、実際は学校に行っていない人、既婚者で家事をしていない人のいずれかに該当する、年齢15～39歳の若者のこと。

図表22 若年無業者（ニート）数の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」（令和3年平均）

図表 23 若年無業者（ニート）数の推移（青森県）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 29 年）

## （２）ひきこもりの子ども・若者

青森県が行った平成 28 年度の「若者自立支援のための実態把握調査」によると、家族以外の人との交流がない人やほとんど外出しなくなった人の理由として、「就職がうまくいかなかった」が 31.5%で最も多く、次いで「不登校」の 24.7%となっていますが、令和 3 年度の同調査では、それぞれ 19.3%、16.9%に低下し、代わって最も多いのが「働いたり外出したりする気力がない」で 22.9%、次いで「世の中に絶望した」が 19.3%となっています。【図表 24】

その一方で、ひきこもりになってからの経過期間について、「若者自立支援のための実態把握調査」の平成 28 年度と令和 3 年度の調査結果を比較すると、6 か月未満、6 か月以上～1 年未満、1 年以上～3 年未満がそれぞれ 2.1 ポイント、7.8 ポイント、10.9 ポイント増えているのに対して、7 年以上が 12.0 ポイント減少しています。【図表 25】

ひきこもりについては、家族等も、本人と類似した困りごとを抱え、社会的に孤立する傾向にあることから、相談機能の充実をはじめ、地域で連携を図りながら、個々の状況に応じ、支援していく環境づくりを推進する必要があります。【図表 26】

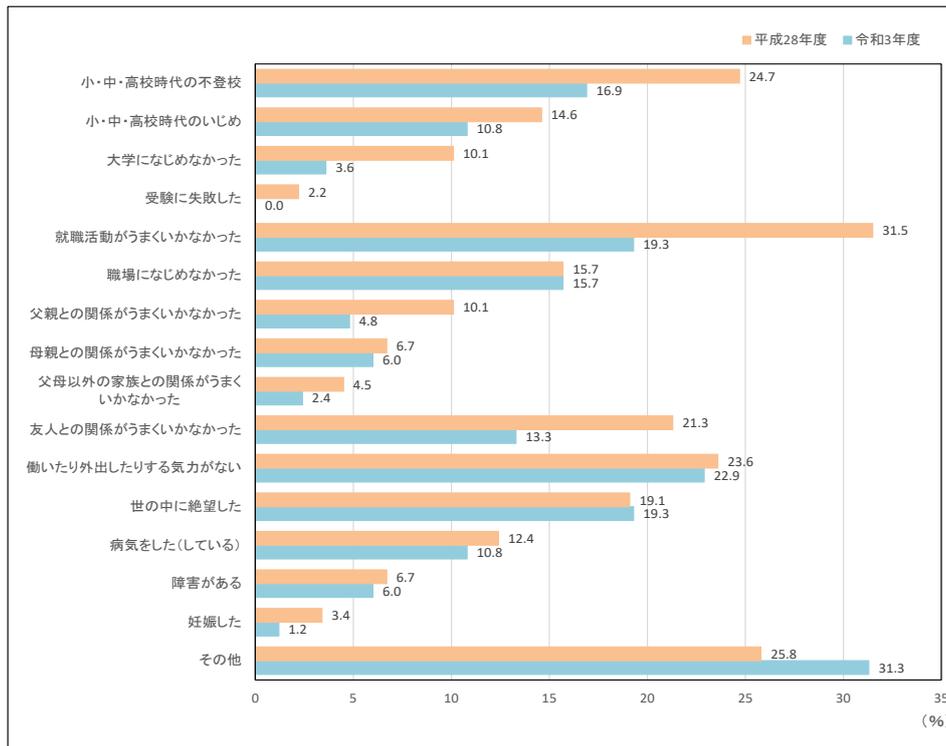
【図表 27】

### ○「ひきこもり」の定義

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊）などを回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。

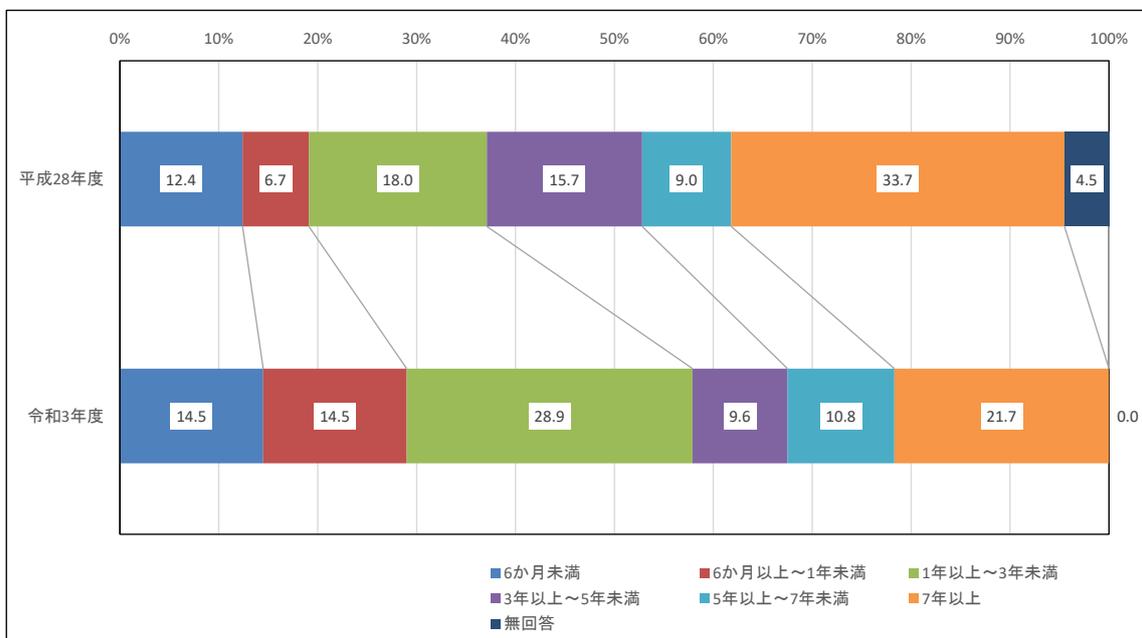
<厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より>

図表 24 ひきこもりになったきっかけ（H28-R3 比較）（青森県）



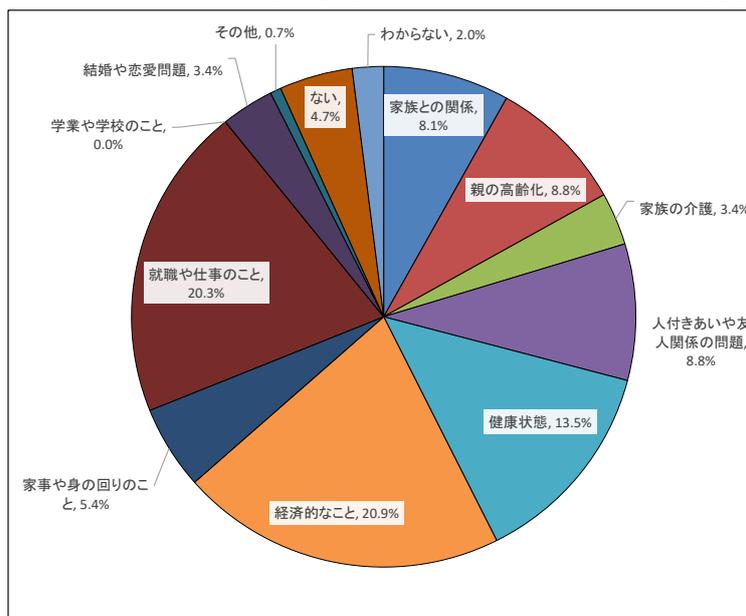
資料：青森県青少年・男女共同参画課「若者自立支援のための実態把握調査」  
（平成 28 年度、令和 3 年度）

図表 25 ひきこもりになってからの経過期間（H28-R3 比較）（青森県）



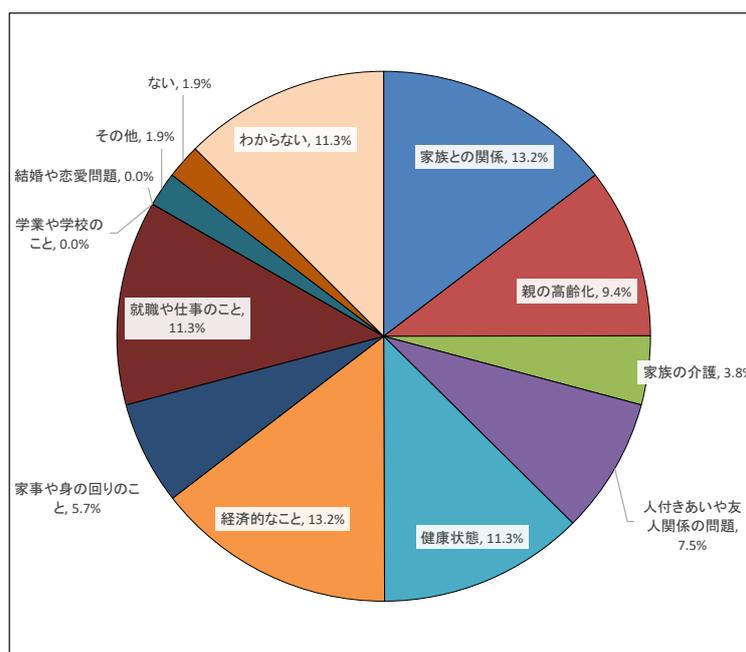
資料：青森県青少年・男女共同参画課「若者自立支援のための実態把握調査」  
（平成 28 年度、令和 3 年度）

図表 26 ひきこもりで悩む本人が困っていること（青森県）



資料：青森県障害福祉課「青森県ひきこもり実態調査【本人（家族）】」（令和3年度）

図表 27 ひきこもりで悩む本人以外が困っていること（青森県）



資料：青森県障害福祉課「青森県ひきこもり実態調査【本人（家族）】」（令和3年度）

### （3）障害等のある子ども・若者

令和3年度における本県の児童の身体障害者手帳交付者数は854人、愛護手帳交付者数は2,411人となっています。

また、青森県発達障害者支援センターにおける相談件数は、平成28年度に2,105件であったものが、令和3年度には4,567件に増加しています。【図表28】【図表29】

加えて、特別支援学校在籍数は、盲学校が 30 人前後、聾学校在籍が 50 人前後、養護学校在籍が 1,600 人前後で推移しており、特別支援学級では、自閉症・情緒障害、知的障害の児童生徒が多くなっています。【図表 30】【図表 31】

これらのことから、障害、発達障害、慢性疾病、難病など特別な支援を必要とする子ども・若者に対する支援を強化するとともに、県民及び社会全体の理解を深めていく必要があります。

○「発達障害」

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他、これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

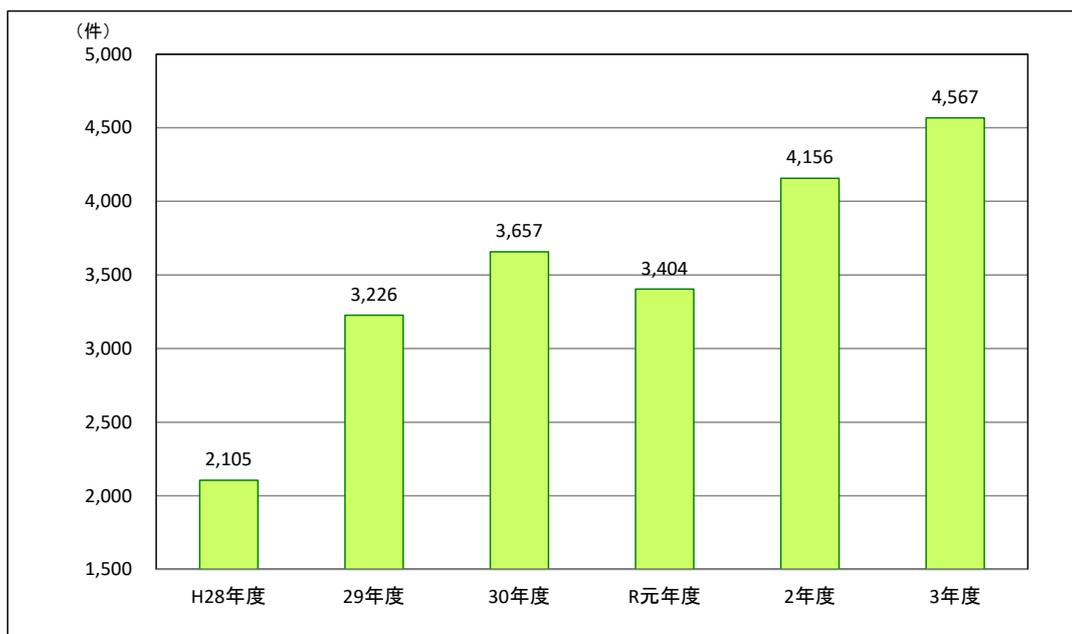
図表 28 児童における身体障害者手帳及び愛護手帳交付者数（青森県）

（単位：人）

障害別・障害程度	身体障害者手帳					愛護手帳	
	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	A(重度)	B(中軽度)
交付者数	26	85	2	560	181	643	1,768
合計	854					2,411	

資料：青森県障害福祉課調べ（令和 3 年度）

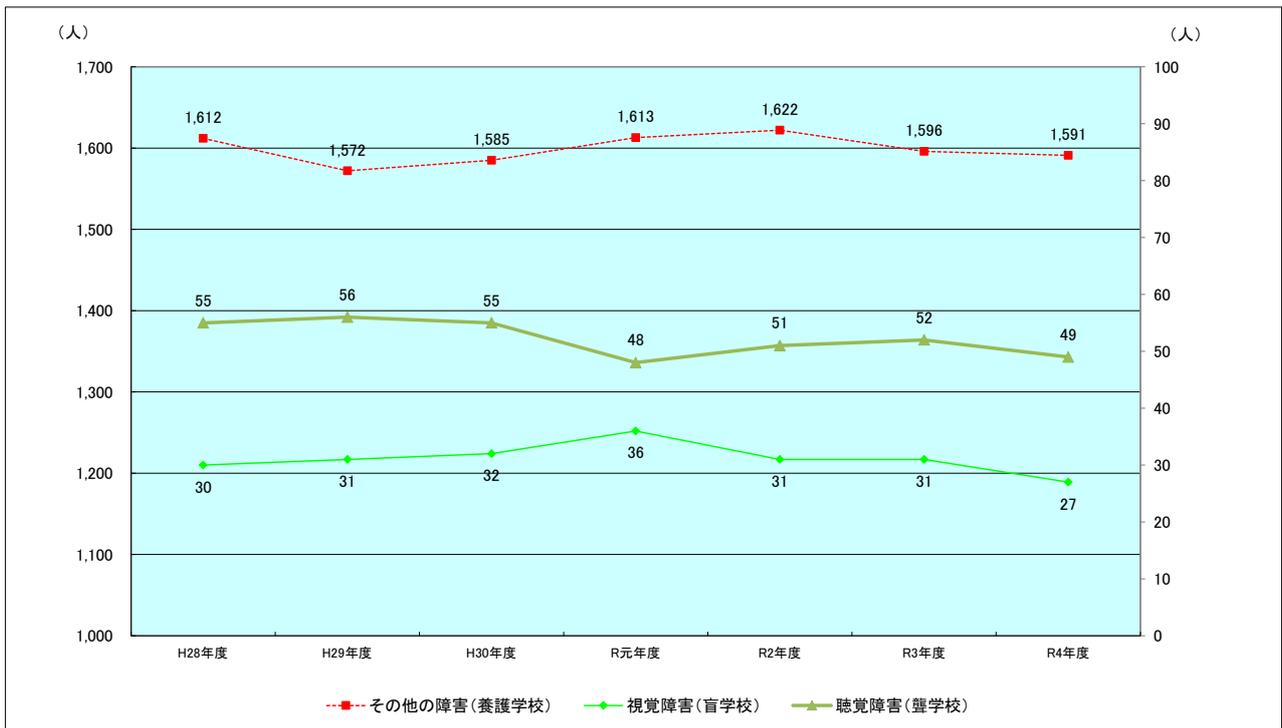
図表 29 青森県発達障害者支援センター「ステップ」、「わかば」、「D o o r s」における相談延べ件数（青森県）



注：件数は 40 歳以上を含むことから、参考値とする。

資料：青森県障害福祉課調べ（令和 3 年度）

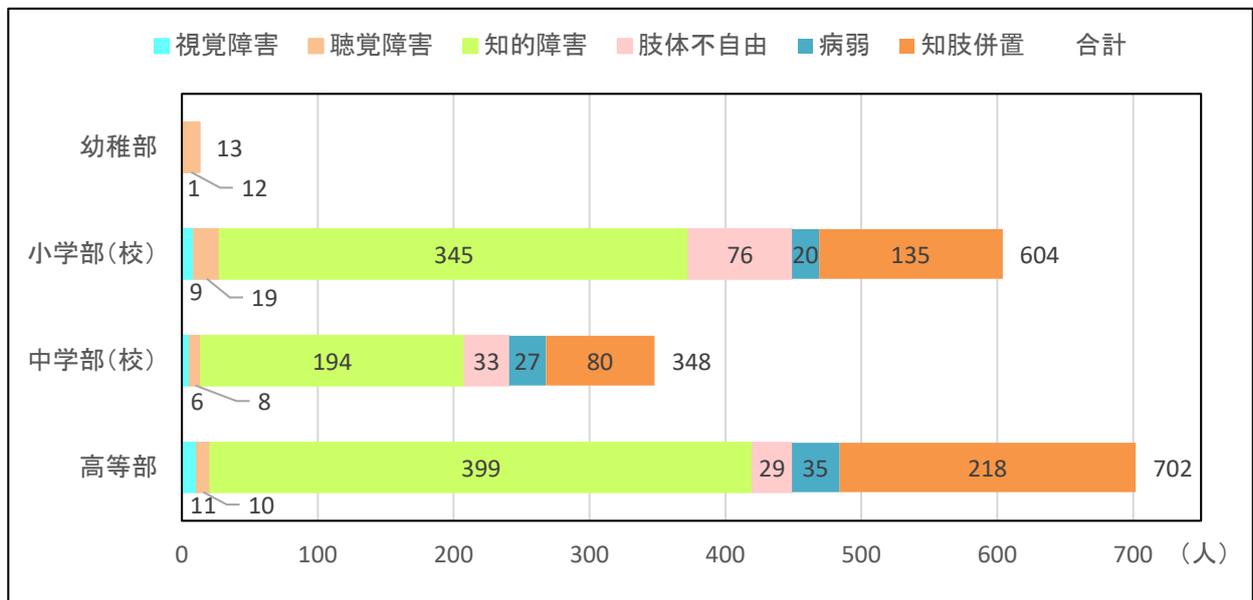
図表 30 特別支援学校在籍数の推移（国公立合計・青森県）



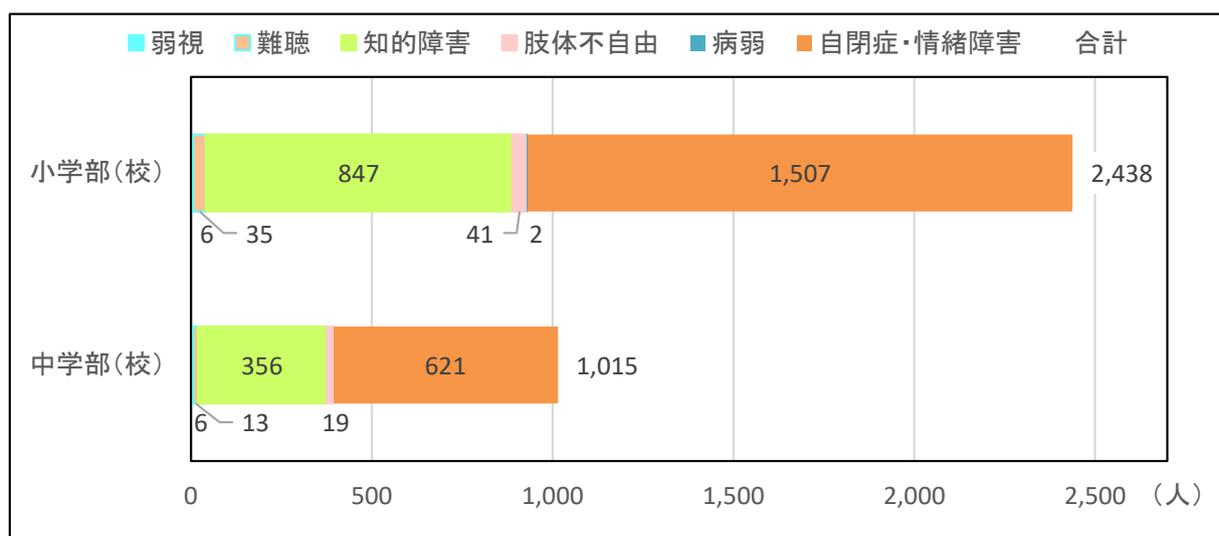
資料：青森県教育庁学校教育課調べ（令和4年度）

図表 31 特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数（青森県）

【特別支援学校】



## 【特別支援学級】



資料：青森県教育庁学校教育課調べ（令和4年度）

### （４）いじめ、不登校、暴力行為、高校中途退学の状況

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和2年度）により、本県の児童生徒の問題行動等の状況を見ると、いじめの認知件数（国公立）は、小学校で3,804件、中学校で921件、高等学校で156件の合計4,881件となっています。平成30年度以降は減少傾向にありますが、インターネットやSNSによる誹謗・中傷が増加しており、青森県の「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）によると、悪口やいじめにつながる書き込みへの認知状況について、「よく見る」「ときどき見る」を合わせた数値は、平成26年の27.0%から令和2年度の40.8%に増加しています。【図表32】【図表33】

不登校児童生徒（国公立）は、小学校で357人、中学校で1,130人、高等学校では226人となっており、小学校は総じて増加傾向、中学校は令和元年度までの減少傾向から令和2年度は増加に転じ、高等学校は総じて減少傾向にあります。【図表34】

暴力行為の発生件数（国公立）については、令和2年度は1,330件であり、平成30年度から減少傾向が続いています。【図表35】

また、高等学校（公立）の中途退学者については、平成10年度以降減少傾向にあり、令和2年度は259名、中途退学率（在学者に占める中途退学者の割合）は0.8%となっています。中途退学の主な理由としては、学校生活・学業不適應や進路変更などが挙げられています。【図表36】【図表37】

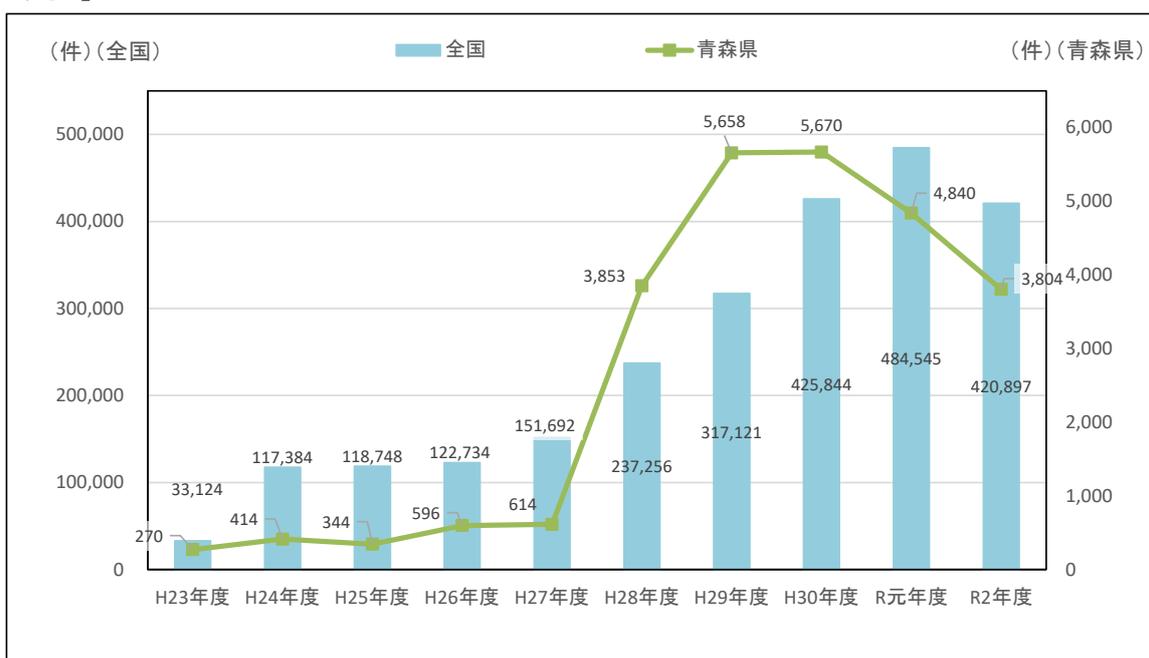
これらの状況を踏まえ、児童生徒の抱える様々な問題に応じた相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

○「いじめの認知件数」

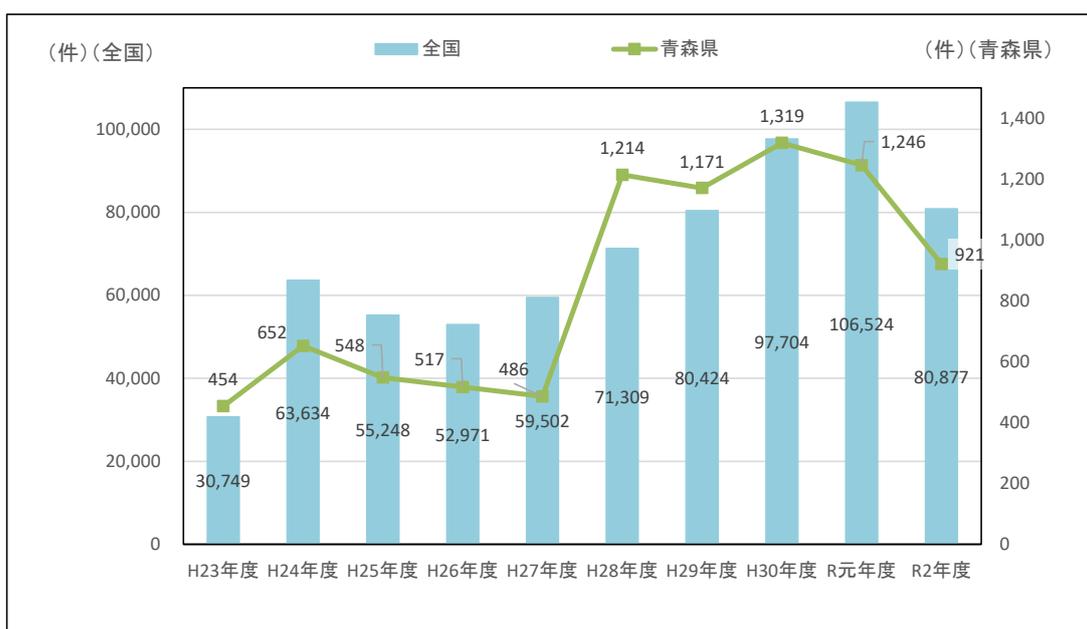
文部科学省は、「いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価する」としており、各学校において積極的にいじめを認知し、適切に対応することが求められている。

図表 32 小・中・高等学校におけるいじめの認知件数の推移（青森県・全国）

【小学校】



【中学校】

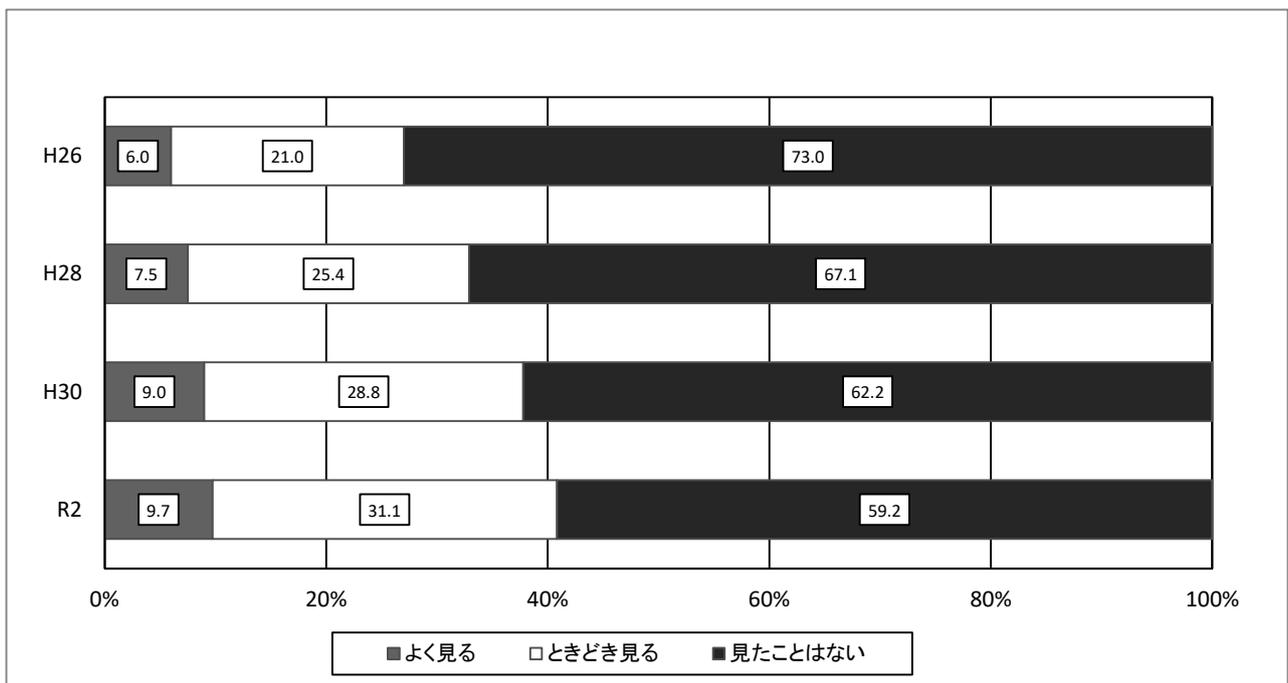


## 【高等学校】



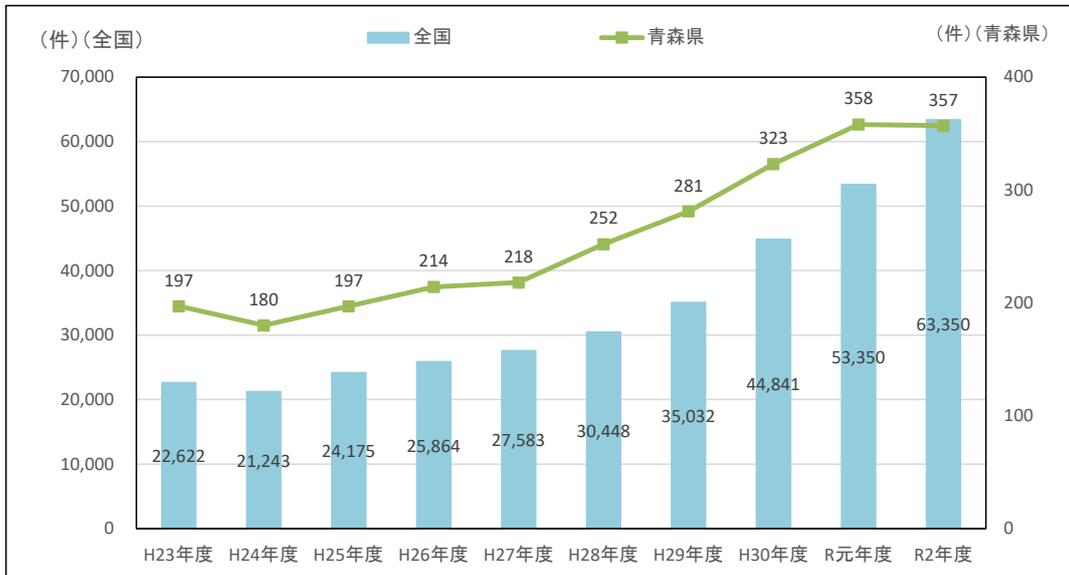
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
(令和2年度)

図表 33 悪口やいじめにつながる書き込みへの認知状況

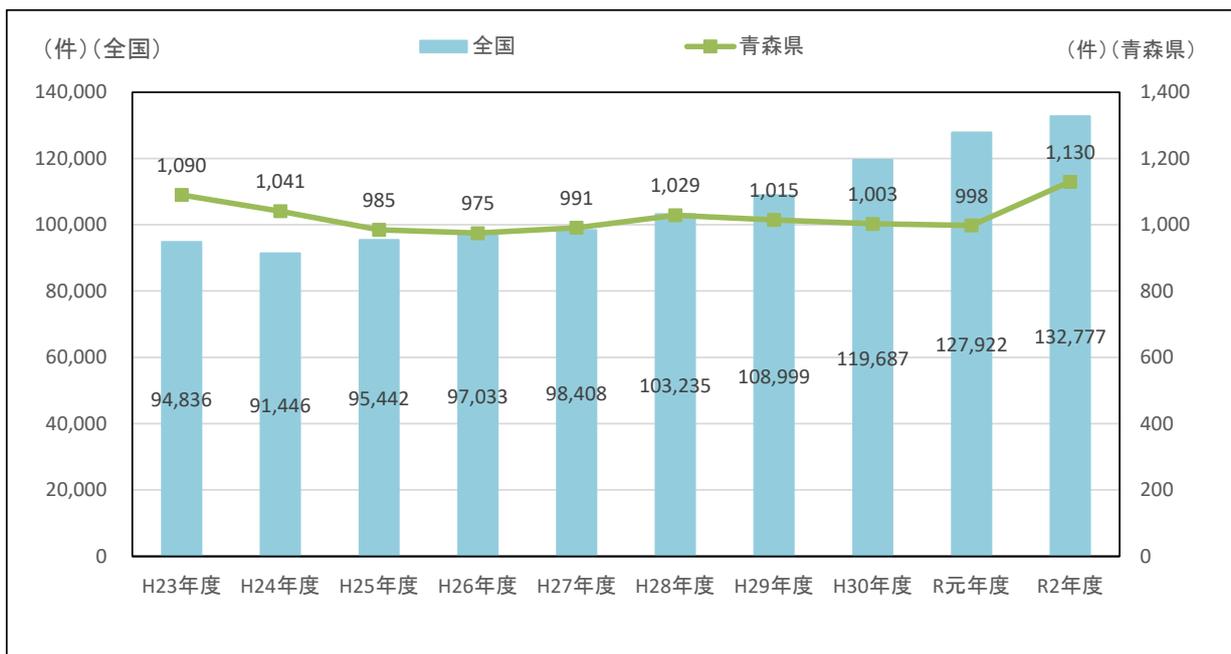


資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」(令和2年度)

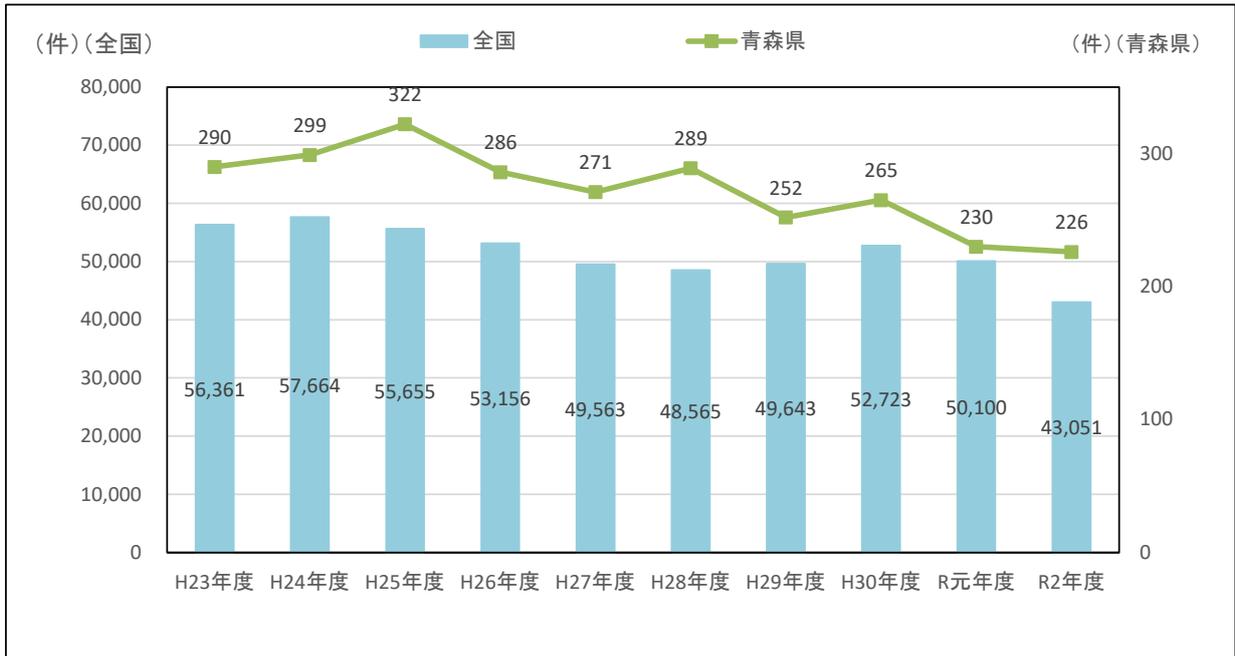
図表 34 小・中・高等学校における不登校児童生徒数の推移（青森県・全国）  
【小学校】



【中学校】



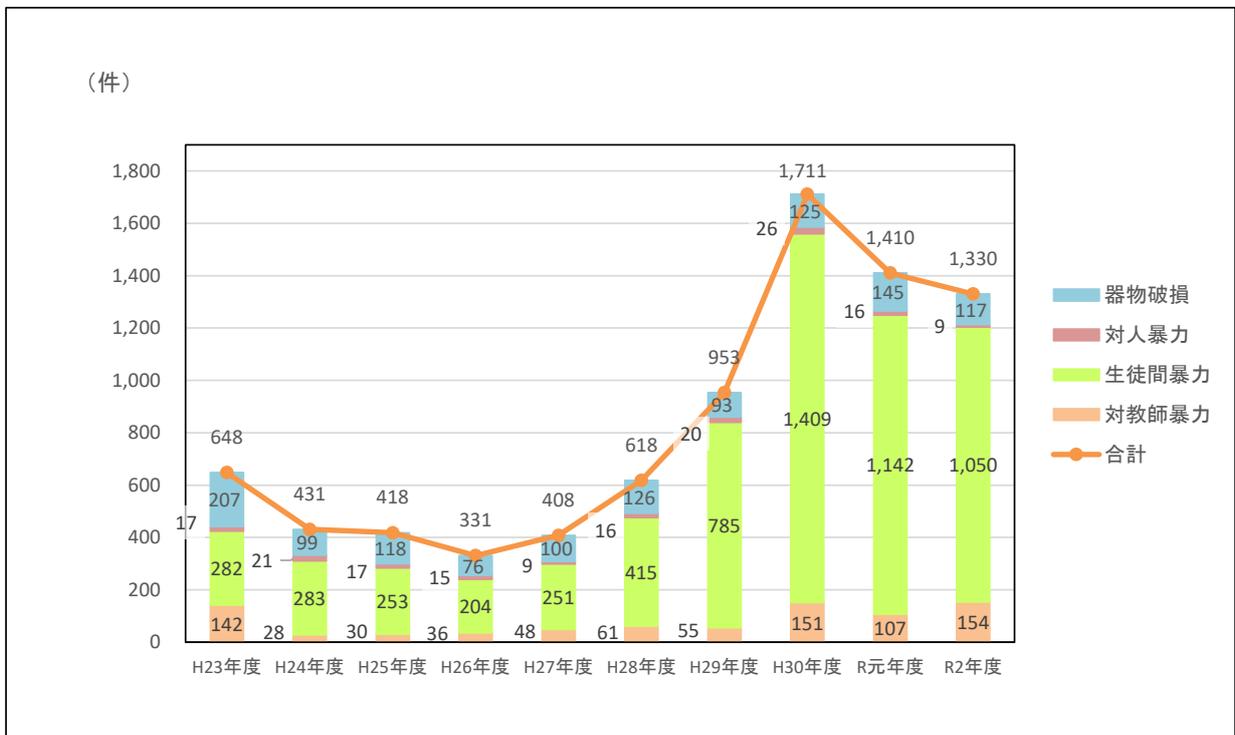
【高等学校】



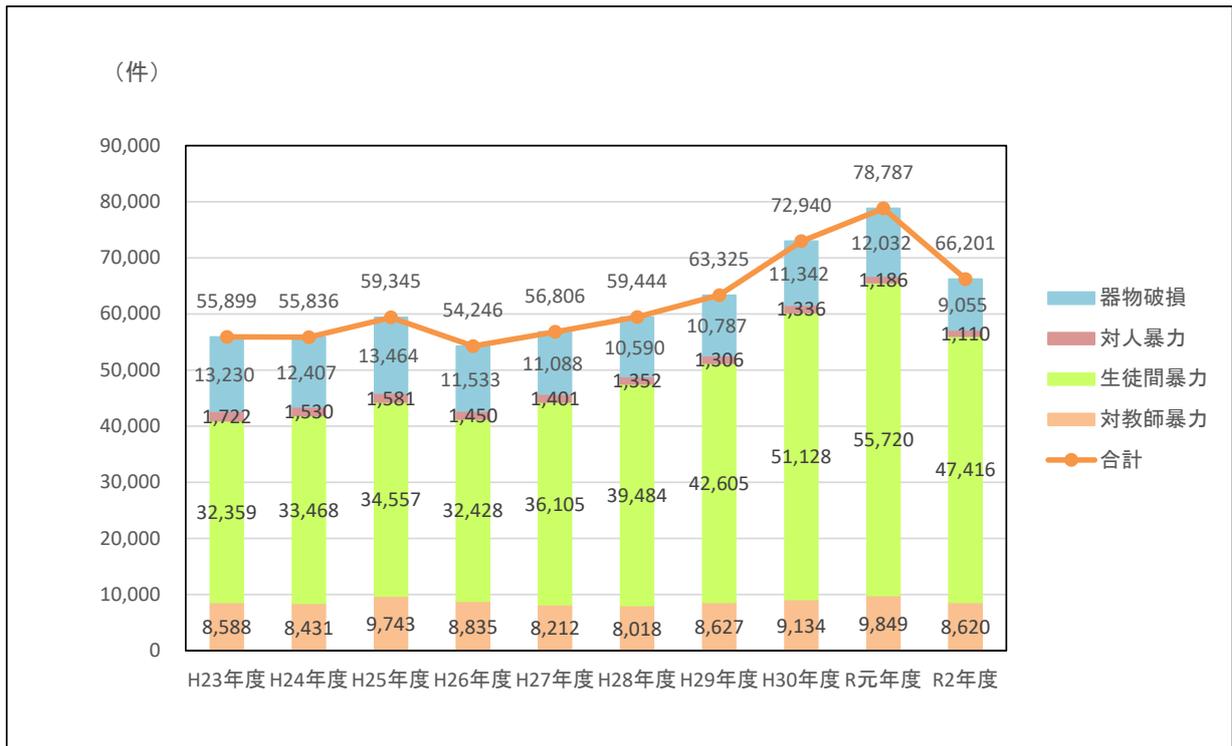
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
(令和2年度)

図表 35 小・中・高等学校における暴力行為の発生状況（小・中・高等学校計）  
(青森県・全国)

【青森県】

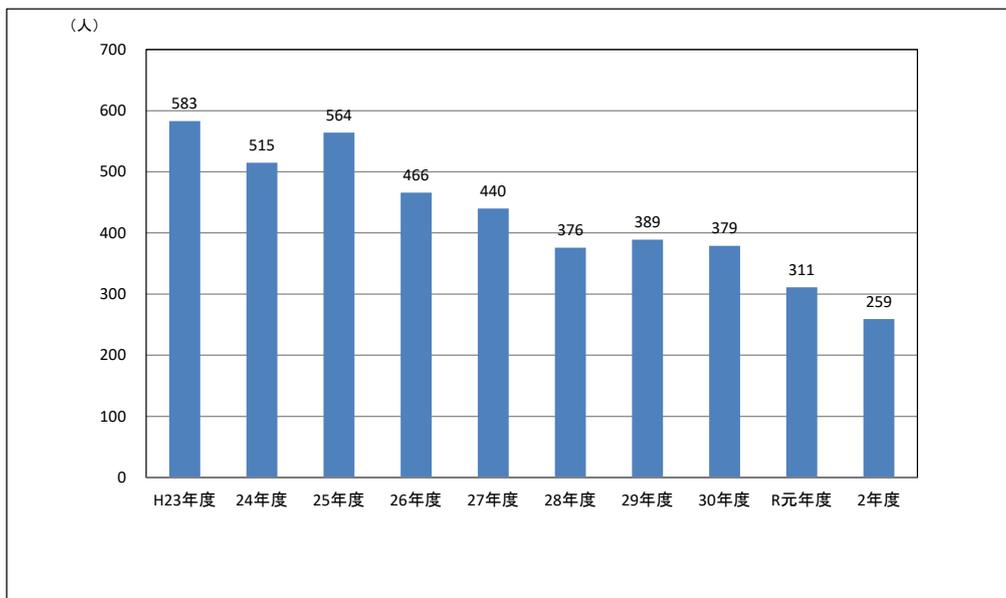


【全国】



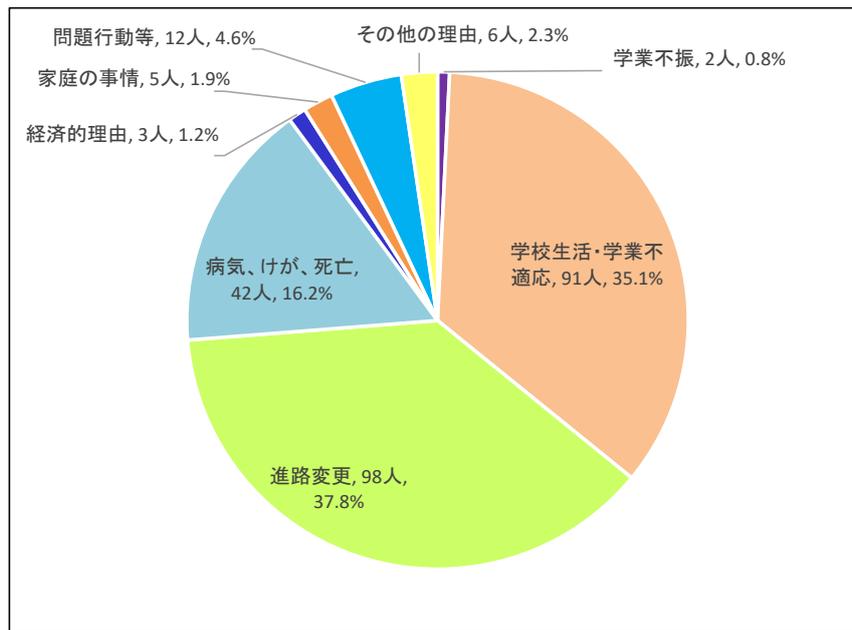
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
(令和2年度)

図表 36 高等学校における中途退学者の状況（公・私立）（青森県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
(令和2年度)

図表 37 高等学校中途退学の理由（公私立）（青森県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和2年度）

### （5）少年非行

青森県警察本部の調べによると、本県における刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成15年をピークに減少傾向にあり、平成23年に初めて1,000人を下回りました。令和3年には110人となり、成人を含めた全刑法犯検挙・補導人員に占める少年の割合も8.3%まで減少しました。【図表38】

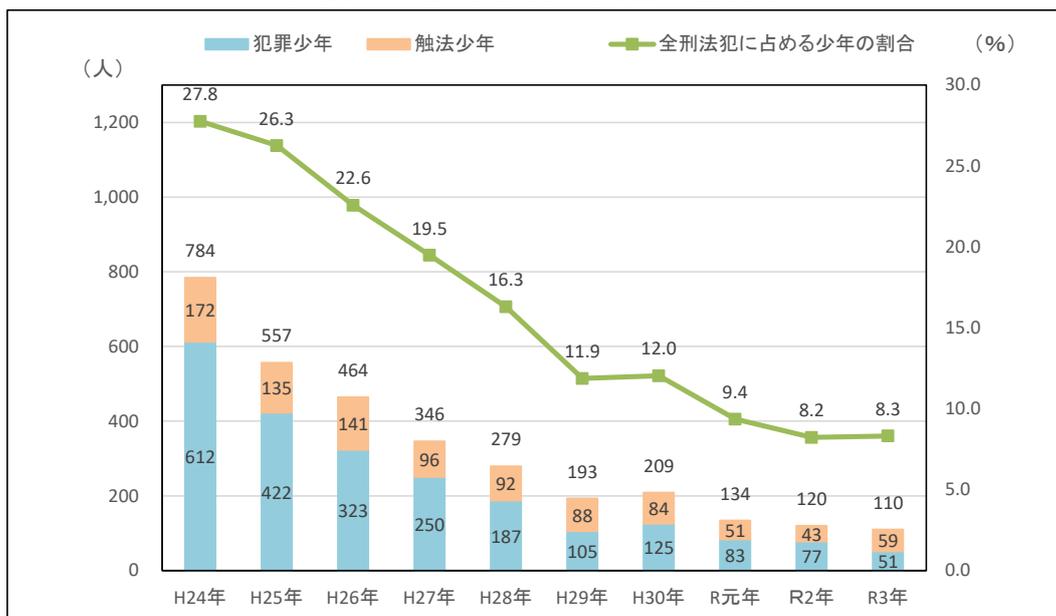
また、特別法犯少年の検挙状況は、平成28年以降15～24人で増減を繰り返しましたが、令和3年は9人となり、不良行為少年の補導状況についても、令和3年には816人と減少傾向にあります。【図表39】

非行の裾野は狭まりつつあるものの、再非行率は11.8%であり、刑法犯少年の10人に1人が非行を繰り返し、検挙・補導されている状況にあります。

初発型非行（単純な動機から比較的容易に行われる罪種だが、他の重大な犯罪に移行する可能性があり、手当がなされないとより非行が深刻化する危険性があるもので、万引き・自転車盗・オートバイ盗及び占有離脱物横領の4つをいう。）は、令和3年においては48人と減少傾向にあるものの、刑法犯少年の43.6%を占めており、今後の非行の深刻化が危惧されます。【図表40】

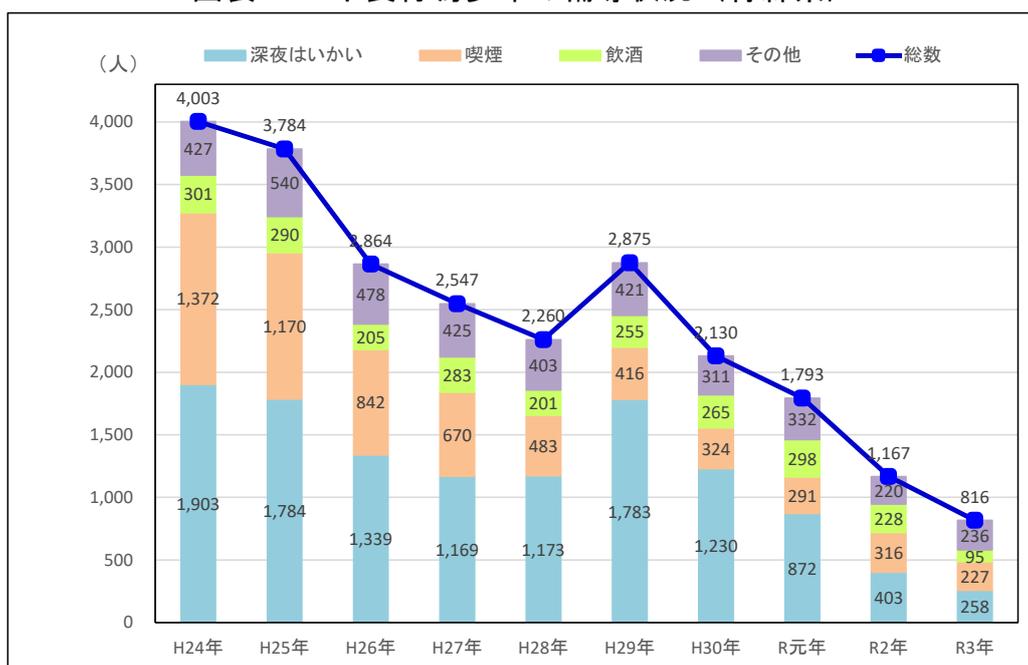
これらのことから、少年の非行・犯罪防止対策及び立ち直り支援を推進していく必要があります。

図表 38 少年非行の状況（青森県）



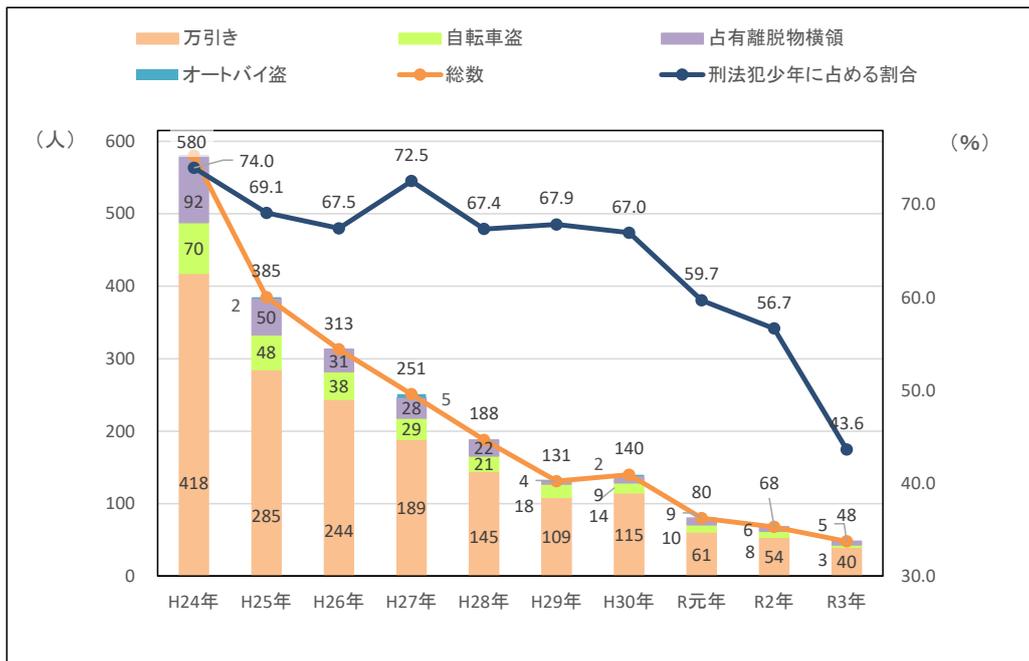
資料：青森県警察本部

図表 39 不良行為少年の補導状況（青森県）



資料：青森県警察本部

図表 40 「初発型非行」の発生状況（青森県）



資料：青森県警察本部

## (6) 子どもの貧困

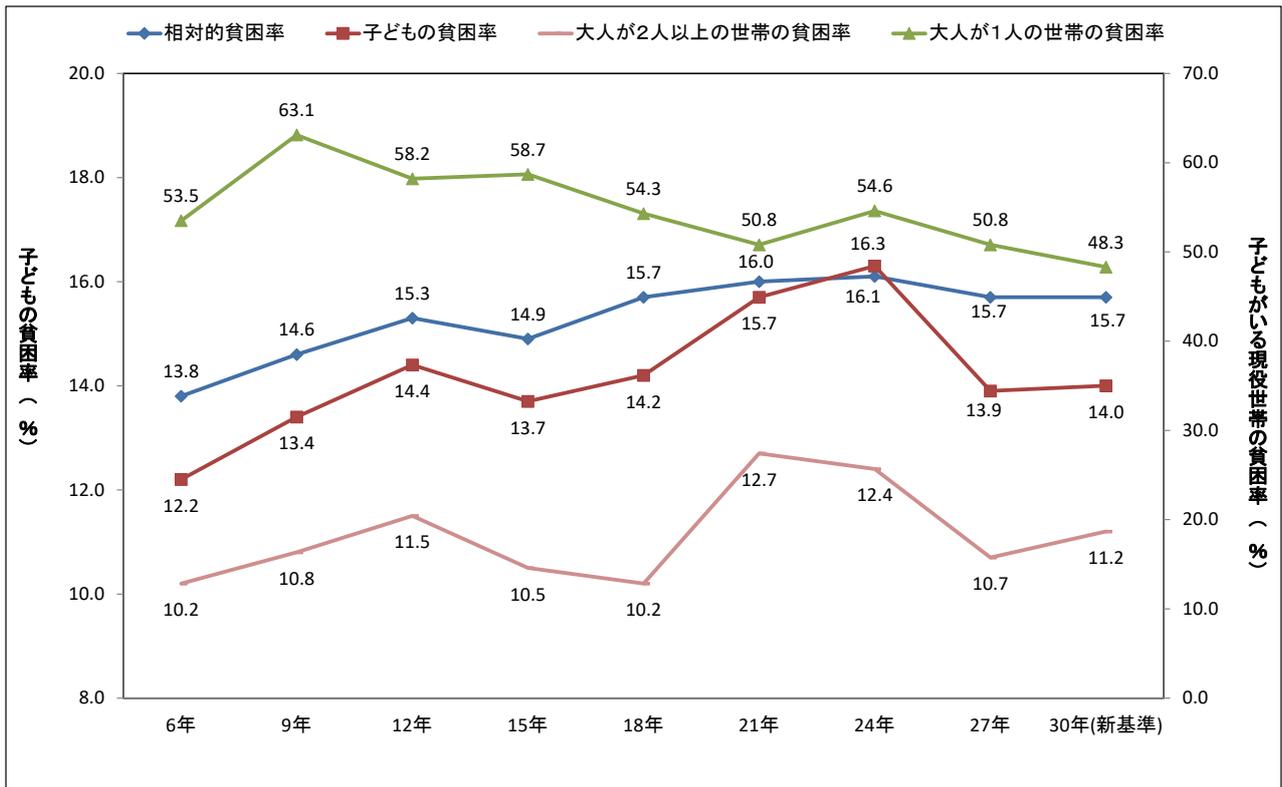
厚生労働省の「国民生活基礎調査」（令和元年）でとりまとめられた貧困率の状況によると、平成 30 年の子どもの貧困率は 14.0%となっており、平成 27 年の 13.9%より 0.1 ポイント増加しており、依然 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあります。

中でも、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）のうち、大人が 1 人の世帯の貧困率は 48.3%となっており、大人が 2 人以上の世帯の貧困率 11.2%を大きく上回っています。【図表 41】

また、厚生労働省の「国民生活基礎調査」（令和 3 年）でとりまとめられた生活意識の状況によると、「生活が苦しい」とした世帯は、全世界帯では 53.1%ですが、母子世帯は 76.3%となっており、子どもたちの厳しい状況は続いています。【図表 42】

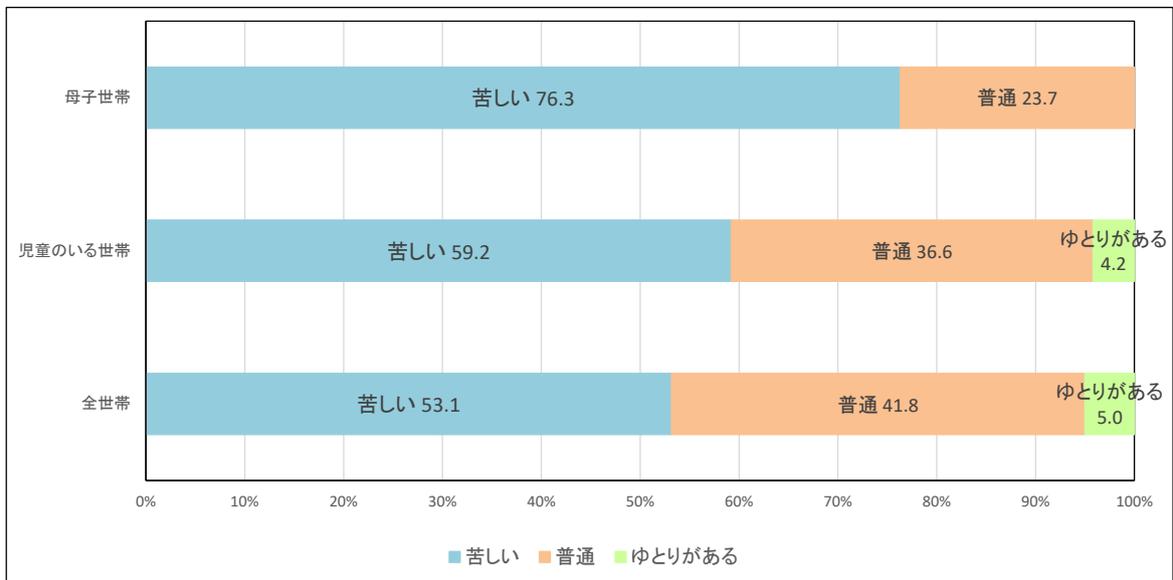
ひとり親家庭をはじめとする困難な環境の中にあっても、すべての子どもたちが、貧困の連鎖によって将来が閉ざされることなく、夢と希望を持って成長できるよう総合的に施策を推進していくことは、社会の持続的発展にとっても極めて重要です。

図表 41 子どもの貧困率（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和元年）

図表 42 生活意識の状況（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（令和3年）

### （7）子ども・若者の自殺

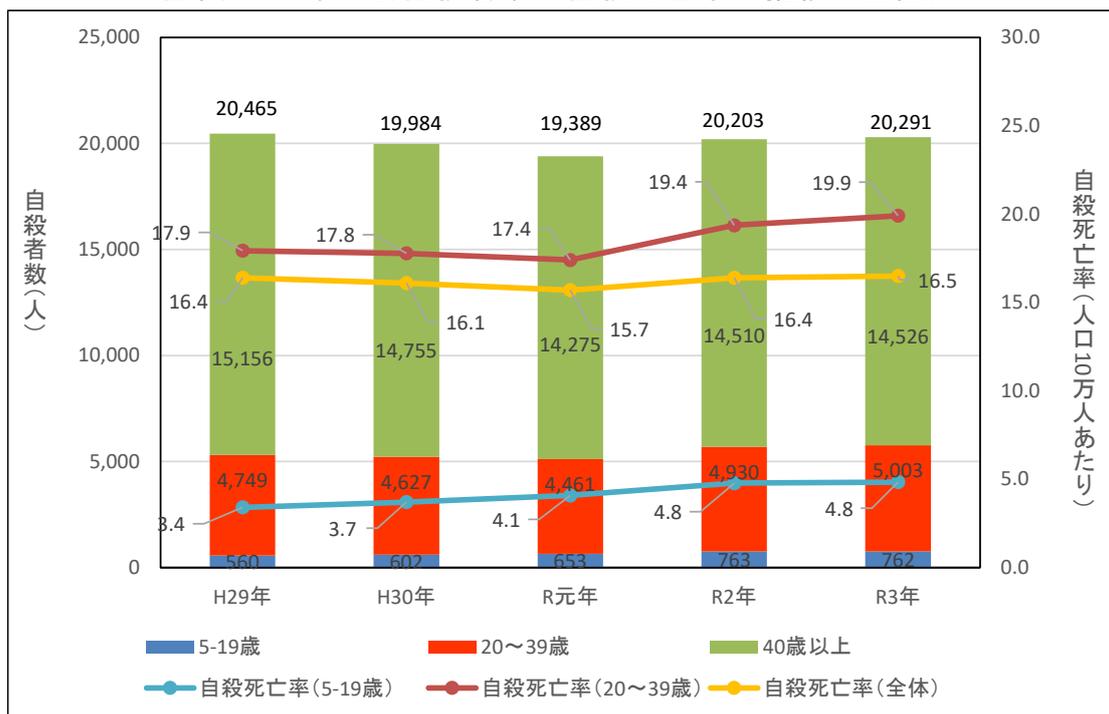
厚生労働省の「人口動態統計」によると、平成29年に20,465人であった全国の自殺者数は、令和3年には20,291人となり、人口10万人あたりの自殺者数である

自殺死亡率は 16.4 から 16.5 に微増しています。【図表 43】

また、平成 29 年に 265 人であった県内の自殺者数は、令和 3 年には 284 人となり、自殺死亡率は 20.8 から 23.4 に増加しています。【図表 44】

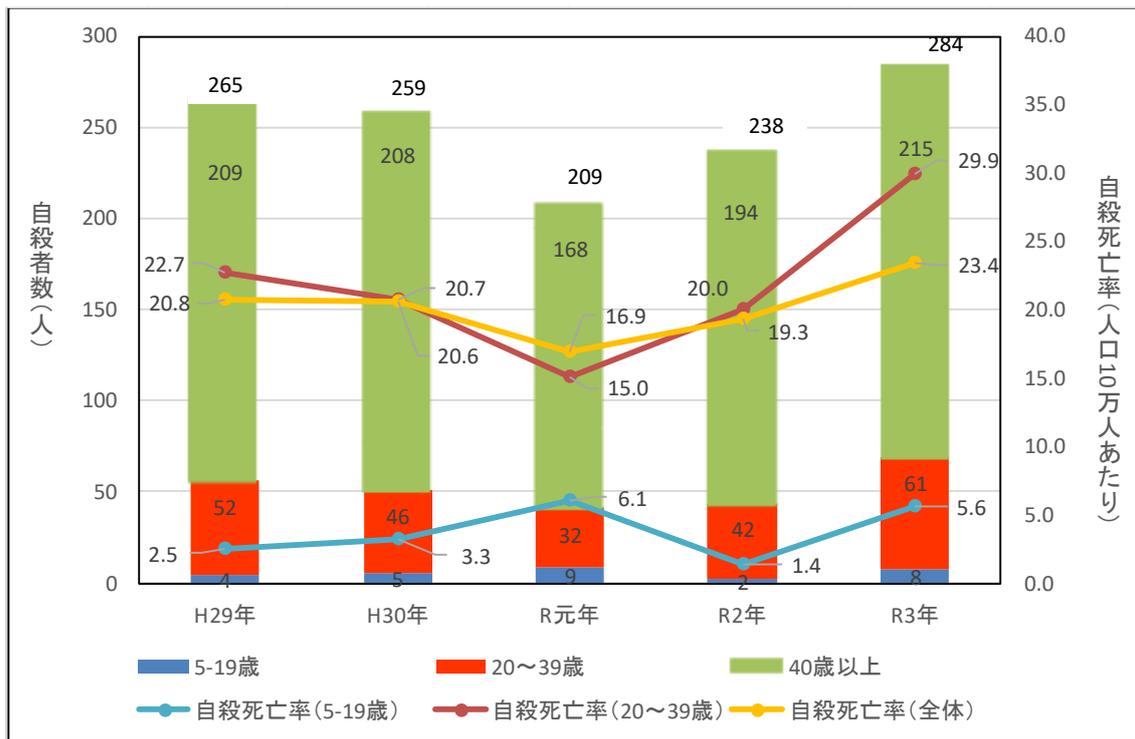
一方、県内の子ども・若者の自殺者数・自殺死亡率は、19 歳以下で増減を繰り返しており、また、20～39 歳以下では令和元年から令和 3 年にかけて 14.9 ポイント増加しており、コロナ禍の影響も懸念されることから、子ども・若者の自殺対策を更に推進する必要があります。

図表 43 年代別自殺者数・自殺死亡率の推移（全国）



出典：厚生労働省「令和 3 年人口動態統計（確定数）」を基に青森県にて算出。

図表 44 年代別自殺者数・自殺死亡率の推移（青森県）



出典：厚生労働省「令和3年人口動態統計（確定数）」

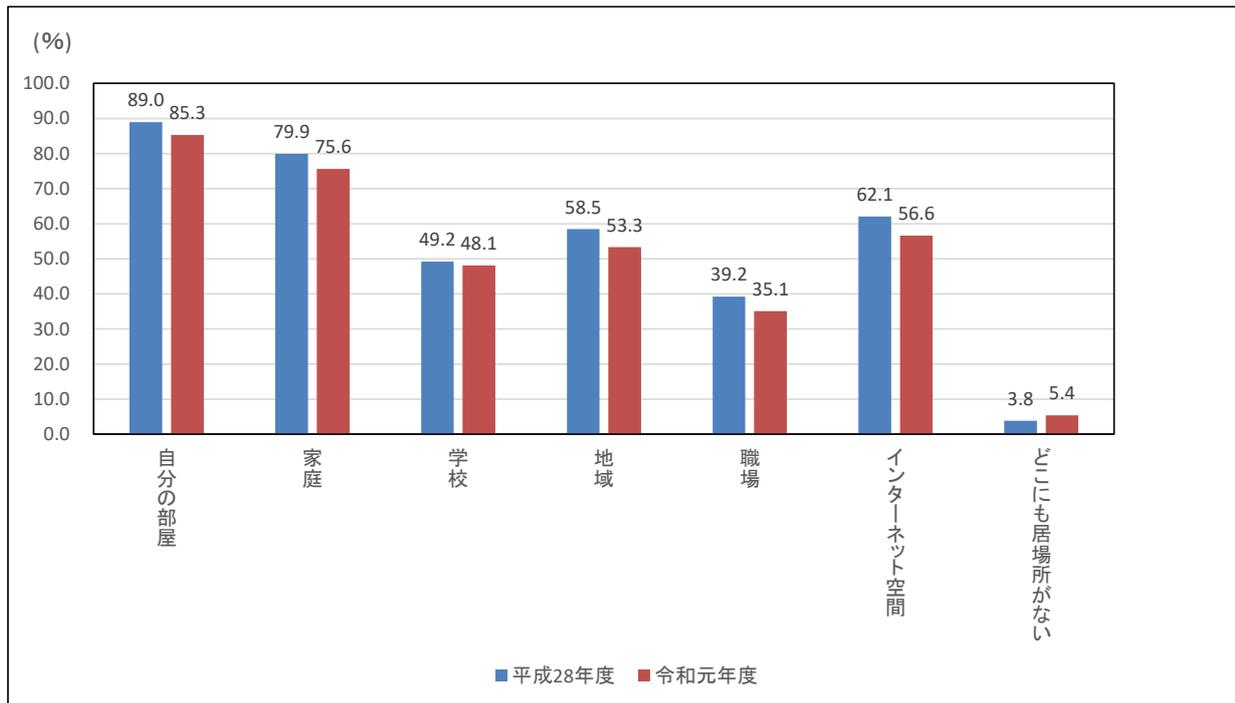
及び総務省「人口推計（令和3年10月1日現在）」を基に青森県にて算出。

## （8）居場所

内閣府が令和元年度に13歳から29歳までを対象に実施した「子供・若者の意識に関する調査」によると、ほっとできる場所、居心地の良い場所については、「自分の部屋」は85.3%、「家庭」は75.6%となっている一方で、「どこにも居場所がない」は、平成28年度の3.8%から令和元年度には5.4%と増加しています。【図表45】

また、居場所の数が少ない人ほど、困難な状況が改善した経験が少なく、支援希望や支援機関の認知度等も低い傾向があることから、子ども・若者にとって、ほっとできる場所、居心地の良い場所としての居場所づくりを推進する必要があります。

図表 45 今のあなたにとって、居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）になっていますか



資料：内閣府「子供・若者の意識に関する調査」（令和元年度）

### （9）困難を有する子ども・若者に関する相談窓口

県内には、ニート、いじめ、不登校、障害、ひきこもり、非行、貧困など、子ども・若者が抱える困難の状況に応じて、様々な相談窓口が設けられています。

しかし、近年、子ども・若者やその家族が抱える問題は多様化・深刻化していることなどから、関係機関の緊密な連携によるきめ細かな対応が重要となっています。

## 3 家庭・地域と子ども・若者

### （1）家庭における教育力

家庭は、子どもにとって安らぎの場であり、食事やあいさつなどの基本的な生活習慣とともに、命の大切さや他者への思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心などを身につける上で重要な役割を担っています。

しかし、核家族化・少子化など、家庭をめぐる社会環境の変化やゲーム・スマートフォンなどの普及、親子が家庭で一緒に過ごす時間の減少などにより、家庭内でのコミュニケーション不足が指摘されています。社会だけでなく家庭生活も夜型化し、睡眠時間の減少や朝食の欠食など、子どもの基本的な生活習慣の乱れにつながる傾向が見られます。

こうした状況の中、厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」（平成 28 年度）によれば、ひとり親世帯の子どもについての悩みとして、母子世帯、父子世帯ともに「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」が挙げられています。【図表 46】

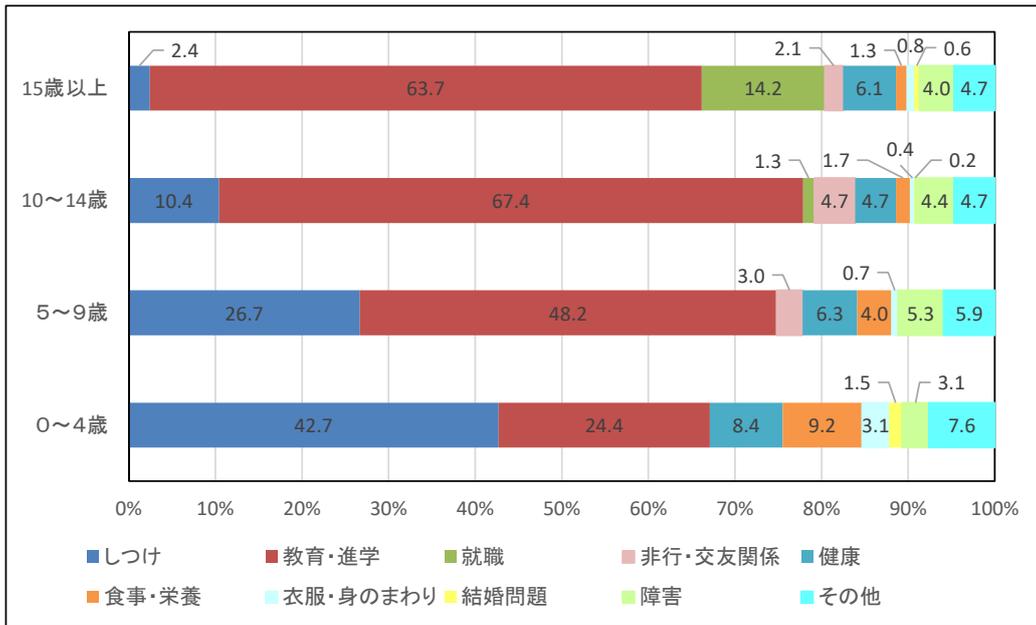
また、令和 3 年度中、「青森県総合社会教育センター」や「青森県子ども家庭支

援センター」等の相談機関には、しつけや子どもとの接し方など家庭教育に関する悩みや不安など、87人から相談が寄せられています。【図表47】【図表48】

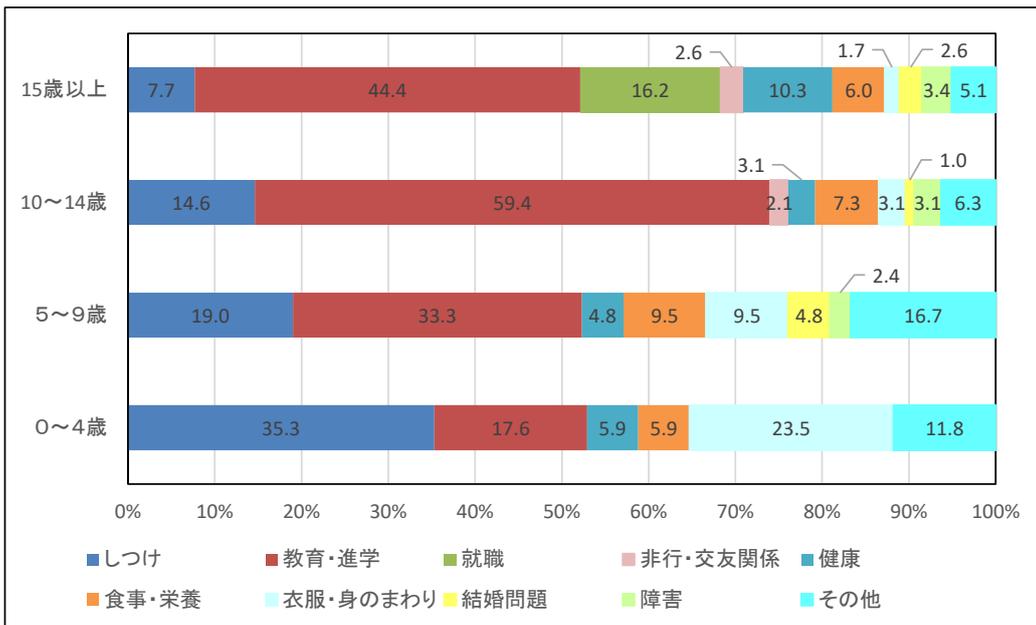
これらのことから、家庭における教育力の向上を図るための支援を推進していく必要があります。

図表46 ひとり親世帯の子どもについての悩み  
(最もあてはまるもの)(全国)

【母子世帯の母】

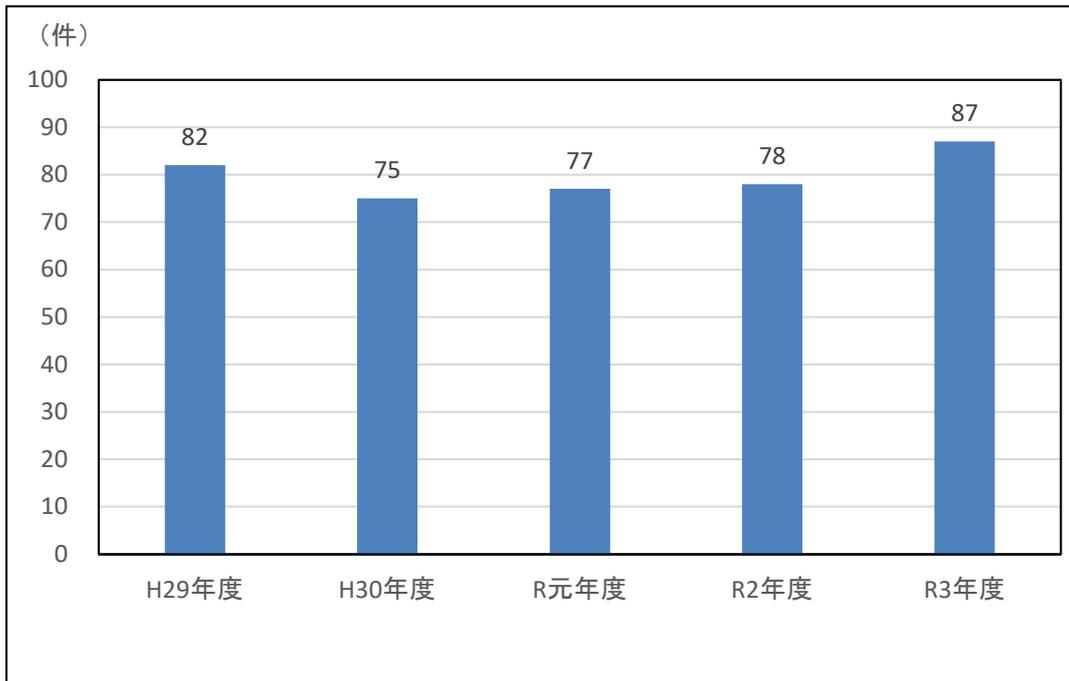


【父子世帯の父】



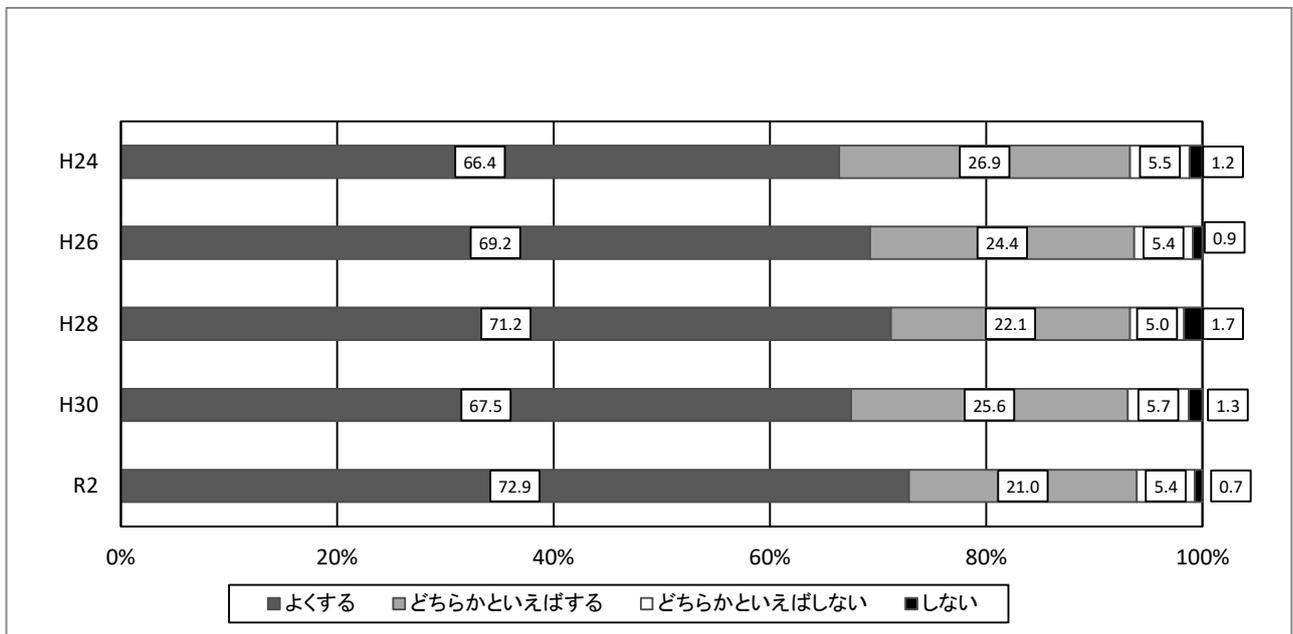
資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(平成28年度)

図表 47 県内相談機関への家庭教育に関する相談件数の推移（青森県）



資料：児童相談所、子ども家庭支援センター、総合社会教育センターにおける相談件数  
（青森県調べ）（令和3年度）

図表 48 家族との会話



資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

## （2）地域における教育力

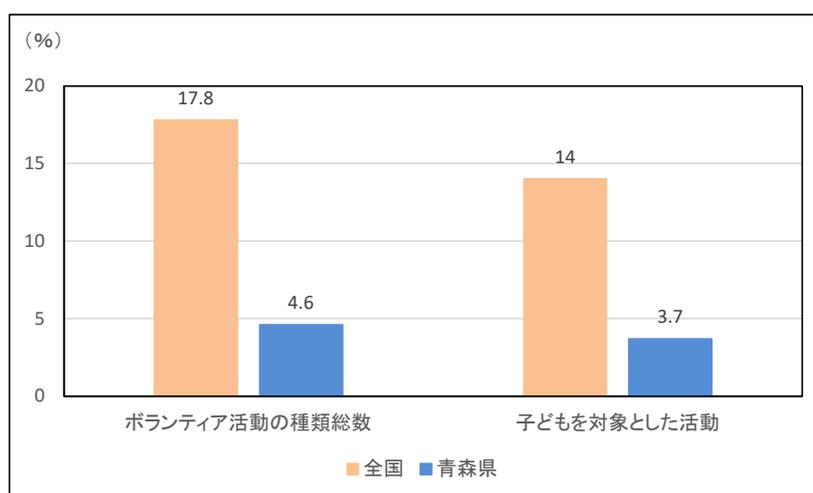
地域は、子どもたちが様々な社会体験活動を行うことなどを通じて、基本的なルールや善悪を判断する力を身につけるとともに、社会づくりに主体的に参加する意

欲・態度を育む場として重要な役割を担っています。

しかし、都市化や少子化の進行、近所付き合いをする人の減少や若年層の町内会・自治会等への加入・参加の敬遠といった人間関係の希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化などを背景に、子どもたちの異世代との交流や地域行事への参加などが減り、子どもたちが地域の様々な人々と触れあう機会が減少するとともに、子ども同士の関わりも少なくなっています。【図表 49】【図表 50】【図表 51】【図表 52】【図表 53】

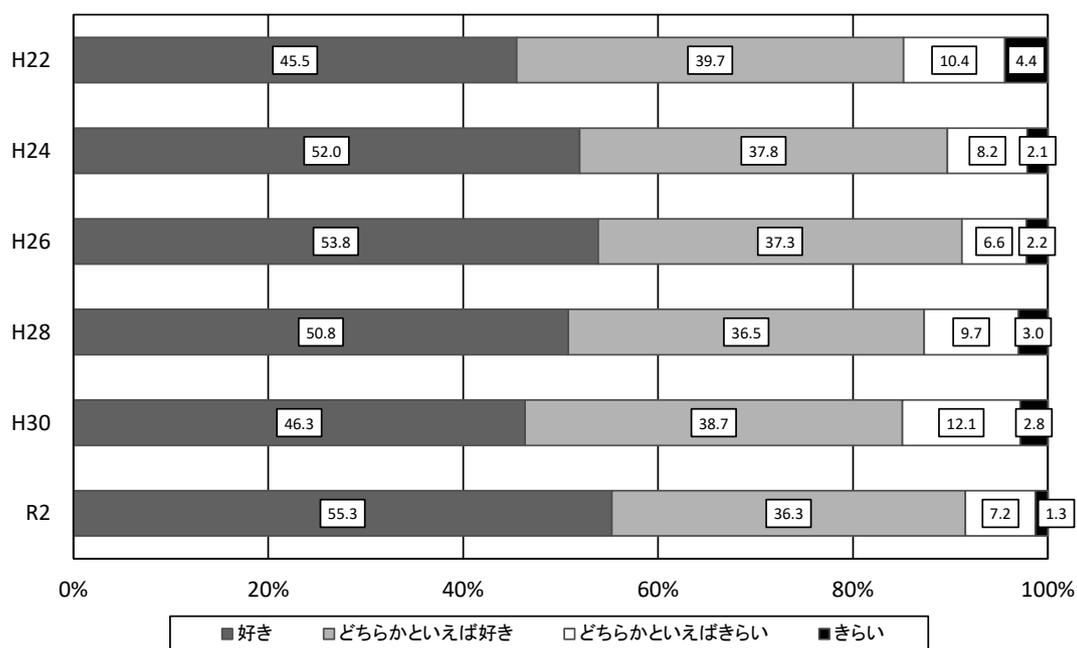
これらのことから、大人への意識啓発をはじめとした、地域における教育力の向上を図る取組を推進していく必要があります。地域社会もまた、家庭や学校を一方的に支え続けることは困難となっていることから、地域社会と家庭、学校等が互いの実情を理解し、支え合う、持続可能な連携・協働関係（パートナーシップ）の確立等が求められています。

図表 49 ボランティア活動の種類総数、子どもを対象とした活動の行動者率（10歳以上）（全国、青森県）



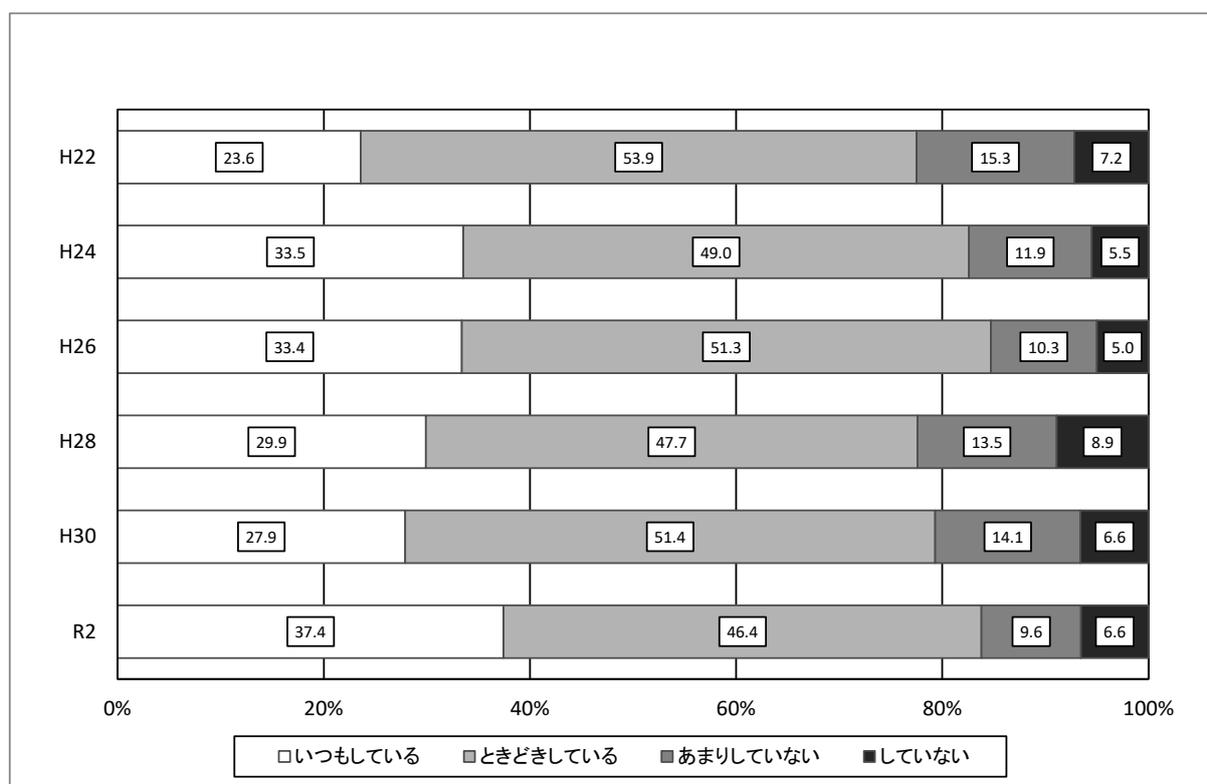
資料：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

図表 50 住んでいる地域への評価



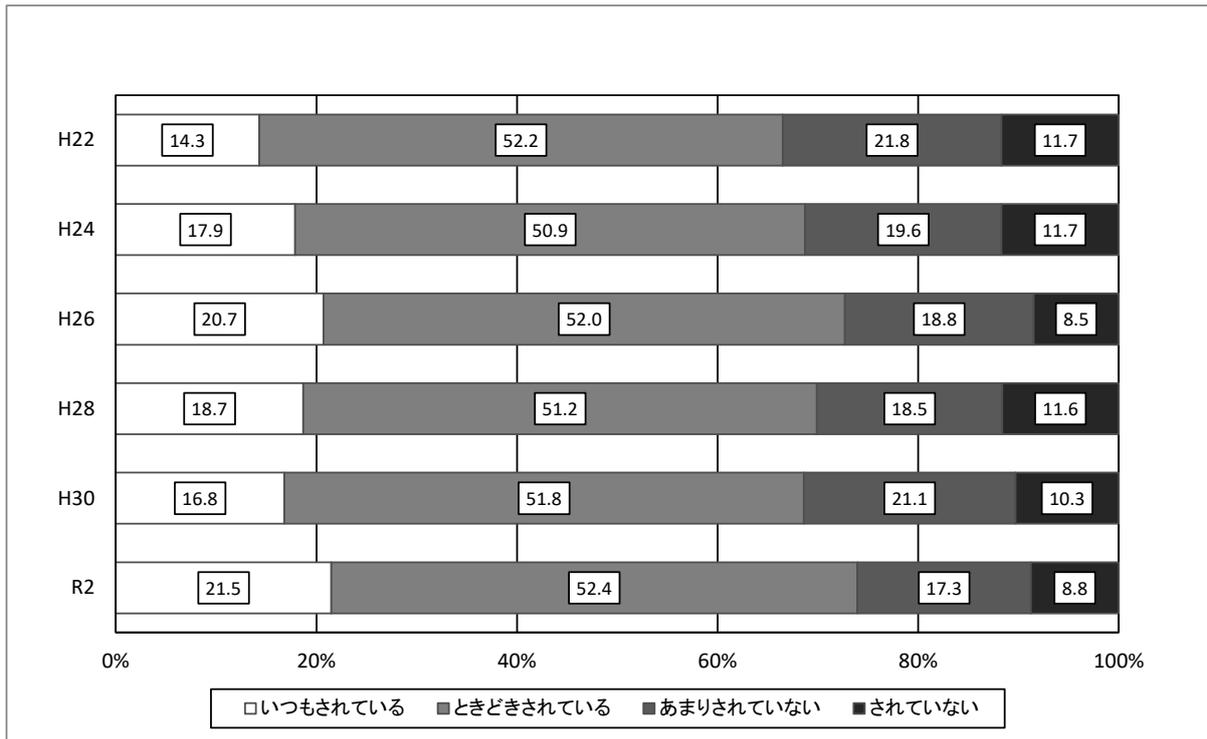
資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

図表 51 地域の大人へのあいさつ



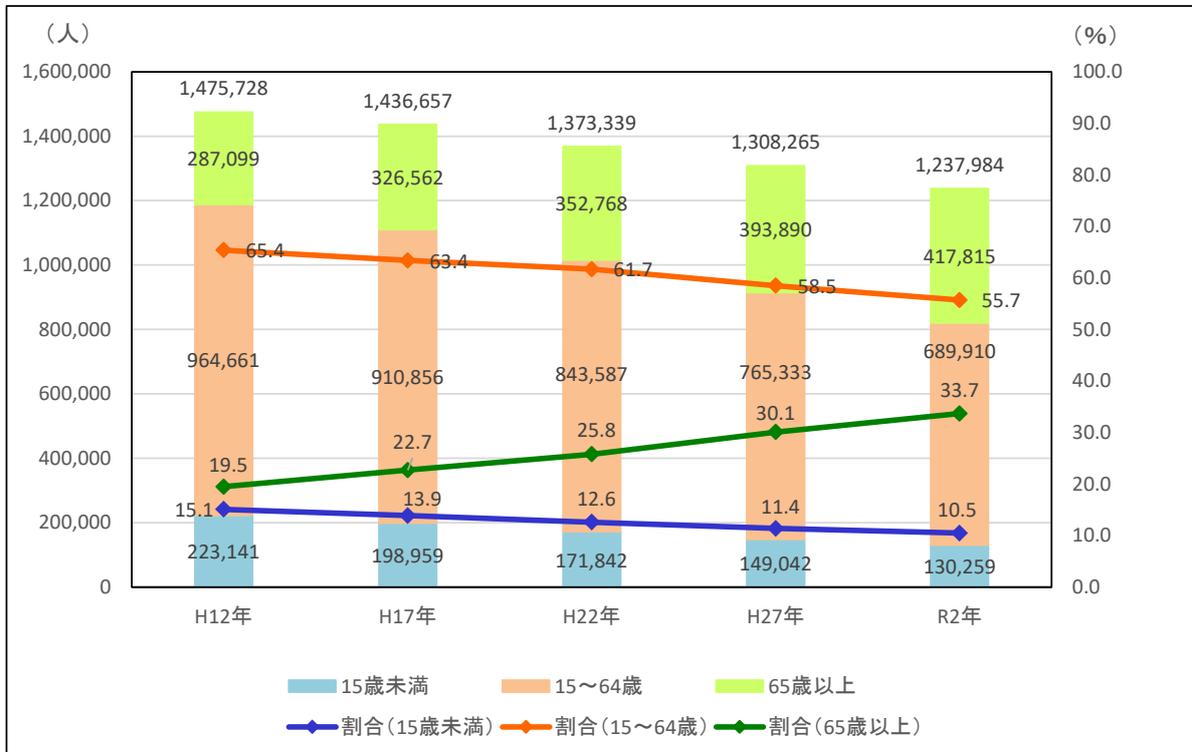
資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

図表 52 地域の大人からのあいさつ



資料：青森県青少年・男女共同参画課「青少年の意識に関する調査」（令和2年度）

図表 53 年齢別人口の推移（青森県）



資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

### （3）地域における安全・安心

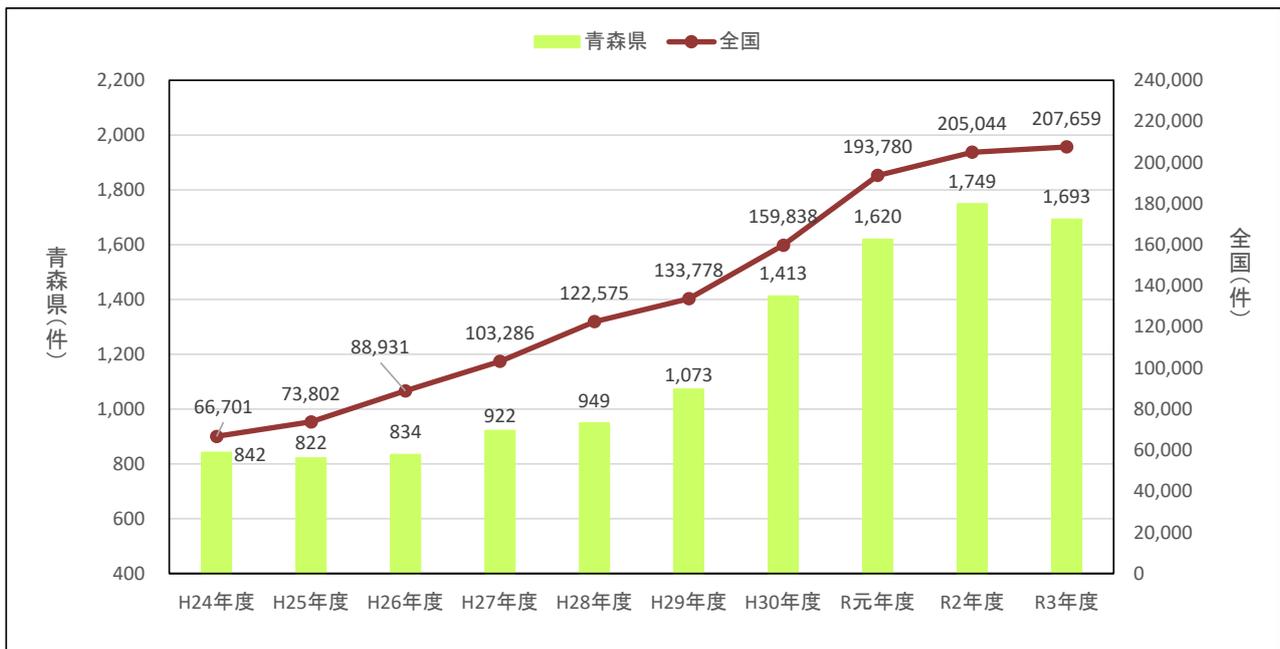
児童相談所等に寄せられる子ども虐待に関する相談対応件数は年々増加してい

るとともに、その事例も複雑・多様化しており、子ども虐待防止対策の徹底と虐待を受けた子どもに対するケア、社会的養護の推進等が求められています。【図表 54】

【図表 55】

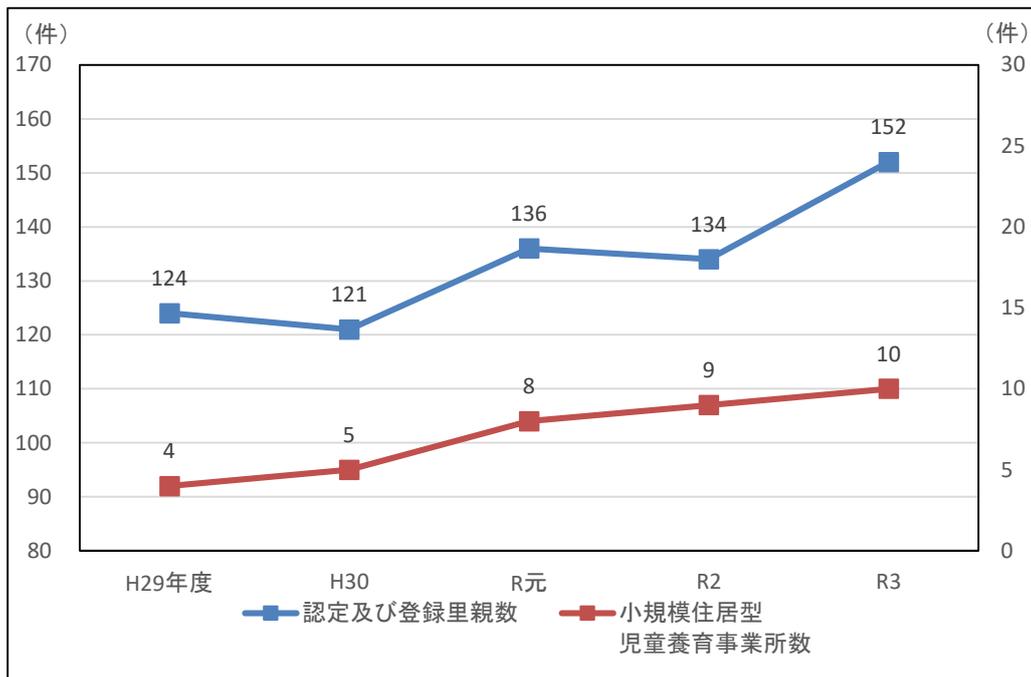
また、警察が認知した子どもへの声かけ事案の件数は、平成 30 年に 391 件となった後、令和 2 年には 292 件まで減少したものの、令和 3 年では増加に転じ 334 件となっていることから、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりが必要となっています。【図表 56】

図表 54 児童相談所における子ども虐待相談対応件数の推移（青森県・全国）



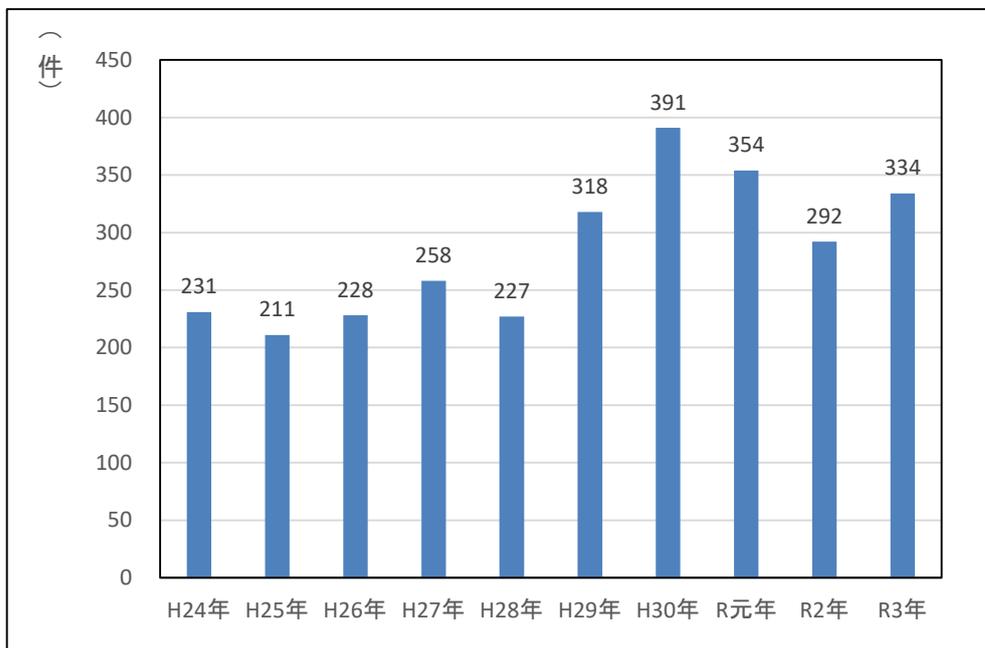
資料：厚生労働省「令和 2 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」、  
青森県こどもみらい課調べ（令和 3 年度）

図表 55 認定及び登録里親数・小規模住居型児童養育事業所数の推移（青森県）



資料：青森県こどもみらい課調べ（令和3年度）

図表 56 子どもを対象とした声かけ事案発生件数（青森県）



資料：青森県警察本部

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

すべての子ども・若者は、本県の未来を担い、ともに社会を構成する重要な主体です。子ども・若者が、命を大切にすることを育み、夢や希望を抱き、いきいきと命を輝かせて心身ともにたくましく健やかに成長していくこと、そして、様々な困難を乗り越えながら自立する力を身につけ、あおもりの未来を切り拓いていく「人財」として活躍していくことを深く願い、県民総ぐるみで子ども・若者の育成支援に取り組むこととし、

この計画の基本理念を

～ あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために ～

とします。

### 2 基本目標

上記の基本理念と、未来を生きる子ども・若者に深く関係するSDGsの17の目標を踏まえ、施策の基本的な柱として次の5つの「基本目標」を掲げ、子ども・若者の育成支援に取り組みます。

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 基本目標Ⅰ | 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援   |
| 基本目標Ⅱ | 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援 |
| 基本目標Ⅲ | 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成       |
| 基本目標Ⅳ | 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり    |
| 基本目標Ⅴ | 子ども・若者の成長を支える担い手の養成        |

#### 基本目標Ⅰ 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

子ども・若者が健やかに成長していくためには、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を身につけるとともに、命を大切にすることを育み、思いやる心、規範意識・倫理観などの「豊かな人間性」を育み、そして、生活や仕事をする上で基盤となる「健やかな心身」を養成するなど、子ども・若者の「知・徳・体」がバランス良く育まれるよう、家庭・学校・地域が連携して取り組むことが必要です。

また、これらと併せて、社会環境の変化や進展に対応する力や職業観・勤労観の確立など、社会的・職業的自立に向けた能力を育むことが必要です。

このような観点から、「子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 重点目標1 | 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します |
| 重点目標2 | 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します |

## **基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援**

ニート、不登校、障害、ひきこもり、非行、貧困など、子ども・若者やその家族が抱える問題に対してきめ細かな支援を行うためには、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的な支援を行っていくことが必要です。

また、子ども・若者がこのような困難を抱えるに至った要因や、目指すゴールの違いなどを、関係機関が相互に十分理解した上で支援することも重要です。

このような観点から、「困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- 重点目標 3 ニート等に対する支援の充実を図ります
- 重点目標 4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります
- 重点目標 5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標 6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります
- 重点目標 8 子どもの貧困対策を推進します
- 重点目標 9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標 10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

## **基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成**

グローバル化が進行する社会においては、チャレンジ精神や豊かな語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育が重要です。また、科学技術に精通した人財や情報通信技術の進化に適応し活用できる人財、地域産業を担う若者などを育成することが必要です。

このような観点から、「創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- 重点目標 11 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

## **基本目標Ⅳ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり**

子ども・若者の健やかな成長を支えていくためには、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、地域内でネットワークを構築・強化することにより、子ども・若者育成支援を推進する基盤となる地域社会づくりに取り組んでいくことが大切です。

このような観点から、「子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

**重点目標 12 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します**

**重点目標 13 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します**

**重点目標 14 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します**

## **基本目標Ⅴ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成**

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子ども・若者の健やかな成長に重要な役割を有していますが、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている中、地域における見守りや健全育成の機能は、十分に発揮されていないことから、地域住民やNPO等が子ども・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進する必要があります。

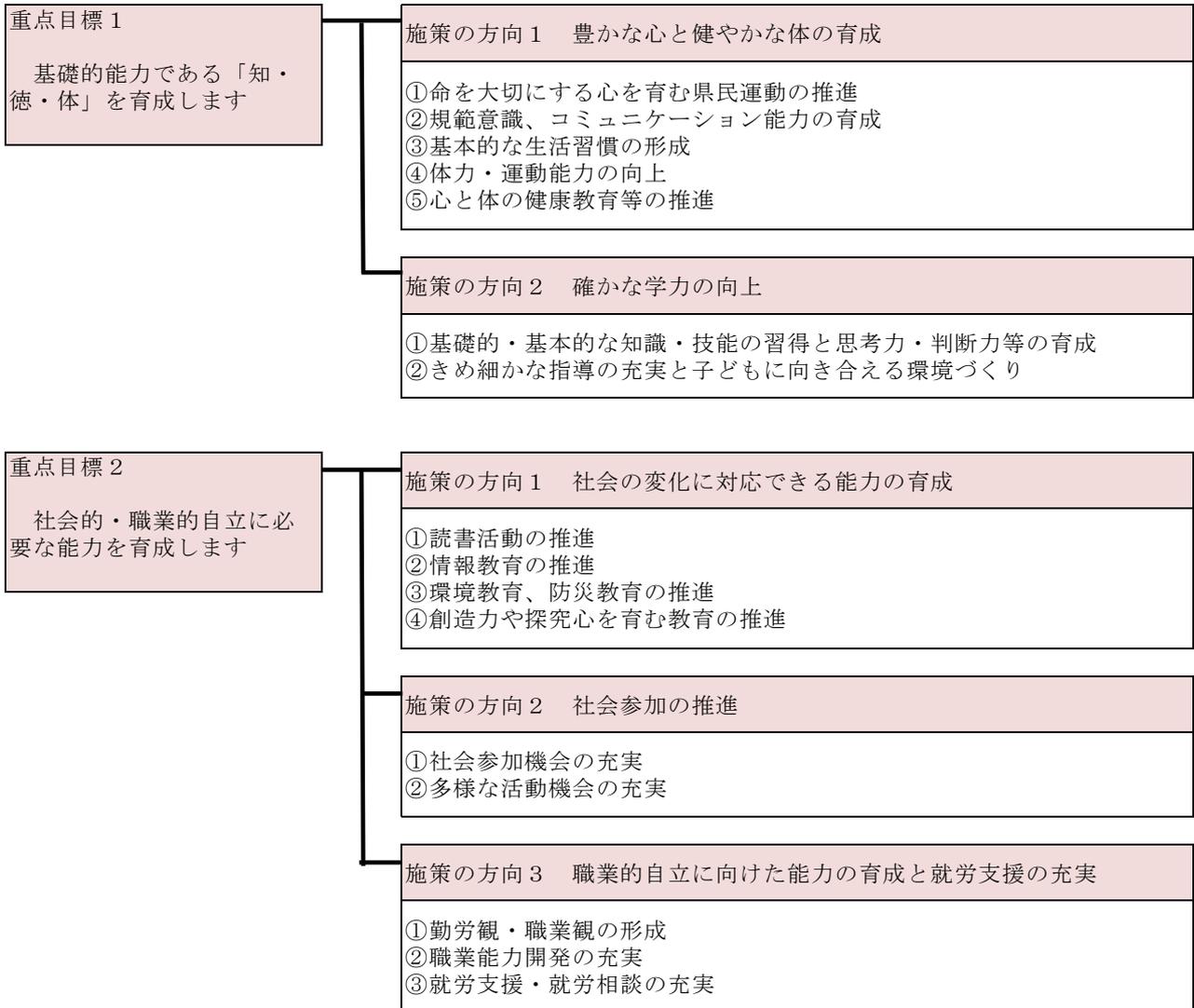
このような観点から、「子ども・若者の成長を支える担い手の養成」に取り組むものです。

このため、次の「重点目標」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

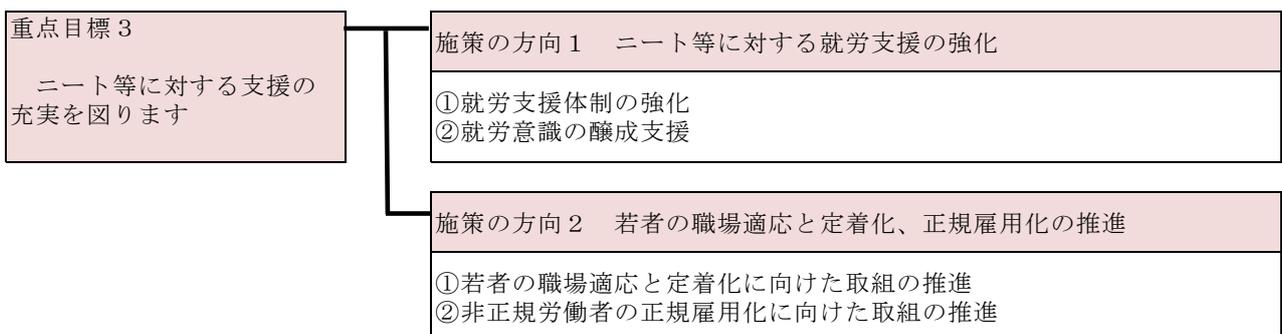
**重点目標 15 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します**

### 3 施策体系

#### 基本目標Ⅰ 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援



#### 基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援



重点目標 4

いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります

施策の方向 1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援の充実

- ①いじめ防止に向けた取組の推進
- ②相談・支援体制の充実
- ③学校・家庭・地域が連携した取組の推進

施策の方向 2 高校中途退学の防止対策と中途退学者への支援の推進

- ①高校中途退学の防止対策の推進
- ②中途退学者への支援の推進

重点目標 5

障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります

施策の方向 1 障害等のある子ども・若者への支援の充実

- ①発達段階に応じた支援の推進
- ②学校における指導・支援の充実
- ③就労支援の充実
- ④障害者に対する文化芸術活動・生涯学習の支援
- ⑤慢性疾病を抱える子どもや難病患者の支援

施策の方向 2 発達障害のある子ども・若者への支援の充実

- ①発達段階に応じた支援の推進
- ②学校における指導・支援の充実
- ③県民理解の促進と地域における支援の充実

重点目標 6

ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります

施策の方向 1 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実

- ①相談・支援体制の充実
- ②就労支援の充実

重点目標 7

非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

施策の方向 1 非行・犯罪防止対策の充実

- ①早期発見・早期対応に向けた取組の推進
- ②薬物乱用防止に関する取組の推進
- ③相談窓口における支援の充実

施策の方向 2 立ち直り支援体制の充実

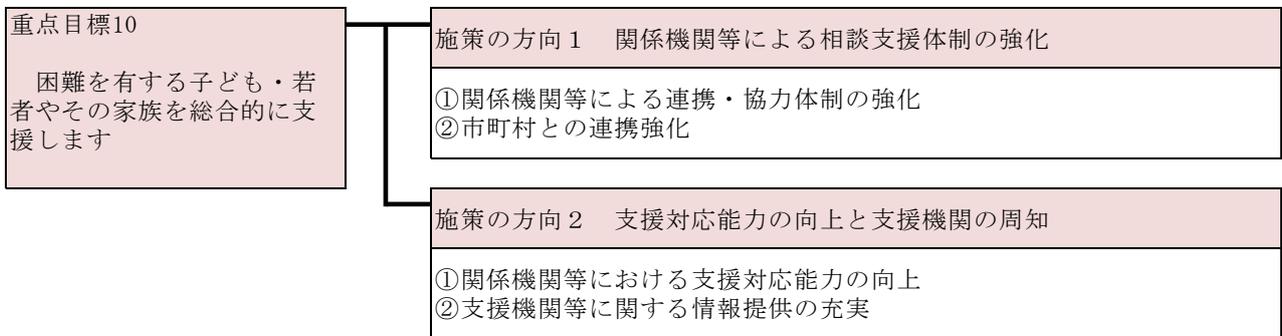
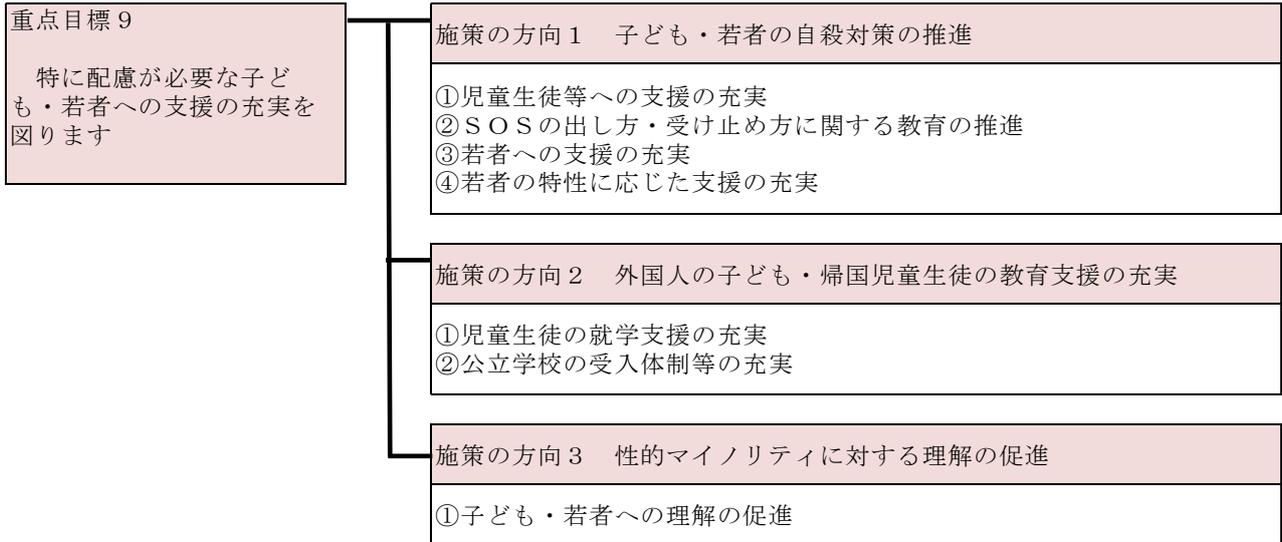
- ①立ち直り相談・支援の充実
- ②地域における取組の充実

重点目標 8

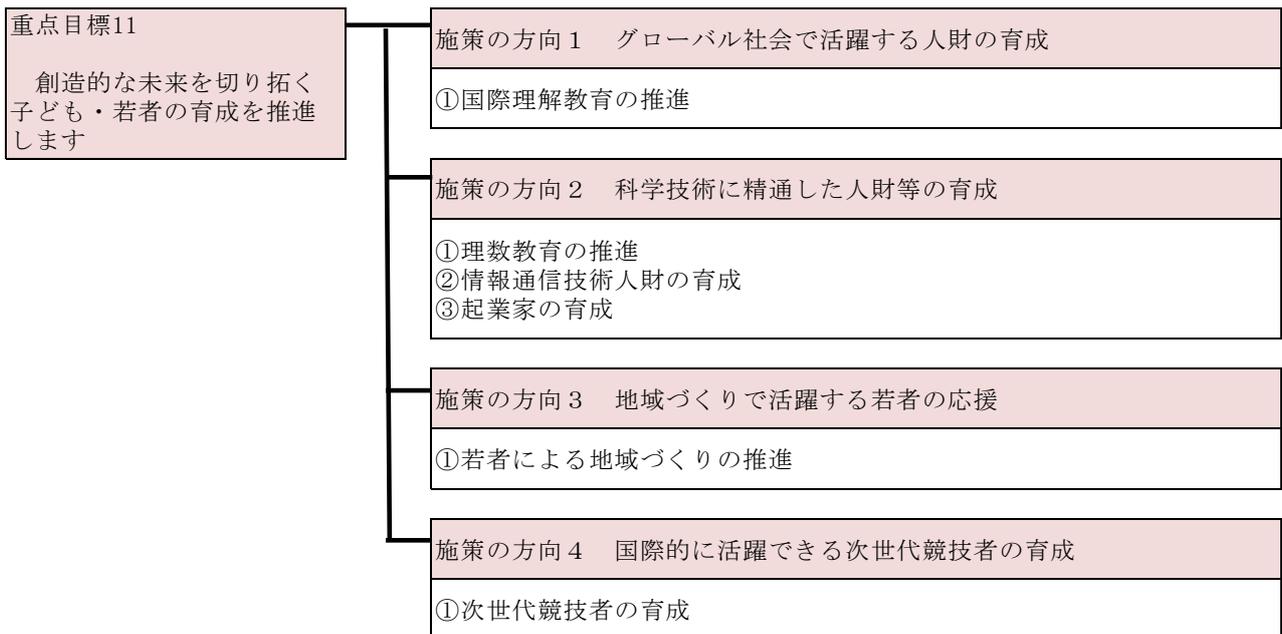
子どもの貧困対策を推進します

施策の方向 1 子どもの貧困対策の推進

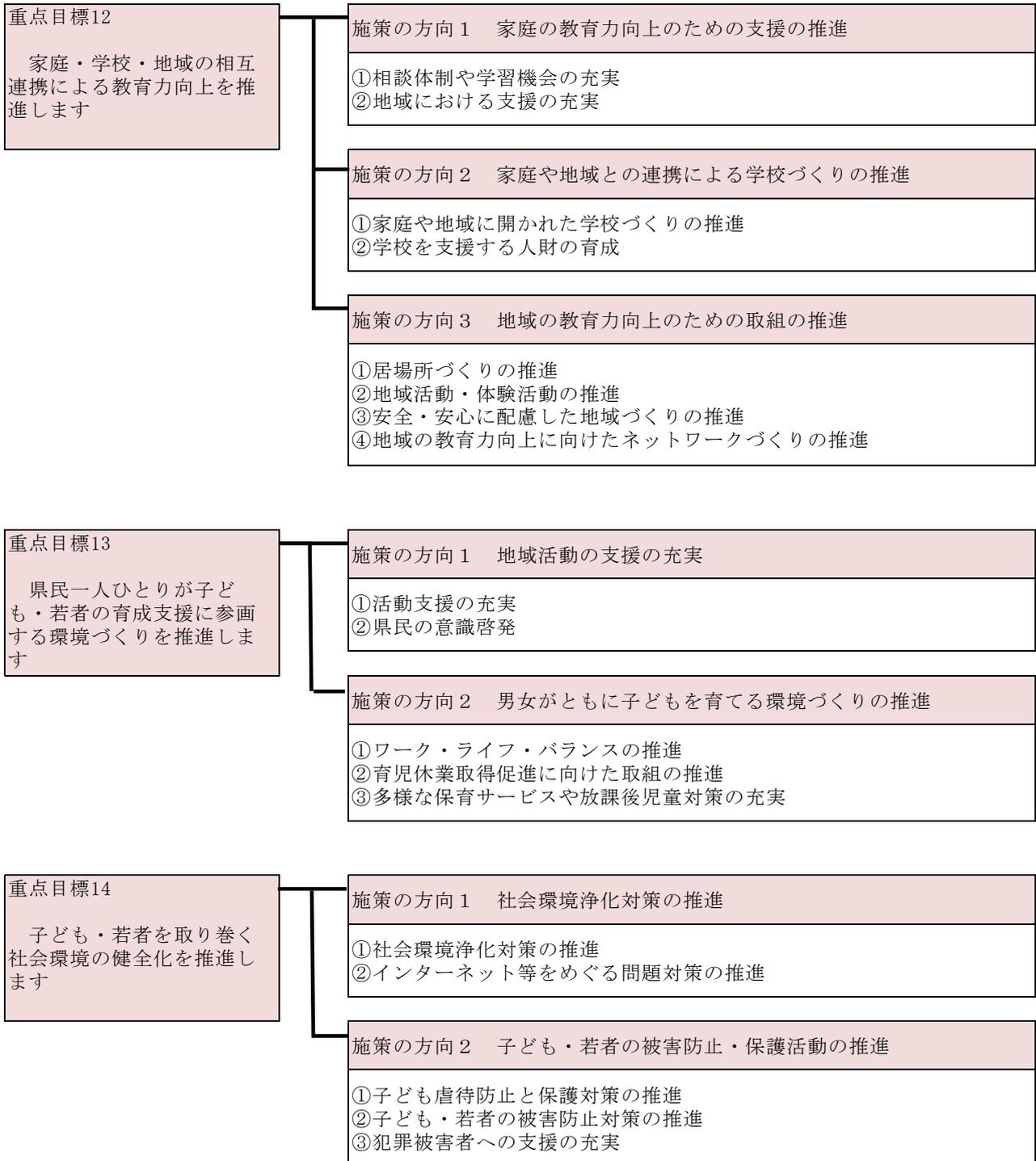
- ①教育の支援の推進
- ②生活の支援の推進
- ③保護者に対する就労支援の推進
- ④経済的支援の推進



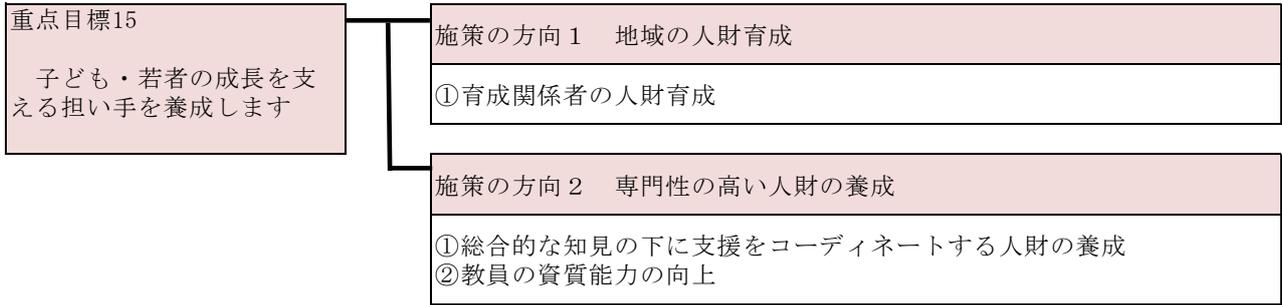
### 基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成



## 基本目標Ⅳ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり



## 基本目標Ⅴ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成



## 第4章 施策の方向と展開

### 基本目標Ⅰ 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

#### 重点目標1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します

子ども・若者が、命を大切にする心を育み、規範意識やコミュニケーション能力を育成し、基本的な生活習慣や体力を身につけていくことができるよう、また、「確かな学力」が培われるよう、家庭・学校・地域の連携により、基礎的能力である「知・徳・体」を育成するための取組を推進します。

#### ◇施策の方向1 豊かな心と健やかな体の育成

##### ① 命を大切にする心を育む県民運動の推進

本県の未来を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりを持ち、たくましく成長できるよう、県民総ぐるみで「命を大切にする心を育む県民運動」（P53参照）を推進します。

##### ② 規範意識、コミュニケーション能力の育成

社会生活を営むのに必要な規範意識やコミュニケーション能力を育成するため、道徳教育や集団宿泊体験活動の充実などを図ります。

##### ③ 基本的な生活習慣の形成

基本的な生活習慣を定着させるための取組を推進するとともに、その大切さを社会全体で再認識するための普及啓発を図ります。

また、幼児期からの「食育」を推進します。

##### ④ 体力・運動能力の向上

学校体育の授業や運動部活動、地域のスポーツ活動の充実などを通じて、子どもの体力向上や、運動に親しむ習慣を育むための取組を推進します。

##### ⑤ 心と体の健康教育等の推進

心身の健康や食に関する知識、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する知識、発達の段階に応じた性に関する知識など、専門家の協力も得ながら、心と体の健康教育を推進するほか、10代の親への支援や安心して安全な妊娠・出産の確保等の充実を図ります。

## ◇施策の方向 2 確かな学力の向上

### ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力等の育成

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、それらを活用して課題を解決するために必要となる思考力・判断力・表現力等の育成や、主体的に学習に取り組む習慣を身につけることにより、「確かな学力」の向上を図ります。

### ② きめ細かな指導の充実と子どもに向き合える環境づくり

きめ細かな学習指導により、子どもたちの「確かな学力」を向上させるため、習熟度に応じた指導やティーム・ティーチング、情報通信技術の活用（※1）、小学校・中学校・高等学校までの12年間を見通した教育などの取組を推進します。

また、少人数学級編制などにより、児童生徒一人ひとりの実情を踏まえた指導の充実に努めます。

#### ※1 情報通信技術の活用

GIGAスクール構想による1人1台のICT環境を活かしつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを実現することを目指すもの。

#### [コラム]

##### 「命を大切にすることを育む県民運動」

「命を大切にすることを育む県民運動」は、平成16年に長崎県佐世保市で発生した小学生児童による同級生殺害事件を契機に、本県においてこのような事件を決して起こしてはならないとの思いから、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、幼少期から子どもたちに命の尊さや大切さを伝えることで、自分を大切に思う気持ちや、相手の立場に立ち、思いやる心を育んでいこうと、県民総ぐるみで具体的な活動に取り組んでいるものです。

青森県の未来を担う財（たから）である子どもたちの可能性を大きく伸ばし、心身ともにたくましく健やかに育つ環境づくりを進めることは、大人の大きな責務です。

一人ひとりの命は何よりも尊く、周りのみんなにとってもかけがえのない大切な宝であるということ、そしてどんな理由があっても、人を傷つけたり、自ら命を絶つようなことは決してあってはならないというメッセージを、広く子どもたちに発信していきましょう。

##### 命を大切にすることを育む県民運動推進会議

「命を大切にすることを育む県民運動推進会議」は本県民運動の民間推進組織で、県内の学校・教育関係団体、保育・子育て支援団体など、1,400を超える団体に御賛同をいただき、命の大切さを伝えるメッセージの発信や、命の大切さを考える機会の提供など、それぞれの立場で多彩な活動に取り組んでいただいています。

## 重点目標 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

子ども・若者が、変化の著しい現代社会に的確かつ迅速に対応していくことができるよう、また、自主性・社会性の育成や、勤労観・職業観の形成などを通して就労の促進につながるよう、家庭・学校・地域の連携により、社会的・職業的自立に必要な能力を育成するための取組（キャリア教育（※2））を推進します。

### ※2 キャリア教育

青森県の子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向け、郷土に愛着と誇りを持ち、チャレンジ精神あふれる人間として育つよう、必要な基盤となる資質、能力、態度を培うことを通して、キャリア発達を促す教育。

（「生きる・働く・学ぶをつなぐ 青森県教育委員会『キャリア教育の指針』」）

## ◇施策の方向 1 社会の変化に対応できる能力の育成

### ① 読書活動の推進

言葉を学び、表現力を高めるとともに、感性を磨き、豊かな想像力を身につけられるよう、読書や新聞の閲読・活用を推進します。

### ② 情報教育の推進

情報モラル教育（※3）やメディアリテラシー教育（※4）、ICTを利活用した情報教育を推進します。

また、インターネットやスマートフォン等の適切な利用について、家庭でのルールづくりを徹底するなど、インターネット上の有害情報から青少年を守るための取組を推進します。

### ③ 環境教育、防災教育の推進

人と自然との共生や生命を尊重する意識、森林保全、脱炭素・循環型社会の形成に向けた取組など、環境に関する理解と関心を深める環境教育を推進します。

また、災害についての正しい知識と、災害発生時などに主体的に対応できる判断力や実践力を身につける防災教育を推進します。

### ④ 創造力や探究心を育む教育の推進

創造力や探究心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方を育成するための教育を推進します。

### ※3 情報モラル教育

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身につけ、犯罪被害を含む危険の回避等情報を正しく安全に利用できるようにするための教育。

#### ※4 メディアリテラシー教育

メディアについて正しく理解し、適正・有効に活用する能力を身につけるための教育。

### ◇施策の方向2 社会参加の推進

#### ① 社会参加機会の充実

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、社会形成・社会参加に関する主権者教育、消費者教育などを推進します。

また、様々な機会を捉え、政策形成過程において子ども・若者が意見を表明する機会の確保に努めます。

#### ② 多様な活動機会の充実

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むため、集団遊びの場の確保やスポーツ・レクリエーション、自然体験、集団宿泊体験、芸術・伝統文化体験、農林漁業体験、地域づくり活動など、地域における多様な体験活動に参加・参画する機会の充実に努めます。

また、同世代や乳幼児・高齢者などの異世代との交流を通して、自分自身を見つめ成長する機会の充実に努めるとともに、社会貢献活動に関する理解や関心を深める機会の充実に努め、自主的な参加を促進します。

### ◇施策の方向3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実

#### ① 勤労観・職業観の形成

職場見学や職業体験学習など、職業と触れ合う機会の充実に努めるとともに、子どもたちが、将来、社会人や職業人として自立していくことができるよう、多様な働き方、生き方を選択するための知識や考え方を学習する機会を提供することなどにより、望ましい勤労観・職業観の形成を推進します。

#### ② 職業能力開発の充実

必要な職業知識・技能を身につけることができるよう、公共職業訓練施設等における職業能力開発の充実に努めるとともに、産業界等との連携による人財育成の取組を推進します。

#### ③ 就労支援・就労相談の充実

学校における就労相談の充実に努めるとともに、若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）、公共職業安定所（ハローワークヤングプラザ）、地域若者サポートステーション（あおもりサポステ）の「若年者就職支援施設」（※5）の一体的な運営により、一人ひとりの状況に応じたワンストップでの一貫した支援体制を確保するなど、若年者に対する就労支援の強化を図ります。

また、適職選択のための各種セミナーの実施や情報提供、職業相談、職業紹介などの取組を推進します。

県内企業等との連携により、若年求職者とのマッチングの機会を充実させ、新規学卒者をはじめとする若者の県内企業への就職を推進します。

若年層の創業・起業や農林水産業における新規就業に向けた支援、青森県福祉人材センター（※6）における福祉分野の職業への就労斡旋など、様々な分野で就業に向けた取組を推進します。

#### ※5 若年者就職支援施設

- ・ 若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）  
15歳から45歳未満までの若者が就職相談やセミナー、カウンセリング及び求人情報検索などの様々な就職支援サービスを無料で受けられる施設。
- ・ 公共職業安定所（ハローワークヤングプラザ）  
安定して働きたい若年者に対し、就職活動の促進や職場への定着を目的とし、職業指導や職業紹介、各種就業講習などの個別指導を無料でやっている。
- ・ 地域若者サポートステーション（あおもりサポステ）  
無業の状態にある若者の就労と自立をサポートする施設。面談・カウンセリング・若者キャリア開発プログラムなどを提供し、若者の職業的自立に向けた支援を包括的、継続的に実施。

注）一部雇用関係事業については、45歳未満の者も対象としている。

#### ＜若年者就職支援施設の一体的運営について～「ヤングジョブプラザあおもり」とは～＞

上記の3施設を一体的に運営する際の総称。これにより、特に厳しい雇用情勢の下に置かれている新規学卒未就職者をはじめとした若年求職者に対する就職支援機能を一層強化し、若年者の就職の促進と定着率の向上を図ることを目的とする。

#### ＜一体的運営の具体的な内容＞

##### （1）各施設一体となった運営 ～総合案内窓口の設置～

3施設の窓口を一本化し、来所者の利便性を高め、ニーズに合わせた誘導を行う。

##### （2）若年求職者に対する一貫した就職支援の実施

###### ① チーム支援の実施

3施設の職員で構成されたチームにより、学卒未就職者等に対し、集中的に就職支援を行う。

###### ② 「就勝クラブ」の実施

若年求職者の就職を、セミナーや職業紹介、カウンセリング（面接対策）により短期・集中的に支援する。

## ※6 福祉人材センター

社会福祉事業従事者の確保を目的として、職業安定法に基づく無料職業紹介事業を行うほか、社会福祉事業従事者等に対する研修、人材確保相談事業、社会福祉事業に関する啓発活動などを実施する機関。

青森県では、青森県社会福祉協議会に設置されている。

## 基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

### 重点目標3 ニート等に対する支援の充実を図ります

ニート等の若者の個々の状況に応じた就労支援体制の強化を図るとともに、若年者の早期離職防止や、非正規労働者の正規雇用化に向けた取組を推進します。

#### ◇施策の方向1 ニート等に対する就労支援の強化

##### ① 就労支援体制の強化

「若年者就職支援施設」の一体的な運営（参考 P57）などを通して、ニート等の若者に対する就労支援体制の強化を図ります。

##### ② 就労意識の醸成支援

職業講話や職業体験の実施、就職セミナーの開催、働くことに不安を抱えた若者に対するカウンセリングなどにより、若者が自信を持って働けるよう、就労意識の醸成を図ります。

#### ◇施策の方向2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進

##### ① 若者の職場適応と定着化に向けた取組の推進

若年者の職場適応と定着化を推進する県内事業所等の取組を支援するとともに、若年者等の就労意識形成のためのセミナーの開催や、雇用のミスマッチ解消のためのインターンシップ先の開拓などの取組を推進します。

##### ② 非正規労働者の正規雇用化に向けた取組の推進

企業等における若年者の正規雇用化へのフォローアップや、正社員への登用制度導入に向けた取組を推進するとともに、若年者及びその保護者に対する正規雇用化に向けた意識啓発を推進します。

### 重点目標4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります

いじめ、不登校、暴力行為を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応するための取組を、学校・家庭・地域が一体となって推進します。

また、志半ばでの高校中途退学に至ることのないよう、指導や支援の充実を図るとともに、中途退学者に対する支援を推進します。

## ◇施策の方向1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援の充実

### ① いじめ防止に向けた取組の推進

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した「青森県いじめ防止基本方針」に基づき、県、市町村、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携により、いじめ問題に対する取組の充実・強化を図ります。

### ② 相談・支援体制の充実

児童生徒の悩みや不安に対応する相談電話を設置するとともに、臨床心理に関して専門知識・経験を有するスクールカウンセラーや福祉に関する専門知識を有するスクールソーシャルワーカーなどと連携し、問題状況に応じた取組を推進します。

また、「青森県総合学校教育センター」などの教育相談窓口における相談支援の充実を図るとともに、教職員の教育相談能力の向上を図ります。

### ③ 学校・家庭・地域が連携した取組の推進

保護者や民生委員・児童委員、学校支援ボランティア等との連携を強化し、子どもたちの問題行動の早期発見・早期対応に努めるとともに、立ち直り支援に向けた取組を推進します。

また、県民一人ひとりがそれぞれの立場で、いじめ、暴力行為などの子どもたちの問題行動や不登校に関心を持ち、これらの防止に向けて県民一体となって取り組むよう意識啓発を推進します。

## ◇施策の方向2 高校中途退学の防止対策と中途退学者への支援の推進

### ① 高校中途退学の防止対策の推進

中途退学に係る実態の把握に努めるとともに、個別の指導や支援の充実を図るなど、中途退学を未然に防ぐための取組を推進します。

### ② 中途退学者への支援の推進

学校及び各分野の相談窓口等において、高校中途退学者に対し、個々の状況に応じて必要な情報提供や支援を行うなどの取組を推進します。

## 重点目標5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります

障害等のある子ども・若者の自立に向けて、関係機関等との連携により、発達段階に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、県民理解の促進と地域における支援の充

実を図るための取組を推進します。

## ◇施策の方向1 障害等のある子ども・若者への支援の充実

### ① 発達段階に応じた支援の推進

障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から、障害の特性に配慮した適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供や福祉サービスの充実に努めることなどにより、発達段階に応じた自立までの継続かつ一貫した支援を推進します。

### ② 学校における指導・支援の充実

障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けて、教職員の専門性の向上を図ることなどにより、一人ひとりの障害の特性に配慮した指導及び支援の充実に努めます。

### ③ 就労支援の充実

障害のある若者の職業的自立に向けて、関係機関等の連携により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開するほか、障害の態様やニーズに応じた職業訓練機会の充実に努めます。

また、産業界や労働関係機関との連携により、障害のある若者に対する就業体験の機会を提供するなど、職業教育の充実に努めるとともに、障害者雇用の促進に向けた企業等への理解啓発などの取組を推進します。

### ④ 障害者に対する文化芸術活動・生涯学習の支援

障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等の推進により、障害者等の文化芸術活動の充実に努めるとともにその生涯学習を支援します。

### ⑤ 慢性疾病を抱える子どもや難病患者の支援

幼少期から、長期にわたり治療が必要な慢性疾病を抱える児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、適切な療養の確保、自立心の確立を支援するため、相談支援等事業の実施により、健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。

また、疾病児童等については、移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して就労支援を引き続き実施します。

## ◇施策の方向2 発達障害のある子ども・若者への支援の充実

### ① 発達段階に応じた支援の推進

「青森県発達障害者支援センター」(※7)を核として、市町村、保健所、児童相

談所などの関係機関相互の連携により、支援対象児の早期発見・早期療育に努めるとともに、発達段階に応じた適切な支援を推進します。

## ② 学校における指導・支援の充実

発達障害を含む障害のある子どもが、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援が行われるよう、取組を推進します。

## ③ 県民理解の促進と地域における支援の充実

発達障害に対する正しい理解の促進に向けて、県民に対する普及啓発や情報提供などの取組を推進します。

また、当事者同士の自助グループ等の地域の取組を推進し、社会参加に向けた支援や家族の福祉の向上を図ります。

### ※7 発達障害者支援センター

発達障害のある人やその家族に対し、専門的にその相談に応じ、又は助言を行うほか、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関との連携により、発達障害のある人に対する総合的な支援を図るため、県では「青森県発達障害者支援センター」を県内3箇所に設置している。

## 重点目標6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります

様々な要因により人との接触を避け、就学・就業をせずに家の中にひきこもって暮らす子ども・若者及びその家族に対して、関係機関等の連携により、個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、県民理解の促進と相談・支援の充実を図るための取組を推進します。

### ◇施策の方向1 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実

#### ① 相談・支援体制の充実

「青森県ひきこもり地域支援センター」(※8)において、ひきこもりに対する専門的な相談を実施するほか、保健所、児童相談所、市町村等の関係機関や民間支援団体との連携により、ひきこもりに関する正しい知識の情報提供や相談・支援の充実に努めます。

#### ② 就労支援の充実

ひきこもりの状態にある若者の自立に向けて、関係機関等の連携により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援の展開を図るほか、当事者のニーズを踏まえた職業訓練機会の充実を図ります。

## ※8 ひきこもり地域支援センター

様々な要因によって、自宅以外での社会参加の場が長期間失われ、ひきこもりに悩んでいる人やその家族の相談に応じるほか、グループ支援、連絡協議会の設置、人材育成研修等ひきこもりに関する事業を実施しており、県では、「青森県ひきこもり地域支援センター」の本部、サテライトを設置している。

## 重点目標7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

関係機関の連携により、子ども・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見・早期対応を図るとともに、薬物乱用防止に関する取組の充実や、相談窓口における支援の充実を図るための取組を推進します。

また、問題を抱えた少年や家族に対し、関係機関が連携して立ち直りを支援するとともに、再非行や再犯の防止に向けた取組を推進します。

### ◇施策の方向1 非行・犯罪防止対策の充実

#### ① 早期発見・早期対応に向けた取組の推進

子ども・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関等による連携を強化し、少年指導委員等のボランティアをはじめとした地域の人々との協働による見守り活動や規範意識を高める取組、居場所づくりなどの取組を推進します。

また、非行集団や集団的不良交友関係について、その実態を把握し、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出など、総合的な対策を推進します。

#### ② 薬物乱用防止に関する取組の推進

関係機関等が連携して薬物乱用防止対策を推進するとともに、薬物依存者及びその家族への支援の充実や再乱用防止に向けた取組を推進します。

#### ③ 相談窓口における支援の充実

子ども・若者及びその家族が抱える非行や犯罪被害に関連した個々の問題に対して、適切な助言や支援を行うため、少年補導センター等における相談窓口の充実を図るほか、警察や学校、児童相談所等の関係機関の連携による総合的な支援を推進します。

### ◇施策の方向2 立ち直り支援体制の充実

#### ① 立ち直り相談・支援の充実

警察、学校、児童相談所、保護観察所等の関係機関が連携し、問題を抱えた少年や家族の個々の状況に応じて、立ち直りに関する相談・支援の充実を図ります。

## ② 地域における取組の充実

地域における社会参加活動、居場所づくり、就学・就労に向けた支援など、立ち直りを支援する取組の充実を図るとともに、再非行・再犯防止に向けた取組を一体的に推進します。

## 重点目標 8 子どもの貧困対策を推進します

困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、いわゆる貧困の連鎖によって将来が閉ざされることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるよう貧困対策を推進します。

### ◇施策の方向 1 子どもの貧困対策の推進

#### ① 教育の支援の推進

子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、学校を子どもの貧困対策のプラットホームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減などの経済的支援を行うほか、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担軽減と質の向上を図るとともに、生活困窮世帯等への学習支援の取組等を推進します。

#### ② 生活の支援の推進

子どもたちが安定した生活を送り、心身ともに健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、その保護者も含めた生活面の支援を推進します。

また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援をはじめ、相談機能の充実や支援施策の周知など、きめ細かな生活面の支援を行います。

#### ③ 保護者に対する就労支援の推進

世帯の生活の安定が図られるよう、また、保護者の働く姿を子どもに示すという教育的視点からも、保護者に対する就労の支援を推進します。

また、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るなど、不安定な就労形態にある家庭が多いことから、より高い収入が得られる就業を可能とするための支援の充実を図ります。

#### ④ 経済的支援の推進

生活保護をはじめとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援の確保を図ります。

また、ひとり親家庭に対して、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十分な周知を図ります。

## 重点目標9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります

子ども・若者の自殺対策について、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関との連携により推進します。

また、外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援の充実や性的マイノリティ（※9）等に対する理解促進のための取組を推進します。

### ※9 性的マイノリティ

①生まれつきの身体の性、②性別自認（「女性」「男性」あるいはその「どちらでもない」などのように、自分の性別をどのように捉えるかを指す。「心の性別」ともいう。）、③性的指向（恋愛や性愛あるいは人生のパートナーとして惹かれる人の性別との関係性のこと。同性愛、両性愛、異性愛、無性愛などがある。）、④性別表現（振る舞い方や服装、髪型などの表現が「女らしい」「男らしい」「中性的」など、どのように表現されているかを指す。）の4要素において、多数の人と在り方が異なる人々のことをいいます。

## ◇施策の方向1 子ども・若者の自殺対策の推進

### ① 児童生徒等への支援の充実

18歳以下の自殺は、長期休業開けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業開けの時期にかけて、小学校・中学校・高等学校等において、悩みを抱える児童生徒の早期把握・見守り等の取組を推進します。

保健室や相談室などをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡充に向けた取組を進めるなど、学校における相談体制の充実を図ります。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行います。

### ② SOSの出し方・受け止め方に関する教育の推進

学校において、児童生徒に対して、命の大切さを考えさせる教育、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法や、心の危機に陥った友人からのSOSの受け止め方を学ぶための教育（SOSの出し方・受け止め方に関する教育（※10））、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。

### ③ 若者への支援の充実

若年無業者に対しては、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。

ひきこもりの若者に対しては、第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行

います。

このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、ひきこもりの本人や家族に対して、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行います。

精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者に対しては、関係機関の連携により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、早期発見・早期介入のための取組を推進します。

#### ④ 若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、SNSなどのインターネット上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われています。そのため、SNS等を含むICTも活用した相談体制を強化します。

支援を必要としている人が、適切な支援策に係る情報を容易に得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化します。

#### ※10 SOSの出し方・受け止め方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感できる教育に加えて、心の機能・感情・自らの思考パターン等について学び、自尊感情を涵養し、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけ、子どもや友人が出したSOSへの気づきと、適切な対処方法（受け止め方）を学ぶための教育。

SOSの出し方に関する教育は、教職員や地域の保健師等の協働による実施を基本とし、受け止め方に関する教育は、教職員等だけではなく、子ども・若者の理解を促進することが必要。

### ◇施策の方向2 外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援の充実

#### ① 児童生徒の就学支援の充実

外国人の子どもや帰国児童生徒が、機会を逸することなく円滑に就学できるようにするための支援を行います。

#### ② 公立学校の受入体制等の充実

公立学校の受入体制や日本語指導の体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな適応支援や日本語指導の充実を図ります。

### ◇施策の方向3 性的マイノリティに対する理解の促進

#### ① 子ども・若者への理解の促進

性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要

な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、県民の理解を深めるための啓発活動を行います。

## **重点目標 10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します**

子ども・若者の育成支援に関わる関係機関相互の連携・協力体制を強化するとともに、関係機関等における支援対応能力の向上を図ることなどにより、困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進します。

### **◇施策の方向 1 関係機関等による相談支援体制の強化**

#### **① 関係機関等による連携・協力体制の強化**

困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各分野における関係機関等により構築したネットワークにおける相互の連携・協力体制の強化を図ります。

#### **② 市町村との連携強化**

子ども・若者やその家族にとってより身近な窓口となる市町村において、適切な支援が実施されるよう、必要な情報提供や指導助言等を行うなどにより、市町村との連携・協力体制の強化を図ります。

### **◇施策の方向 2 支援対応能力の向上と支援機関の周知**

#### **① 関係機関等における支援対応能力の向上**

支援を必要とする子ども・若者やその家族からの相談に適切に対応していくため、関係機関等における支援対応能力の向上を図るとともに、子ども・若者やその家族等の抱える困難の状況に応じて、適切な相談窓口や専門機関を案内・紹介するための総合案内機能として、「子ども・若者総合案内」の充実を図ります。

#### **② 支援機関等に関する情報提供の充実**

孤独や孤立を抱え地域とのつながりを必要とする子ども・若者の居場所づくりや就学・就労に関する相談、支援を行っている機関の情報提供の充実を図ります。

## **基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成**

### **重点目標 11 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します**

グローバル化が進行する社会において必要とされる能力やアイデンティティ等を培う教育や、科学技術に精通した人財等の育成、創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します。

## ◇施策の方向1 グローバル社会で活躍する人財の育成

### ① 国際理解教育の推進

我が国や郷土の文化・伝統に愛着と誇りを持ち、世界の文化・伝統、多様な生活習慣について関心と理解を深める学習機会の充実を図るとともに、コミュニケーション能力の育成を重視した外国語教育を推進します。

## ◇施策の方向2 科学技術に精通した人財等の育成

### ① 理数教育の推進

児童生徒の科学技術、理科・算数・数学への関心を更に高め、また、優れた素質を発掘し才能を伸ばさせるため、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールや、理数系教育に関する協議会における発表会等、各学校段階における力試し・切磋琢磨の場を設けるなどの取組を支援します。

### ② 情報通信技術人財の育成

大学等において、産学連携により、企業等の実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践教育を推進し、情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人財を育成します。

### ③ 起業家の育成

若者が起業家マインド、事業化ノウハウ、課題発見・解決能力を身につけることを目指し、広い視野と主体性を持った実践的な人財育成の取組を支援します。

## ◇施策の方向3 地域づくりで活躍する若者の応援

### ① 若者による地域づくりの推進

地域産業を担う高度な専門的職業人財を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人財を創出するために、大学や高等専門学校、専修学校等において、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化します。

地元大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地元企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携により、地方における雇用の創出、若者の定着に向けた取組を促進します。

都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該過疎地域等への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりを図ります。

## ◇施策の方向 4 国際的に活躍できる次世代競技者の育成

### ① 次世代競技者の育成

各競技における国内外強化合宿の実施や有望な選手等の海外派遣など、オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘・育成・強化などの取組を実施します。

## 基本目標Ⅳ 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

### 重点目標 12 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します

家庭教育を地域全体で支援する取組や、家庭や地域との連携による開かれた学校づくりを推進するとともに、居場所づくりや体験活動の推進など、地域が主体的に行う支援の充実を図ることにより、家庭・学校・地域の相互連携による社会全体の教育力向上を推進します。

## ◇施策の方向 1 家庭の教育力向上のための支援の推進

### ① 相談体制や学習機会の充実

家庭教育相談窓口における相談体制の充実を図るとともに、家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。

### ② 地域における支援の充実

地域団体が行う家庭教育支援の取組の活性化を図るとともに、家庭教育支援に携わる地域の人財育成やネットワークづくりを推進します。

## ◇施策の方向 2 家庭や地域との連携による学校づくりの推進

### ① 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）等の活用により、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながら、その協力を得て学校運営を進め、家庭や地域に開かれた学校づくりを推進します。

### ② 学校を支援する人財の育成

地域住民による学校支援ボランティア活動の充実と一層の活性化を図るための取組を推進します。

## ◇施策の方向 3 地域の教育力向上のための取組の推進

### ① 居場所づくりの推進

「放課後子どもプラン」に基づく取組をはじめ、子どもたちのための放課後の居場所づくりについて、関係機関、地域団体やボランティア等と連携して推進します。

また、すべての子ども・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育んだり、困難に直面したときには支援を求めたりすることができるような居場所（サード・プレイス）づくりを推進します。

### ② 地域活動・体験活動の推進

子どもたちの地域活動や体験活動について、地域団体やボランティア等と連携して推進します。

子ども・若者自身による同世代又は年齢が近い世代のボランティア等による活動やネットワーク形成などの取組を推進するとともに、善意ある行為を顕彰するなどの取組を推進します。

### ③ 安全・安心に配慮した地域づくりの推進

通学路などの安全点検や「あいさつ・声かけ活動」への取組など、子どもたちの安全・安心に配慮した地域づくりを推進します。

### ④ 地域の教育力向上に向けたネットワークづくりの推進

複雑・多様化する子ども・若者問題に地域で適切に対応し、明るい地域社会をつくるため、地域の青少年育成団体、子育て支援団体などの民間組織のネットワークづくりを推進します。

## 重点目標 13 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します

県民一人ひとりが、子ども・若者の育成支援に参画することができる環境づくりを推進します。

### ◇施策の方向 1 地域活動の支援の充実

#### ① 活動支援の充実

地域団体について、子ども・若者をはじめとする多様な意見を柔軟に取り入れつつ運営・組織の活性化を図るとともに、子ども・若者育成に関わる者のネットワークづくりを推進するなど、地域活動の活性化に向けた取組を推進します。

#### ② 県民の意識啓発

子ども・若者の育成支援に関する県民一人ひとりの理解をより一層深めるため、関係機関や団体が一体となった青少年育成県民運動を展開します。

また、家族や地域の大切さなどについての理解を促進するとともに、大人自身の

規範意識の向上を図る意識啓発などの取組を推進します。

## ◇施策の方向2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進

### ① ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに、仕事と生活を調和させることができるような働き方（ワーク・ライフ・バランス（※11））の実現に向けて、関係機関や民間企業等との連携による環境づくりを推進します。

### ② 育児休業取得促進に向けた取組の推進

企業等における育児休業制度の活用を促進するため、各種セミナー等で周知を図るなどの取組を推進します。

### ③ 多様な保育サービスや放課後児童対策の充実

多様な働き方に対応した保育サービスや放課後児童対策など、子育て家庭を支えるサービスの充実に向けた取組を推進します。

#### ※11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く人々の健康が保持され、家族で過ごす時間、父母等が子ども・若者と向き合う時間、若者が自己啓発、地域活動等を行うための時間等を持つことができるよう、また、困難な状況を抱える若者の自立・社会参加等に資するよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を進め、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、積極的に取り組む必要がある。

## 重点目標14 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

青森県青少年健全育成条例に基づく社会環境浄化対策や、青少年のインターネット等の利用をめぐる問題に対する取組、子ども虐待などをはじめとした各種被害の未然防止や早期対応を図る取組など、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化に向けた取組を、関係機関や民間団体との連携により推進します。

## ◇施策の方向1 社会環境浄化対策の推進

### ① 社会環境浄化対策の推進

青森県青少年健全育成条例に基づき、有害図書類、有害がん具類等に関する規制、わいせつな行為の禁止、深夜外出の制限などを行うことにより、青少年の健全な育成を阻害する行為を規制等するとともに、関係機関・団体の協力を得ながら、適切な社会環境浄化対策に取り組みます。

また、関係機関と連携し、子ども・若者の薬物乱用及び未成年者の喫煙・飲酒を防止するための取組を推進します。

## ② インターネット等をめぐる問題対策の推進

青少年及び保護者に対して、SNS等インターネットの適切な利用やフィルタリング（※12）の利用普及、家庭でのルールづくりに関する意識啓発を推進するとともに、関係機関・業界等による自主規制の取組を推進します。

### ※12 フィルタリング

SNS等インターネット上のウェブサイトなどを一定の基準に基づき選別し、青少年が有害な情報を閲覧できないようにするプログラムやサービス。

## ◇施策の方向2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

### ① 子ども虐待防止と保護対策の推進

市町村、児童相談所、医療機関など関係機関の連携強化により、子ども虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止に係る取組を推進します。

また、虐待を受けた子どもに対するケア及びその保護者等に対する継続的な指導助言などに取り組むとともに、虐待を受けた子ども等を、里親家庭やファミリーホーム等、より家庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護を推進します。

### ② 子ども・若者の被害防止対策の推進

児童買春・児童ポルノに係る犯罪などの被害者となることを防ぐため、社会全体に対する広報啓発や、犯罪の取締りと被害の発見・保護などの取組を推進します。

薬物乱用を未然に防止するため、関係機関との連携による薬物乱用防止教室などの取組を推進します。

暴力団に加入したり、暴力団犯罪の被害に遭わないよう、暴力団排除のための取組を推進します。

性犯罪やエイズ感染などを防止するため、性に関する学習機会や、不安・悩みに対する相談などの取組を推進します。

交通事故から自分や他者の身を守る能力を養うため、発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

その他、犯罪や不当請求、交際相手からの暴力などの被害から身を守るため、自らの危険を予測し、回避する能力を身につけるための被害防止教育などの取組を推進します。

### ③ 犯罪被害者への支援の充実

犯罪被害等を受けた子ども・若者の精神的負担の軽減を図るとともに、立ち直りを支援するための相談支援活動などを推進します。

## **基本目標Ⅴ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成**

### **重点目標 15 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します**

子ども・若者の育成支援に関わる地域の人財を育成するとともに、専門性の高い人財を養成します。

#### **◇施策の方向 1 地域の人財育成**

##### **① 育成関係者の人財育成**

青少年育成団体、青少年健全育成推進員、民生委員・児童委員、体験活動及び家庭教育支援者、学校支援に関わるコーディネーター、少年警察ボランティア等の子ども・若者の育成支援に関わる人財の育成に向けた取組を推進します。

また、これからの社会の中核を担う青少年リーダーを育成するための取組を推進します。

#### **◇施策の方向 2 専門性の高い人財の養成**

##### **① 総合的な知見の下に支援をコーディネートする人財の養成**

相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO法人の職員等を対象に、教育、福祉、雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子ども・若者を円滑な社会生活へと導く支援をコーディネートする人財を養成するため、国が実施する研修への職員の派遣等により、専門性の高い人財を養成します。

##### **② 教員の資質能力の向上**

子どもの心身の発達、人格形成に大きな影響を与える教員の資質を向上させるための研修の充実を図ります。

## 第5章 計画の推進に向けて

計画を着実かつ効果的に推進していくため、全庁的な推進体制を整備するとともに、関係機関との連携・協働による総合的な推進体制の整備に取り組みます。

### 1 県の推進体制

#### (1) 全庁的な推進体制の強化

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「青森県青少年行政連絡会議」において、全庁的に計画を推進するとともに、各部局連携のもとで子ども・若者関連施策を総合的に推進していきます。

#### (2) 審議会等による有識者及び県民の意見等の反映

有識者等で構成される「青森県青少年健全育成審議会」をはじめ、県民等の提言・意見を踏まえながら計画を推進するとともに、提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。

#### (3) 子ども・若者の意識や行動に関する調査の実施

子ども・若者の意識や行動に関する調査を引き続き実施し、その結果を効果的な施策の推進に反映させていきます。

### 2 関係機関等との連携・協働

#### (1) 子ども・若者育成支援のためのネットワークの充実強化

子ども・若者の育成支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の各分野の関係機関・民間支援団体等によるネットワークの充実強化を図り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

#### (2) 国、他都道府県との連携の充実

「子ども・若者育成支援推進法」では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。また、社会環境浄化や有害情報から青少年を守る取組については、県域を越えて対応していかなければならない課題も存在します。

このため、これまで以上に国や他都道府県との緊密な連携を図りながら、子ども・若者育成支援に係る各種施策を推進していきます。

また、国の制度や施策が必要となる課題については、必要な措置を国に対して要望していくとともに、国の関係機関とも連携・協力し、本計画を着実に推進していきます。

### **(3) 市町村との連携推進による支援体制の充実**

子ども・若者にとっての生活基盤は身近な市町村にあることから、市町村における子ども・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、必要な情報提供や連絡調整を行うなど、市町村との緊密な連携を図りながら支援を推進していきます。

### **(4) 民間団体等との連携・協働**

子ども・若者の育成支援に関する様々な課題に適切に対応していくためには、NPO法人・ボランティア団体、青少年健全育成・子育て支援団体、企業、大学など、様々な主体と行政が目標を共有し、その目標に向かって、ともに力を合わせて活動することが重要です。

このため、子ども・若者の育成支援に関わる様々な分野において、民間団体等との連携・協働した取組を推進するとともに、これらの関係機関とのネットワークづくりを推進していきます。

また、「青少年育成県民運動」や「命を大切に作る心を育む県民運動」をともに進めることなどを通じて、県民の「地域の子ども・若者は、地域で守り育てる」という意識を醸成するとともに、あいさつ・声かけ活動をはじめとした地域活動などの更なる推進・拡大を目指します。

## **3 計画の進行管理**

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において、各種施策の進行管理を行います。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。